

平成 23 年度

柏市包括外部監査結果報告書

包括外部監査人

堀切 進



## 目 次

### 公有財産、物品、基金に関する事務の執行について

<b>第1 監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 監査の種類.....	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）.....	1
3. 監査対象年度.....	1
4. 監査対象部局.....	1
5. 包括外部監査人及び補助者.....	2
6. 特定の事件の選定理由.....	2
7. 監査の要点.....	3
8. 監査手続.....	3
9. 利害関係.....	3
<b>第2 監査の結果及び意見</b> .....	<b>4</b>
<b>I. 公有財産</b> .....	<b>4</b>
1. 公有財産の概要.....	4
2. 公有財産の取得及び処分等.....	10
3. 公有財産の維持・管理.....	11
4. 建築物の耐震化.....	24
5. 市有施設のアスベスト対応.....	29
6. 市有施設の修繕計画.....	30
7. 未利用地.....	32
8. 行政財産の使用許可及び普通財産の貸付.....	68
9. 有価証券及び出資.....	77
10. 不動産に係る総括意見.....	83
<b>II. 物品</b> .....	<b>86</b>
1. 物品の概要.....	86
2. 実施した監査手続.....	91
3. 監査の結果及び意見.....	99
4. 物品に係る総括意見.....	164
<b>III. 基金</b> .....	<b>166</b>
1. 基金の概要及び実施した監査手続.....	166

2.	柏市土地開発基金	168
3.	財政調整基金	172
4.	柏市職員退職手当基金	173
5.	柏市介護保険事業財政調整基金	175
6.	柏市都市整備基金	177
7.	柏市福祉医療基金	178
8.	柏市文化振興基金	180
9.	柏市スポーツ振興基金	183
10.	柏市国際交流振興基金	186
11.	柏市庁舎建設基金	188
12.	基金に係る総括意見	190

凡例

- ① 本書における金額は、表示単位未満を四捨五入して表示している。
- ② 比率(%)は、少数点以下第2位を四捨五入して第1位までを表示している。

公有財産、物品、基金に関する事務の執行について



## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく監査

### 2. 特定の事件（監査のテーマ）

公有財産、物品、基金に関する事務の執行について

### 3. 監査対象年度

平成22年度（ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。）

### 4. 監査対象部局

内 容	所管部局	
公有財産/物品	総務部	資産管理課
	企画部	情報政策課
	会計課	
	教育委員会事務局 学校教育部	学校教育課
	その他関係部署	
	出資団体	株式会社ディー・エス・ケイ
庁舎建設基金	総務部	資産管理課
職員退職手当基金		給与厚生室
財政調整基金	財政部	財政課
土地開発基金		
国際交流振興基金	地域づくり推進部	協働推進課
福祉医療基金	保健福祉部	保健福祉総務課
介護保険事業財政調整基金		介護保険管理室
都市整備基金	都市部	都市計画課
スポーツ振興基金	教育委員会事務局	スポーツ課
文化振興基金	生涯学習部	文化課

なお、上記部局のほか必要に応じて対象としている。

## 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

堀切 進 公認会計士

補助者

浅野 俊治 公認会計士

小出 健治 公認会計士

成島 徹 公認会計士

村瀬 征雄 公認会計士

伊原 嘉伸 公認会計士

藤田 晃士 公認会計士

## 6. 特定の事件の選定理由

柏市では現在、景気の低迷により市税等の税収の伸び悩みが予想され、さらに少子高齢化により市の負担する社会保障費の増加が懸念されている。また、普通会計の市債残高は平成21年度末で1,166億円と多額であり、これは県内の他市町村と比較して高い水準であるといえる。このような厳しい財政状況において、多額の税金を投入した公有財産や物品等の財産の管理と運用について、重要性が高まっているとともに、市民にとっても重大な関心事となっていると考えられる。

柏市の作成している平成21年度末の柏市普通会計貸借対照表(総務省方式改訂モデルに準じて作成)における資産合計は5,742億円である。なかでも有形固定資産は5,305億円と資産合計の大部分を占めている。

特に柏市の所有する主要な公有財産である土地及び建物は、平成21年度における「財産に関する調書」によれば、土地4,020千㎡、建物750千㎡となっている。

地方公共団体の財産は、地方財政法第8条において、常に良好の状態において管理し、その所有目的に応じて最も効率的に運用しなければならないとされている。

柏市においても、「柏市行政経営方針(柏市第四次行政改革大綱)」の推進項目として、「歳出抑制に向けた取組み」の中に「公共施設の有効活用と老朽化対策」を掲げており、施設の更新及び修繕に対する計画的対応やその有効活用に取組む方針としている。

以上のことから、これら公有財産や物品等の財産に関する事務が関連法令等に照らして適切に執行されているか、その管理運営が経済的・効率的であるかについて監査を行うことは有用であると判断した。

ただし、債権については平成21年度の包括外部監査において、市税・国民健康保険料等の賦課・徴収に関する事務執行において既に監査対象としているため今回の範囲から除外した。



## 7. 監査の要点

- (1) 財産(リースを含む。)の受払残高を示す書類は整備されているか。財産の分類が誤っているものはないか。
- (2) 財産の現物調査が行われているか。
- (3) 財産の購入、移動、処分及び廃棄は適法になされているか。
- (4) 財産は効率的に運用されているか。遊休施設、不用品、未使用品は適切に管理されているか。また、活用、転用あるいは売却が図られているか、不法占拠されているものはないか。
- (5) 行政財産の使用許可、使用料には合理性があり、かつ、適法になされているか。
- (6) 普通財産の貸与には合理性があり、かつ、適法になされているか。

## 8. 監査手続

各個別の箇所においてそれぞれ記載している。

## 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査の結果及び意見

### I. 公有財産

#### 1. 公有財産の概要

##### (1) 公有財産の定義及び種類、範囲

公有財産については、地方自治法第238条に以下のように規定されている。

(公有財産の範囲及び分類)

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 財産の信託の受益権

##### 2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第三百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
- 三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の四第一項に規定する短期債
- 四 保険業法(平成七年法律第百五号)第六十一条の十第一項に規定する短期社債
- 五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債
- 六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

##### 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

##### 4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

上記規定から柏市財務規則(以下、「財務規則」という。)及び柏市(以下、「市」という。)が作成した「公有財産 管理の手引き」(以下、「手引き」という。)の内容を加味し、種類別区分を表で示すと、以下のとおりとなる。

【種類別区分】

公有財産	物権	不動産	土地
			土地の定着物(建物、工作物、立木等)
		動産	船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
			不動産及び動産の従物(建物に付属した戸、障子、畳、エレベーター等)
		用益物権	地上権
			地役権
			鉱業権
			上記に準ずる権利 (永小作権、漁業権、入会権等)
		無体財産	特許権
			著作権
	商標権		
	実用新案権		
	上記に準ずる権利(意匠権等)		
	有価証券及び出資による権利	株券	
		社債券(特別の法律により設立された法人の発行する債券を含む)	
		地方債証券(社債等登録法の規定により登録されたものを含む)	
		国債証券(国債に関する法律により登録されたものを含む)	
		上記に準ずる有価証券(投資信託の受益証券等)	
		出資による権利	

ただし、これらに属するものであっても、基金に属するものは公有財産から除かれ、基金財産として取り扱われる。

また、公有財産を所有目的別に行政財産、普通財産に区分した場合は以下の表のとおりとなる。なお、通常普通財産は「行政財産以外の財産」と定義されるが、市は財務規則第 227 条第 2 項において普通財産を「第一種普通財産」と「第二種普通財産」に区分している。

【所有目的別区分】

公有財産	行政財産	公用財産	市において、市の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定したもの 例) 本庁舎、消防庁舎等
		公共用財産	市において、公共の用に供し、又は供するものと決定したもの 例) 学校、公園、図書館等
	普通財産	第一種普通財産	市において、行政上、貸し付け、売り払い、又は交換等の用に供するものとしてその用途又は目的が決定された普通資産
		第二種普通財産	第一種以外の普通財産

(2) 監査の対象とした公有財産の範囲

公有財産のうち、以下の事項は市が保有していないため対象外としている。

動産…船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

用益物権…鉱業権、上記に準ずる権利(永小作権、漁業権、入会権等)

無体財産(電話加入権については除却処理している)。

有価証券及び出資による権利…社債券、地方債証券、国債証券、左記に準ずる有価証券(投資信託の受益証券等)

なお、不動産の「土地の定着物」(工作物、立木等)及び動産の「不動産及び動産の従物」(建物に付属した戸、障子、畳、エレベーター等)については、区分管理していないため、対象外としている。

(3) 市の公有財産の状況

市が作成している「市有財産現在高」のうち、「財産に関する調書」に記載されている、土地及び建物、物権、有価証券及び出資による権利の3年間の年度末残高及び増減高は以下のとおりである。

① 土地

(単位：㎡)

区分	H20年度末 現在高	増減	H21年度末 現在高	増減	H22年度末 現在高
本庁舎	28,608.05	1,490.89	30,098.94	1,065.69	31,164.63
消防施設	31,195.53	899.59	32,095.12	509.67	32,604.79
その他の施設	419,397.94	△93.50	419,304.44	△23,128.18	396,176.26
公用財産計	479,201.52	2,296.98	481,498.50	△21,552.82	459,945.68
学校	1,273,265.96	13,175.77	1,286,441.73	8,271.94	1,294,713.67
公営住宅	42,874.83	△305.03	42,569.80	0.00	42,569.80
公園	1,128,680.20	19,103.69	1,147,783.89	10,785.22	1,158,569.11

区分	H20 年度末 現在高	増減	H21 年度末 現在高	増減	H22 年度末 現在高
その他の施設	841,409.80	997.51	842,407.31	4,050.55	846,457.86
公共用財産計	3,286,230.79	32,971.94	3,319,202.73	23,107.71	3,342,310.44
行政財産合計	3,765,432.31	35,268.92	3,800,701.23	1,554.89	3,802,256.12
貸付	65,404.58	9.05	65,413.63	3,143.94	68,557.57
その他の施設	131,645.97	22,177.94	153,823.91	32,593.77	186,417.68
普通財産合計	197,050.55	22,186.99	219,237.54	35,737.71	254,975.25
公有財産合計	3,962,482.86	57,455.91	4,019,938.77	37,292.60	4,057,231.37

(注) 主な増減内容(平成 22 年度)

公用財産(その他の施設)△22,462 m<sup>2</sup> … 十余二工業団地終末処理場種別替

普通財産(その他の施設) 22,462 m<sup>2</sup> … 十余二工業団地終末処理場種別替変更

普通財産(その他の施設) 14,367 m<sup>2</sup> … (仮称)こんぶくろ池公園用地買入

## ② 建物

(単位：m<sup>2</sup>)

区分	H20 年度末 現在高	増減	H21 年度末 現在高	増減	H22 年度末 現在高
本庁舎	28,532.24	78.38	28,610.62	945.76	29,556.38
消防施設	15,012.23	692.68	15,704.91	0.00	15,704.91
その他の施設	93,015.45	0.00	93,015.45	△732.37	92,283.08
公用財産計	136,559.92	771.06	137,330.98	213.39	137,544.37
学校	391,329.69	193.21	391,522.90	1,791.58	393,314.48
公営住宅	49,823.58	0.00	49,823.58	0.00	49,823.58
公園	11,767.14	0.00	11,767.14	373.06	12,140.20
その他の施設	143,780.36	7,329.46	151,109.82	△114.75	150,995.07
公共用財産計	596,700.77	7,522.67	604,223.44	2,049.89	606,273.33
行政財産合計	733,260.69	8,293.73	741,554.42	2,263.28	743,817.70
貸付	2,877.04	773.72	3,650.76	0.00	3,650.76
その他の施設	2,306.21	2,016.82	4,323.03	934.59	5,257.62
普通財産合計	5,183.25	2,790.54	7,973.79	934.59	8,908.38
公有財産合計	738,443.94	11,084.27	749,528.21	3,197.87	752,726.08

(注)1. 延べ面積を記載している。

2. 主な増減内容(平成 22 年度)

公用財産(本庁舎) 945 m<sup>2</sup> … 分庁舎寄附

公用財産(その他の施設) △934 m<sup>2</sup> … 十余二工業団地終末処理場種別替

公共用財産(学校) △4,216 m<sup>2</sup> … 風早南部小学校取壊し

公共用財産(学校) 5,963 m<sup>2</sup> … 風早南部小学校新築

普通財産(その他の施設) 934 m<sup>2</sup> … 十余二工業団地終末処理場種別替

## ③ 物権

(単位：m<sup>2</sup>)

区分	H20 年度末 現在高	増減	H21 年度末 現在高	増減	H22 年度末 現在高
地上権	6,233.26	0.00	6,233.26	248.69	6,481.95
地役権	1,386.67	0.00	1,386.67	0.00	1,386.67
合計	7,619.93	0.00	7,619.93	248.69	7,868.62

(注) 主な増減内容(平成 22 年度)

地上権 165 m<sup>2</sup> … 大津川左岸第 4 号雨水幹線バイパス事業用地(下水道)設定

④ 有価証券及び出資による権利

(単位：千円)

区分	H20年度末 現在高	増減	H21年度末 現在高	増減	H22年度末 現在高
株券	7,500	－	7,500	△1,300	6,200
出資による権利	16,201,743	74,570	16,276,313	58,114	16,334,427

(注) 主な増減内容(平成22年度)

株券 △1,300千円 … (株)藤ヶ谷カントリー倶楽部株式売却

出資による権利 58,114千円 … 北千葉広域水道企業団増資

(4) 事務手続

公有財産管理に関する諸手続については、その目的ごとに以下のように定められている。

No	目的	柏市 財務規則	必要書類
1	購入時	第216条	公有財産購入決議書(第90号様式)
2	建物を新築、増築、改築 又は移転時	第217条	公有財産異動報告書(第119号様式)(建物)
3	寄附時	第218条	公有財産寄附受納決議書(第91号様式) 寄附申出書(第92号様式) 寄附受入書(第93号様式)
4	他の財産管理者において 管理すべき公有財産を取 得した時	第221条	公有財産引継書(第94号様式)
5	建物、工作物、動産の損 害保険加入時	第225条	損害保険加入・解除手続依頼書(第95号様式) 損害保険加入・解除手続完了届(第96号様式)
6	所管換又は所属換時	第229条	公有財産所管(所属)換決議書兼引継書(第99号様式) 公有財産所管(所属)換通知書(第121号様式)
7	種別替時	第230条	公有財産種別替決議書兼引継書(第100号様式) 公有財産種別替通知書(第122号様式)
8	行政財産の用途変更・用 途廃止時	第231条	行政財産(教育財産)用途変更決議書(第101号様式) 行政財産(教育財産)用途廃止決議書兼引継書(第102号様式) 行政財産(教育財産)用途変更通知書(第123号様式) 行政財産(教育財産)用途廃止通知書(第124号様式)
9	行政財産の使用許可時	第235条 第236条	行政財産(教育財産)使用許可申請書(第103号様式) 行政財産(教育財産)使用許可決議書(第104号様式) 行政財産(教育財産)使用許可書(第105号様式)(有償・無償)
10	普通財産の貸付時	第242条 第243条	普通財産貸付申請書(第106号様式) 普通財産貸付決議書(第107号様式)
11	普通財産の交換時	第248条 第249条	普通財産交換決議書(第108号様式) 普通財産交換申請書(第109号様式)
12	普通財産の譲与又は譲 渡時	第252条	普通財産譲与・譲渡申請書(第110号様式) 普通財産譲与・譲渡決議書(第111号様式)
13	普通財産の交換差金又 は売払代金の延納時	第254条	交換差金・売払代金延納申請書(第112号様式)

No	目的	柏市 財務規則	必要書類
14	建物取壊時	第 260 条	建物取壊決議書(第 113 号様式)
15	公有財産台帳記録時	第 261 条	柏市公有財産台帳(第 114 号様式) 柏市公有財産台帳副本(第 115 号様式) 柏市公有財産記録簿(第 116 号様式)
16	公有財産異動時	第 262 条	公有財産異動報告書(第 119 号様式)(土地・建物・工作物・有価証等) 公有財産異動通知書(第 120 号様式)
17	天災その他事故による滅失又はき損時	第 265 条	公有財産災害報告書(第 125 号様式)

(市資料より)

#### (5) 公有財産に対する放射性物質に係る影響

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により、東日本各地において環境汚染、特に土壌汚染が懸念されている。

市においても、平成 23 年 10 月に市有地の一部で放射線量の高い箇所が発見され、市及び環境省による測定調査が実施された。今後、当該土地に係る除染作業の取扱いは環境省での所管となる。また、市では市内各所での放射線量測定も終了し、その結果を公表している。

今回の原子力発電の事故は、原子力事業者のみではなく、国のエネルギー政策とも密接に関連するものであり、国はこの状況を受け、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」並びに「基本方針」を制定した。その中で、柏市は汚染状況重点調査地域として指定され、その方針に基づく法定計画として平成 24 年 1 月 13 日現在、「柏市除染実施計画」を策定中である。当該計画では、市内における追加被ばく線量が年間で 1 ミリシーベルトを超えない環境(毎時の空間放射線量率の目安は 0.23 マイクロシーベルト)となることを目指し、子どもの生活環境・利用度の高い施設・生活及びその周辺を優先的に除染対象としている。具体的な目標として、学校等及び公園並びに子供の利用の多いスポーツ施設については平成 24 年度末まで、その他の公共施設等は平成 25 年度末までの除染作業の実施を掲げている。

ただし、原子力事故という過去に例を見ない重大事故であることから将来の予想が難しく、その対応には膨大な費用と時間が予想され、国及び地方公共団体、原子力事業者による負担関係も今後短期的には確定しないと思われる。従って今後の除染活動と特に公有財産の処分に対する影響を想定することは困難であることから、今回の報告書においては、公有財産及びその利活用並びに処分等に与える福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響は考慮していない。

## 2. 公有財産の取得及び処分等

### (1) 概要

公有財産の取得及び処分について

公有財産の取得とは、買入れ、寄附の受入れ、工事による場合の新営(新築、増築、新設等)、交換、収用、換地、帰属等の方法による公有財産の増加である。

公有財産を取得しようとするときは、必ず当該物件を調査し、質権、抵当権、借地権その他の物上負担がある場合は、必要に応じその所有者または権利者にこれを消滅させるか、またはこれに関し必要な措置を講じる(財務規則第 215 条)。

公有財産の処分とは、公有財産を絶対的に減少させることである。その態様には売払い、交換、取壊し等がある。売払いや交換は、行政財産については禁止されており(地方自治法第 238 条の 4)、普通財産に特有の事務である。

普通財産を譲渡する場合、譲受人の売払代金支払能力、用途指定の必要性等を調査の上、適正な時価により実施する。減額譲渡及び譲与を行う場合は、議会の決議または条例(地方自治法第 237 条第 2 項、第 238 条の 5 第 1 項、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例)に従い条件を決定する(財務規則第 252 条、253 条)。

公有財産に関する事務で、特に重要とされるものについては、議会の関与を受けることになっている。その内容は以下のとおりである。

原因	議会の承認を要するもの	関係法令
買入れ、売払い	予定価格が2,000万円以上のもの (土地の場合は1件5,000㎡以上のものに 限る)	- 地方自治法第96条第1項第8号 - 地方自治法施行令第121条の2第2項 - 柏市契約及び財産取得処分条例
交換、譲与 無償または減額貸付 出資の目的または支払手段として 使用	条例で規定する以外のもの	- 地方自治法第96条第1項第6号 - 地方自治法第237条第2項 - 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する 条例
寄附等の受納	負担付きの寄附文は贈与を受けるもの	- 地方自治法第 96 条第 1 項第 9 号
工事請負	予定価格が 2 億円以上のもの	- 地方自治法第96条第1項第5号 - 地方自治法施行令第121条の2第1項 - 柏市契約及び財産取得処分条例

(市資料より)

### (2) 実施した監査手続

公有財産の取得及び処分に係る事務の執行が、法令及び条例・規則等に従い実施されているかについて検討した。具体的には平成 22 年度を中心に、土地取得実績一覧表、土地売却実績一覧表等の管理資料を参照の上、土地の取得及び処分に係る取引につき任意抽出を実



施した。抽出件数は事由別に、それぞれ買入れ4件、譲与による受納3件、帰属による受納6件、寄附による受納3件、贈与による受納1件、交換2件、種別替え3件、登記漏れによる追加計上4件、換地1件、売却3件とした。

これらについて、取得目的や売却理由等について質問を実施の上、公有財産台帳を閲覧し、土地の取得又は処分の結果が記帳されているかどうか、記帳内容(特に日付及び金額)が契約書や登記簿謄本等の内容と整合しているかどうかを確認した。また、関連する決議書類を閲覧し、必要とされる決裁を経ているかどうかを確認した。

### (3) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

## 3. 公有財産の維持・管理

### (1) 概要

市の公有財産の維持・管理については、財産担当部長が公有財産に関する事務を総括している。また、財務担当部長は財務管理者に対して、その管理する公有財産に関する事務について報告を求め、または実地について調査し、その結果に基づいて必要な措置を求めることができる。

公有財産の維持・管理に関しては、財務規則では以下のとおり定められている。

第 222 条…公有財産管理の事務の総括

第 223 条…公有財産管理事務の事前合議

第 224 条…公有財産の管理

第 225 条…公有財産の保険

以下、略。

市の公有財産の維持管理に関連した部署の主な業務分掌は以下のとおりである。

資産管理課…公有財産の管理の総括及び有効活用

営繕管理室…市有建築物における修繕関係

環境保全課…市有施設のアスベスト対応

建築指導課…建物等の耐震化

上記以外に総務部長を委員長とした「柏市公有財産(土地)管理運用検討会」(以下、「検討会」という。)において、年に一度、各所管部署に未利用地の有無に関する調査を行い、利用方針及び有効活用等の方策を検討している。

### (2) 監査手続

①公有財産の維持・管理に関する市の規程等及び体制を検討する。

②公有財産台帳の記帳状況を確認する。

③公有財産の現況調査の実施状況を確認する(資産管理課を対象とする)。

④未登記物件の有無を質問により確かめる。

なお、耐震化及びアスベスト対応、修繕計画及び行政財産の使用許可及び普通財産の貸付については、別途該当箇所に記載している。

### (3) 監査の結果及び意見

#### ① 公有財産維持・管理のための組織体制について

市の公有財産の総括管理及び有効活用については、資産管理課の所管となっている。資産管理課の業務の主な具体的内容は以下のとおりである。

- ・ 公有財産の管理の総括並びに情報の収集及び分析に関すること
- ・ 公有財産の取得及び処分の総括に関すること
- ・ 公有財産の有効活用に関すること
- ・ 庁舎管理及び整備に関すること

また、資産管理課の所管となっている土地の多くは、用途廃止等による未利用等により各所管部署から資産管理課に所管換えとなった物件であるが、当該物件の取得経緯等の情報の詳細は資産管理課で必ずしも全て把握している訳ではない。

#### 【意見】

上記によれば、資産管理課の業務は公有財産の管理の「総括」と定められている。

しかし、現在のところ、公有財産に関する詳細な情報は各所管部署が把握しており、資産管理課には、公有財産の異動報告はなされるものの、一元管理できるような態勢にはなっていない。また、柏市公有財産(土地)管理運用検討会の庶務も資産管理課の担当となっているが、各所管部署からの情報を取りまとめるだけでは、公有財産の有効活用を業務とするには不十分であると考ええる。

本来の公有財産の総括管理や有効活用並びに処分等を効果的に実施するには、全庁にわたる情報の入手、一元化を図ることと所管部署の横断的な調整を図ることが不可欠と思われる。

具体的には、以下のような観点をふまえた管理体制を構築することが必要と思われる。

#### ・ 情報集約の徹底化

公有財産に関する具体的、詳細な情報は各所管部署が把握している。しかし、たとえば、稼働率の低下している物件、計画の進捗が思わしくない開発プロジェクトや未利用地予備軍、老朽化物件、耐震状況、等々公有財産管理に関して、今後の課題となりそうな事項については、情報の集約化を図るべきと思われる。

#### ・ 長期的な視点による対応策の検討

不動産はその特性から経済環境の変化や地域住民の要請等による影響を強く受け、

利活用や売却等の処分の実施において、そのタイミングが極めて重要となる。そのためには、長期的な視点から利活用や処分を検討するべきであり、将来における課題等を予測し、早い段階から対策の検討や準備をしておくことが望まれる。

たとえば現在は使用中でも当初の利用目的の終了が近づき未利用となりそうな物件等を早期に捕捉し、その対応等を事前に検討しておくことが肝要かと考える。

・全庁横断的な調整の実施

公有財産に関して具体的な管理を実施しているのは各所管部署である。しかし、所管部署においては、当該部署に課されている職務や権限の範囲内で意思決定あるいは判断を行うのみであり、所管部署を跨いだ対応が必要な場合には、利害を超えた調整機能が必要となる。

上記のような公有財産の網羅的な把握及び長期的視点による全庁横断的な対応をより有効かつ効率的に実施するためには、相応の規模の人的構成、権限、予算等をもった部署の設置や、トップからの強力な後押しが望まれる。

② 公有財産台帳の記帳について

公有財産台帳については財務規則第 261 条に以下のような定めがある。

(公有財産台帳等の調整)

第 261 条 財産担当部長は、行政財産及び普通財産の分類に従い、柏市公有財産台帳(別記第 114 号様式)を備えて記録し、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない。

また、公有財産手続のマニュアルである「公有財産 管理の手引き」及び「公有財産台帳の記載について」によって具体的な記載要領が定められている。

公有財産台帳を通査した結果、以下の不備が散見された。

ア. 「取得価額」欄に記載がない。

特に旧沼南町との合併による取得はほぼ空欄となっている。

寄附による取得も空欄が散見されている。

旧台帳からの引継の場合に空欄となっている場合が多い。

イ. 不適切な修正が行われている。

修正液での修正、二重線のみでの修正

ウ. 鉛筆書きによる記帳がなされている。

「取得価額」欄等

【要改善事項】

公有財産の台帳価格については、財務規則第 263 条に以下のように定められている。

(台帳価格)

第 263 条 公有財産を新たに柏市公有財産台帳、柏市公有財産台帳副本又は柏市公有財産記録簿に記載する場合において、その記載すべき価格は、購入に係るものは購入価額、交換に係るものは交換時における評定価額、寄附に係るものは受納時における評定価額、収用に係るものは補償金額により、その他のものは次の各号に掲げる区分に従い、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 土地 類似の時価を考慮して算定した金額
- (2) 建物、工作物その他の動産 建築費又は製造費。ただし、建築費又は製造費によることが困難なものは、見積価額
- (3) 立木竹 その材積に単価を乗じて算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが困難なものは、見積価額
- (4) 法第 238 条第 1 項第 4 号又は同項第 5 号に掲げる権利 取得価額。ただし、取得価額によることが困難なものは、見積価額。
- (5) 法第 238 条第 1 項第 6 号に掲げる財産のうち株券 額面株式にあつては 1 株の金額、無額面株式にあつては発行価額、その他のものにあつては額面金額
- (6) 出資による権利 出資金額

(注) 法…地方自治法

法第 238 条第 1 項第 4 号に掲げる権利…地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

法第 238 条第 1 項第 5 号に掲げる権利…特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

法第 238 条第 1 項第 6 号に掲げる財産…株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

公有財産台帳は市の保有する公有財産の状況を表す重要台帳であるため、その記載は適切に行われなければならない。

合併による取得の場合は、上記財務規則には明確に記載されていないが、以下のいずれかの方法での記帳を行う事が考えられる。

ア. 旧沼南町の公有財産台帳をそのまま引き継いで記載

イ. 上記財務規則に記載されている「その他のもの」として各号の区分に従い、当該各号に定めるところに従った台帳価格(取得価額)を記載

上記いずれにしても台帳価格(取得価額)が空欄、つまりゼロであることは、市の保有する公有財産の状況を適時に記帳するという公有財産台帳の趣旨に反した状況であるた

め、早急に改善することが必要である。

特に旧沼南町との合併により取得した公有財産の種類及び数量は多く、金額も多額であることからその重要性は高いと考えられる。

また、寄附による取得についても、「受納時の評定額」と明確に定められている以上、適切な記帳を行うべきである。

そして、土地及び建物について旧台帳からの引継の場合に面積のみを記載し、取得価額欄に記載がない場合については、本来は取得価額も旧台帳から引き継ぐことが必要である。

なお、公有財産の取得価額欄について、上記のような不備が多い理由のひとつとして、地方自治法施行令第166条第2項の規定に定められている決算書の附属書類のひとつである「財産に関する調書」(以下、「財産調書」という。)において、土地及び建物は金額ではなく面積単位での記載を求められていることが考えられる。しかし、公有財産台帳の目的は単に財産調書の基礎資料であることではなく、市の保有する公有財産の状況を適切にあらわすことであることから、面積のみならず台帳価格(取得価額)についても、その記載を適切に行うべきである。

また財務規則上は上記のように台帳価格についての定めがあるものの、そのマニュアルである「公有財産 管理の手引き」における記載例及び「公有財産の記載について」における項目別の留意点において、当該台帳価格(取得価額)については、特段触れられていないため、こちらも上記財務規則第263条の内容を適切に反映させる必要がある。

現在市では、総務省改訂モデルに準じた方式で財務4表を試作している。「準じた方式」となっている理由は資産科目の計上が市独自で整備した固定資産台帳によって行われているためである。公有財産台帳は当該固定資産台帳の基礎資料となっているため、適切な貸借対照表作成の意味からも、公有財産台帳の取得価額を適切に把握し、記帳する必要があると考える。

最後にその他不備事項として、台帳の修正は本来、修正液での修正や二重線での修正のみとするのではなく、修正者及び修正内容の履歴が分かるように二重線で修正した上で、修正者が押印すべきである。また「取得価額」欄など公有財産台帳上重要な記載内容を消去可能な鉛筆書きとすることは管理上適切ではないため、注意が必要である。

### ③ 公有財産台帳の添付資料について

市は公有財産台帳に添付が必要な書類について、財務規則に以下のように定めている。

(公有財産台帳等の調整)

第261条

1~4 省略

5 柏市公有財産台帳及び柏市公有財産台帳副本には、土地については公図の

写し、建物については平面図、法 238 条第 1 項 4 号の権利については適当な図面を付しておかなければならない。

(注) 法…地方自治法

法第 238 条第 1 項第 4 号に掲げる権利…地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

市の公有財産台帳を閲覧したところ、上記に定められている資料の添付は見受けられなかった。

#### 【要改善事項】

市の担当者に上記財務規則に定められている添付資料が公有財産台帳に添付されていない理由を質問したところ、当該添付資料は公有財産異動報告書に添付しているため、公有財産台帳には添付していないとの回答を得た。

確かに財務規則第 262 条には以下のとおり規定されている。

(公有財産の異動の報告)

第 262 条 財産管理者は、その所管に属する公有財産について異動があったときは、その都度、柏市公有財産台帳副本を整理するとともに、公有財産異動報告書(別記第 119 号様式)に関係図面を添えて財務担当部長に報告しなければならない。…以下、略。

しかし、公有財産異動報告書に添付したから公有財産台帳に添付が必要ないとの規定はなく、財産の管理台帳として公有財産の状況を適切にあらわすという性格上、財務規則に定められた関係書類(公図の写し、平面図等)を公有財産台帳に添付する必要がある。

#### ④ 公有財産の実態調査について

公有財産の実態調査について、財務規則第 224 条に以下のとおり定められている。

(公有財産の管理)

第 224 条 財産管理者は、その所管に属する公有財産について、定期又は臨時に次の各号に掲げる事項を調査し、適正な管理に努めなければならない。

- (1) 公有財産の使用目的
- (2) 土地にあつては、その境界
- (3) 建物にあつては、電気、ガス、給排水、避雷等の施設
- (4) 使用を許可し、又は貸し付けた公有財産にあつては、その使用状況
- (5) 柏市公有財産台帳副本(第 261 条に規定する台帳副本をいう。)及びその附属図面と公有財産の現況との照合

市の担当者に上記実態調査の実施状況について質問したところ、各所管部署において

実施されており、資産管理課では各所管部署の具体的な実施状況については把握していないとの回答を得た。また資産管理課での当該実態調査においては、主に物件に動きがあった場合等に現況を確認している程度で、定期的かつ網羅的な実態調査は実施していない。また公有財産台帳に「沿革・管理・実態調査等の記録」欄があるものの、実態調査の記録等に関しては、ほぼ記載されていない状況である。

## 【意見】

財産管理において、現況の定期的な調査は重要である。なぜなら時間の経過とともに財産の使用目的が変更となる場合や貸付財産の利用目的及び使用状況が申請当初と異なる場合が生じる可能性があるからである。公有財産の実態調査の方法として金額的な重要性が高い物件を中心に行うことも効率性の観点から一定の合理性があるものの、出来るだけ網羅的な実施が望ましい。人的及び時間的な要因から一度での実施が困難であれば、複数回にわけて数年で一巡する方法も考えられる。

また各所管部署での実態調査の実施状況についても、一括して把握することが望ましい。当該実態調査結果は、公有財産のタイムリーな現況を把握することになるため、未利用地での網羅的な捕捉にも有用であると考えられる。

### ⑤ 未登記物件について

現在市において未登記となっている公園土地は以下のとおりである。

No	名称	住所	面積	公園 公示日
①	酒井根第四公園	酒井根二丁目 1893-247	219.08 m <sup>2</sup>	S53.4.1
②	逆井第一公園	南逆井二丁目 1614-1	818.57 m <sup>2</sup>	S55.5.1
③	南増尾第三公園	南増尾三丁目 76-4	179.00 m <sup>2</sup>	S55.5.1

(市資料より)

市の担当者によれば、上記公園はいずれも開発行為の際、協定によって開発業者が公園等の公共用地を市の所有とする行為(いわゆる「帰属」)が未実施であったため、公園として公示し使用しているにもかかわらず、市への所有権移転登記が未登記となっているとの回答を得た。

それぞれの未帰属となった経緯及び原因、現況、市への所有権移転登記にあたっての阻害要因についての市の主張は以下のとおりである。

No	未帰属となった 経緯・原因	現況	登記にあたっての 阻害要因
①	開発行為にあたり、公園用地を市の所有とする協定があるにも係らず、開発業者が市への所有権移転登記の 手続を怠ったため	公園として 使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発同意者(土地所有者)の開発に伴う理解が得られていない。</li> <li>・抵当権が設定されている。</li> </ul>
②		同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権が第三者へ移転されている。</li> <li>・所有権者との交渉が不調。</li> <li>・抵当権設定の仮登記がされている。</li> </ul>

No	未帰属となった 経緯・原因	現況	登記にあたっての 阻害要因
③		同上	・開発同意者(土地所有者)の開発に伴う理解が得られていない。 ・所有権移転請求権仮登記がなされている。

(市資料より)

なお、②逆井第一公園については現場視察を実施しており、現況を確認した。公園として利用されており、市の公園である旨の看板も設置されている。

## 【意見】

上記の未帰属(未登記)公園について、今後の方針について市の担当者に質問したところ、いずれも公園の機能を維持しながら相手方の動きに注視し、交渉の機会に努めるとの回答を得た。それぞれの未帰属公園について市と登記上の所有者との現在までの交渉記録を閲覧したところ、どれも昭和50年半ばから交渉を続けており、非常に長期となっている。なお、①及び③については、平成4年及び5年に市の要請により裁判所による処分禁止仮処分が行われているため、開発同意者から所有権の移転が行われていないが(③は第三者による所有権移転請求権仮登記がなされている)、②については当該処分禁止仮処分が行われていないため、登記上の所有権が開発業者から第三者に複数回移転されている。

市が公園として現状利用している土地の登記上の所有者が市ではない第三者であるという状況は法的に不安定な状況であり、対応が必要であると考えます。

また、市では上記未帰属公園以外に未登記となっている道路用地があり、そのうち市が把握している件数は以下のとおりである。

エリア	状況区分	平成15年5月調査時	平成21年10月調査時
旧柏市	未登記筆数	673筆	665筆
	処理済筆数	375筆	383筆
	合計筆数	1,048筆	1,048筆

(市資料より)

市の担当者によれば、上記以外の旧沼南町分について現状は把握できていないとの回答を得ている。

なお、現状は道路として利用できているため、特に積極的な対策の必要はないとの考えもあるが、未帰属公園と同様、第三者への所有権移転等のリスクもあるため、対応が必要であると考えます。また、旧沼南町についてはまず現状の把握が望まれる。

## ⑥ 未利用公有財産の網羅的把握と対応体制について

「(1)概要」に記載のとおり、市は年に一度、総務部長を委員長とした「柏市公有財産(土地)管理運用検討会」(以下、「検討会」という。)によって、未利用地の有無に関する調



査を所管部署に対して実施している。

検討会は所管部署から報告のあった未利用地について、利用方針及び有効活用、普通財産の場合は売却等の方策を検討している。

#### 【意見】

現在市が実施している未利用地の把握方法についてはいくつかの改善余地があるもの  
と考える。

#### ア. 未利用地の判断について、所管部署に一任されていること

検討会に報告される未利用地は各所管部署のそれぞれの判断によって行われている  
ため、同一状況の物件でも、各所管部署によって判断結果が異なる可能性があること。

未利用地の判断について、各所管部署の判断に統一性をもたせるよう、具体的な基  
準を設けることが考えられる。

また「④公有財産の実態調査について」で記載のとおり、各所管部署が実施している  
財務規則第 224 条に規定する現況調査の情報を検討会や資産管理課等が入手し、各所  
管部署が未利用地としなかった土地について報告漏れがないことを確認することも網  
羅的な捕捉という観点から有用である。

#### イ. 報告されている未利用地の内容が限定的である。

検討会から各所管部署への未利用地調査に関する依頼文には調査対象となる未利用  
地について、以下のように記載されている。

「各課所管の公有財産(土地)の中で、現在効率的に利用されていない財産、又は近い  
将来に用途廃止等を予定しており、その後利用計画がない財産」

上記のとおり未利用地調査の依頼文においては、非効率的な利用を行っている土地  
やその後の利用計画のない将来の用途廃止予定地等も含まれており、一見、潜在的な  
未利用地まで報告対象に含めているように見える。

しかし、後述する「7. 未利用地(1)概要」に記載されている現在検討会に報告さ  
れ、市で認識している未利用地は全て既に用途を廃止している土地であり、更地等  
になっている物件も多く、実際に未利用地となっている物件のみである。

また、各所管部署から検討会に報告される「未利用地調査票」の記載様式は以下の  
とおりである。

財産番号		名称 所在地	面積 (㎡)	取得年月日 取得金額 (円)	取得経緯	現況・利用計画等

(注意事項) 1. 所管している普通財産の土地の中で、現在若しくは近い将来において、利用する予定がないと思われる土地を対象に記入してください。  
2. 「現況・利用計画等」欄については、利用計画ができない要因も含めて、具体的に記入してください。

上記様式は「(注意事項)」として「現在若しくは近い将来において、利用する予定がないと思われる土地を対象」に記入する旨が記載されているものの、依頼文に記載されている「現在効率的に利用されていない」土地に関する項目について記載すべき欄等が様式上設けられていない。

市の担当者に非効率的な資産について所管部署が検討していることをどのように捕捉しているのかについて質問したところ、特に捕捉はしていないとの回答を得た。

そのため現状は検討会の報告の対象から非効率的に利用されている土地については事実上除外されていると考えられる。

また、「⑦未整理地について」で記載のとおり、第Ⅱ種普通財産の一部については、いまだ未整理の状況であり、未利用地として報告対象からはずれた状況となっている。

以上により、現在検討会に報告されている未利用地の内容は、実務的には非常に限定的であると言える。

そこで、非効率的な利用を把握する具体的な対応方法としては、以下の方法が考えられる。

ア. 非効率的な利用についての具体的な基準や具体例を設定する。

イ. 未利用地調査票に非効率的な利用等についての具体的な内容の記載項目を追加する。

以上の内容について検討会等で定め、各所管部署に周知し、適切な運用をおこなうことが望まれる。

また、上記以外の潜在的な未利用地についても把握することが必要であるとする。例えば、公有財産の用途変更が潜在的な未利用地の兆候となる場合がある。

具体的には、「7. 未利用地 (3) 監査の意見及び結果①現場視察により状況を確認した未利用地 イ. 未利用地(普通財産)の状況 No11.豊四季字低見台普通財産」にて記

載している都市計画で取得した土地のような当該計画の見通しが立たない場合に、用途変更し、公園、グランドゴルフ場等として、近隣町内会へ無償貸与している土地等は、都市計画が中止になれば未利用地となる可能性があるため、潜在的な未利用地であると考えられる。

次に行政財産について用途変更する場合に、用途変更前では利用していた土地の一部が、新たな用途では不要となった場合には、当該不要土地が未利用となる場合も考えられるため、潜在的な未利用地として認識することが考えられる。

このような潜在的な未利用地を全庁的に把握することによって、単独では売却及び利活用が困難な土地でも、隣接地や近隣地等と合わせれば利用可能性や売却可能性等が高まる場合も考えられるため、その実施を検討されたい。

いずれにしても、土地の利活用や売却はタイミングが重視されるため、非効率的な利用も含めた潜在的な未利用土地について、タイムリーかつ網羅的に市全体として実態を把握し、中長期的に検討することが望まれる。

ウ. 対象は土地だけであり、未利用建物等は対象外となっていること

現在検討会の対象としている公有財産は土地に限定されている。

土地のみに限定している理由を市の担当者に確認したところ、公有財産に占める割合が多く重要性が高いこと、土地は当初の用途が廃止となっても他の目的において利活用しやすく、売却も可能であるから、との回答を得た。土地以外の公有財産においては、用途廃止後は除却等となる場合が多いことは事実であると考え。ただ、建物についても、土地ほどではないが耐用年数も長期で売却も考えられるため、土地と同様に検討対象とすることが望ましい。また、利活用又は売却が困難であるとしても未利用建物を網羅的に把握することは、施設管理の側面からも有用であると考え。

⑦ 未整理地について

公有財産のうち以下の土地は、公有財産台帳上は同じ財産整理番号で管理しているが、実態は一団の土地等ではない様々な土地の集合体であり、使用状況等の把握が未整理となっている状況となっている。

財産番号	名称	土地(m <sup>2</sup> )	筆数
I01-1001	藤ヶ谷普通財産	1,089.00	6
I01-1002	高柳普通財産	204.14	6
I01-1003	鷺野谷普通財産	1,202.43	5
I01-1004	大井普通財産	3,134.99	22
I01-1005	大島田普通財産	463.00	4
I01-1007	若白毛普通財産	278.50	3
I01-1008	布瀬普通財産	698.31	2
I01-1010	高南台普通財産	544.75	4

財産 番号	名称	土地 (㎡)	筆数
I01-1011	片山普通財産	1,113.67	5
I01-1012	大津ヶ丘普通財産	163.27	3
I01-1013	手賀普通財産	508.44	5
I01-1014	泉普通財産	3,354.00	9
I01-1015	岩井普通財産	4,289.63	11
I01-1016	高柳新田普通財産	467.08	12

### 【意見】

上記未整理となっている土地は全て旧沼南町との合併によって取得した土地である。本来合併時に現地調査等を実施し、使用状況等を把握し、適切な区分をすべきであったが、現在は未整理となっている。

未整理地はその状況を把握し、適切に管理する必要があると考える。また、「⑤未登記物件について」で記載のとおり、筆ごとの登記の有無についても確認する必要があると考える。更に未利用地については、その利活用について検討されたい。

### ⑧ 公有財産台帳及び公有財産管理システムについて

市では現在、公有財産について以下の台帳を使用している。

ア. 公有財産台帳(以下、「手書台帳」という。)

イ. 公有財産管理システムにより作成される台帳(以下、「システム台帳」という。)

上記手書台帳は財務規則第261条に定める別記様式114号に従って作成されているが、上記システム台帳は手書台帳のうち「発生事由」、「取得金額」、「登記地積」等の重要項目についてのみ記載されている。ただし両者は記載項目の違いはあれ、記載されている内容は同一であると、市の担当者より説明を受けている。しかし、厳密な意味での公有財産台帳は手書台帳のみということになる。

手書台帳及びシステム台帳には以下の問題点が見受けられる。

ア. 手書台帳の公有財産の分類が、マニュアルである「公有財産 管理の手引き」(以下「手引き」という。)に記載されている分類と整合していない。

手引きの分類	手書台帳の分類
土地	土地(普通/行政)
土地の定着物 建物/工作物/立木等	建物 工作物
動産 不動産及び動産の従物 建物に付属した戸、障子、畳、エレベーター等	—
地上権	地上権
地役権	地役権

手引きの分類	手書台帳の分類
株券	株券
出資による権利	出資による権利

(注) 市が所有していないものは除外している。

手引きに規定されている「立木」については、市では手書台帳の記帳を行っていない。また動産である「建物に付属した戸、障子、畳」も同様である。一方「エレベーター」については手書台帳においては、「工作物」に記帳されている。

- イ. システム台帳には、手書台帳に記帳されている「工作物」が含まれていない。
- ウ. システム台帳に登録されている公有財産の分類が「建物」・「土地」・「物権」・「有価証券及び出資による権利」に限定されており、手引きに記載の分類と整合していない。

#### 【意見】

財務規則における公有財産の規定は、第 215 条（取得前の処置）から第 265 条（災害報告）まで定められているが、公有財産の定義そのものについては財務規則には規定されていない。

市は手引きを実務上のマニュアルとして定め、公有財産の範囲及び分類について定めている。公有財産の分類に関する規定が当該手引き以外ないのであれば、それに従うべきである。ただ市の担当者からは当該手引き自体が、実務上それほど厳格に適用されてはいないとの回答を得ている。また手引きが定める公有財産の範囲と分類においても、建物に付属した戸や障子、畳、エレベーター等を不動産及び動産の従物として動産に区分しているなど、内容に疑問が生じる部分も見受けられる。従ってまず、公有財産のマニュアルとしての手引きの内容を見直すことが必要であろう。次に見直された手引きを公有財産管理のマニュアルとして周知させ、適切に運用することが必要であると考えます。

一方、市が作成している地方自治法施行令第 166 条第 2 項に定められている決算書の附属書類のひとつである財産調書は、システム台帳から自動的に作成している。システム台帳は「工作物」が記帳されていないため、現在市の作成している財産調書には「工作物」が記載されていない状況となっている。「工作物」の具体的な内容はプールや浄化槽等で取得価格も高く、数量も多い。金額的な重要性は高いと考えられるため、対応を検討されたい。その際、現在のシステム台帳の公有財産分類は「土地」・「建物」・「物権」・「有価証券・出資財産」に限定されているため、業者に依頼して公有財産管理システムに当該事項を追加することにより対応するか、現在の財産調書を手修正で対応するか等を検討することが必要であると考えます。

## 4. 建築物の耐震化

### (1) 概要

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震を契機とする東日本大震災では、各地で多大な人的被害や津波や地震の揺れによる建造物損壊、液状化現象等の物的損害が発生し、あらためて人々に地震の脅威とこれに関わる防災意識を植え付けさせることとなった。

地震の多い我が国では、建築物の有する耐震能力に関する規制として、建築基準法及び同施行令を制定してきたが、昭和 25 年 11 月に制定された耐震基準を大幅に強化するべく、昭和 56 年 6 月に建築基準法施行令を改正し、いわゆる新耐震基準を設定し、以後の建築物から適用となっている。

その後、新耐震基準設定以前の建築物の耐震化が徐々に図られてきたが、さらなる耐震化を推し進めるため、平成 18 年 1 月 26 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下、「耐震改修促進法」という)が改正された。これを受け、都道府県は法施行後できるだけ速やかに「耐震改修促進計画」の策定が義務付けられるとともに、建築物の耐震化率につき、現状の約 75%を、平成 27 年までに少なくとも 9 割にすることを目標とする国の基本方針が示された。また、市町村に関しても、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画の策定が望まれることとなった。

このような背景のもと、建築物の耐震化を計画的に推進するため、市では平成 20 年 3 月に「柏市耐震改修促進計画」が策定されている。

市の当該耐震改修促進計画においては、平成 18 年 3 月の柏市被害想定調査において、地震の規模、被害状況につき以下のように想定されている。

- ・発生場所及び地震規模：東京湾北部地震(マグニチュード 7.3)、茨城県南部地震(マグニチュード 7.3)、市直下型地震(マグニチュード 6.9)
- ・被害状況：上記 3 ケースのうち、市直下型地震が最も被害が大きく、地震規模を震度 6 強、死者 153 人(冬 5 時)と予想

耐震改修に関する市の目標としては、平成 29 年度における住宅及び特定建築物の耐震化率を 90%にすることとされた。

より具体的には、

- ・民間建築物に関しては、平成 29 年度における住宅及び特定建築物の耐震化率 90%の実現を目指す。
- ・柏市の市有建築物に関しては、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等を優先的に整備することとし、中でも特定建築物のうち、防災上重要な建築物である復旧拠点施設や救援・救護施設に関しては、特に優先的に整備することとしている。平成 29 年度までに、全ての特定建築物や震災時に応急活動拠点となる建築物等に、耐震改修

を実施することを目標とする。なお、平成 23 年度に東日本大震災の影響を勘案したうえで、学校については目標年次を 2 年前倒し、平成 27 年度までとしている。

ここで、特定建築物とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第 6 条における「特定建築物」と同等の用途・規模のものをいう。

#### ※「建築物の耐震改修に関する法律」第 6 条

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第八条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

耐震性能の評価にあたっては、大幅に改正された昭和 56 年の建築基準法の構造関係規定に定められる建築構造の技術基準を新耐震基準と定義し、新耐震基準により建てられた建築物は耐震性を有するが、改正前の旧基準で建てられた建築物については、旧耐震基準と定義し、耐震性の有無を確認する必要があると判断している。

また、旧耐震基準によって建てられた建築物についての耐震診断は、構造耐震指標値(Is 値)によって評価され、Is 値が 0.6 以上の場合には要求される耐震性能を有し、0.6 未満の場合には耐震性能が低く、補強の必要があるとされている。

#### 第 I 期：平成 22 年度まで

原則として、構造耐震指標値(Is 値)が 0.3 未満で、地震の振動及び衝撃に対して倒壊の危険性が高い建築物を優先的に考慮する。

#### 第 II 期：平成 23 年度から平成 25 年度まで

原則として、構造耐震指標値(Is 値)が 0.6 未満で、地震の振動及び衝撃に対して倒壊の危険性がある建築物、または、耐震診断予定の建築物で、診断後構造耐震

指標値(Is 値)が 0.3 未満で、地震の振動及び衝撃に対して倒壊の危険性が高い建築物を整備対象建築物とする。

第Ⅲ期：平成 26 年度以降

耐震診断予定の建築物で、診断後構造耐震指標値(Is 値)が 0.6 未満で、地震の振動及び衝撃に対して倒壊の危険性があるものを整備対象建築物とする。

市では、耐震改修促進計画を策定したことに伴い、毎年の市有建築物の耐震化状況を公表しており、以下がその要約である。

	総棟数 (a)	新耐震 基準(b)	旧 耐 震 基 準 (c)						耐震化率 (b+e+g) /a	
			耐震性有 (e)	診 断 済 (d)			合計	未診断 (i)		
				要 補 強						
				補強済 (g)	未補強 (h)	小計 (f)				
平成 19 年 3 月 31 日	565 棟	246 棟	319 棟	77 棟	49 棟	99 棟	148 棟	225 棟	94 棟	65.84%
平成 20 年 4 月 1 日	563 棟	246 棟	317 棟	82 棟	57 棟	98 棟	155 棟	237 棟	80 棟	68.38%
平成 21 年 4 月 1 日	564 棟	247 棟	317 棟	93 棟	67 棟	99 棟	166 棟	259 棟	58 棟	72.16%
平成 22 年 4 月 1 日	567 棟	253 棟	314 棟	111 棟	77 棟	102 棟	179 棟	290 棟	24 棟	77.78%
平成 23 年 4 月 1 日	560 棟	251 棟	309 棟	113 棟	89 棟	88 棟	177 棟	290 棟	19 棟	80.89%

(注) 対象規模は非木造で 2 階以上又は 200 m<sup>2</sup>以上の建築物

なお、敷地単位で考えているため、2 階以上または 200 m<sup>2</sup>以上ではない建築物も含まれている。

(市資料より)

このように、平成 19 年 3 月末日時点で 65.84%であった耐震化率は、平成 23 年 4 月 1 日時点で 80.89%となり、約 15%上昇している。その主な理由として、特に小中学校の耐震化を積極的に推し進めたことがあげられる。

また、市有建築物の耐震化状況を公表している一部の近隣市の情報は以下のとおりとなっている。

平成 23 年 4 月 1 日現在

	総棟数 (a)	新耐震 基準(b)	旧 耐 震 基 準 (c)						耐震化率 (b+e+g) /a	
			耐震性有 (e)	診 断 済 (d)			合計	未診断 (i)		
				要 補 強						
				補強済 (g)	未補強 (h)	小計 (f)				
柏市	560 棟	251 棟	309 棟	113 棟	89 棟	88 棟	177 棟	290 棟	19 棟	80.89%
千葉市	1,390 棟	523 棟	867 棟	775 棟	373 棟	402 棟	187 棟	215 棟	92 棟	77.9%
松戸市	600 棟	230 棟	370 棟	364 棟	109 棟	255 棟	91 棟	164 棟	6 棟	71.7%

(注) 千葉市は平成 23 年 3 月末日現在、対象規模は非木造で階数 2 以上又は 200 m<sup>2</sup>超の建築物

松戸市は平成 23 年 3 月末日現在、対象規模は非木造で階数が 2 階以上又は延べ 200 m<sup>2</sup>以上の建築物(プレファブ建築物は除く)

なお、千葉市と松戸市を含め県内市町村の多くが、市有建築物の目標年次を平成 27 年度としている。

(各市資料より)



市は、上記他市に比較して耐震化の状況が進んでいることが窺われる。

また、市は平成 23 年 4 月 1 日現在での各耐震化未対応建築物の今後の方針についても、「市有建築物の耐震化整備方針」として公表している。

(2) 実施した監査手続

- ① 国及び千葉県並びに市の耐震化方針及び耐震化状況を質問等により確認する。
- ② 市の耐震化状況に関する資料の内容を検討する。
- ③ 各関係団体から公表されている情報と比較検討する。

(3) 監査の結果及び意見

【意見】

平成 23 年 4 月 1 日現在の耐震化未対応の建築物のうち、以下の 19 棟について、現在使用を中止し建築物内に人が侵入していないこと、または今後取り壊し予定があること等から緊急の必要性はないとして、診断が実施されていない。また、診断の結果、Is 値が 0.2 であるが、解体予定との理由で現状のままとなっている建築物が 1 棟ある。

(市長部局)

施設名称	建築名称	構造・規模等			建築年月	最小 Is 値	改修時期 (診断時期)	備考
		構造	階数	延べ面積 (㎡)				
藤ヶ谷区民会館		RC	2/0	266	S46.3	未診断	(診断予定)	H23 年度耐震診断 実施予定
豊住社会福祉センター	集会場	RC	5/0	1,844	S40.4	0.2	解体予定	H19 年度使用中止
十余二学園	園舎	CB	2/0	530	S47.3	未診断	検討中	使用中中止
柏育成園	園舎	CB・ RC	1/0	481	S48.3	未診断	検討中	
柏育成園	指導室	CB	1/0	130	S52.3	未診断	検討中	
山高野浄化センター	管理棟	RC	2/0	903	S58.3	未診断	検討中	
山高野浄化センター	処理施設	RC	1/1	3,877	S58.3	未診断	検討中	
卸売市場	関連食品棟 本体	RC	2/0	7,567	S52.6	未診断	第 II 期	再整備について 検討中。
卸売市場	管理棟	S	2/0	1,407	S46.10	未診断	第 II 期	再整備について 検討中
卸売市場	水産物買荷保 管積込所	S	2/0	585	S53.3	未診断	第 II 期	再整備について 検討中
卸売市場	水産棟 一般食品棟	S・ SRC	2/0	9,404	S46.10	未診断	第 II 期	再整備について 検討中。
卸売市場	青果棟	S	1/0	6,800	S46.10	未診断	第 II 期	再整備について 検討中。
卸売市場	青果倉庫棟	S	2/0	594	S50.11	未診断	第 II 期	再整備について 検討中

施設名称	建築名称	構造・規模等			建築年月	最小Is値	改修時期 (診断時期)	備考
		構造	階数	延べ面積 (㎡)				
卸売市場	塵芥集積所	S	1/0	222	S53.6	未診断	第Ⅱ期	再整備について 検討中
篠籠田自転車保管場所		S	1/0	464	S40.12	未診断	検討中	
十余二工業団地終末処理場	管理棟	RC	2/0	883	S45.9	未診断	売却 公示中	H20年度廃止 土地建物共売却 公示中

(消防局)

施設名称	建築名称	構造・規模等			建築年月	最小Is値	改修時期 (診断時期)	備考
		構造	階数	延べ面積 (㎡)				
西部消防署根戸分署		RC・ W	2/0	582	S42/12	未診断	第Ⅱ期	解体予定。
西部消防署大室分署		RC	3/0	625	S55.12	未診断	第Ⅱ期	北部整備に伴い 移転予定。

(教育委員会・小中学校以外)

柏市立柏高等学校	豊四季教職員 住宅	RC	3/0	1,043	S43.5	未診断	検討中	H21年度下期 用途廃止済
----------	--------------	----	-----	-------	-------	-----	-----	------------------

(教育委員会・中学校)

柏中学校	屋内運動場	S	1/0	1,043	S44.12	未診断	検討中	
------	-------	---	-----	-------	--------	-----	-----	--

(市資料より)

しかし、建築物内に人が立ち入れなくとも、近隣住民や校内の利用者等への配慮が必要と思われる物件も存在する。例えば豊四季教職員住宅や崖地にある豊住社会福祉センターなどは、仮に耐震性が低い場合は倒壊による危険性があると思われ、また、柏中学校屋内運動場などは避難所となっていることから、緊急時における所期の目的が達せられるかの観点での検討が必要と思われる。

卸売市場については、老朽化などのため移転計画が検討されており、将来の利用形態が不確定という理由から診断が見送られ、現在まで通常通り利用されている。しかし、平成23年11月市議会で、移転計画は中止との市長発言があったことから、寧ろ建替えによる再整備の可能性も出てきている。

使用を中止したり、取り壊し予定のある建築物であっても、倒壊の危険や取り壊し決定まで時間を要したり、必ずしも予定通りにならない場合がある。このような点も考慮すると例外を設けるべきではなく、また、リスクの上限を見極めるという観点からも、少なくとも耐震判断くらいは全ての建築物に実施しておくべきではないかと考える。

また、市は東日本大震災の影響を勘案したうえで、学校については目標年次を2年前倒し、平成27年度までとしているが、学校以外の市有建築物については目標年次を変更せず、平成29年度のままとしている。しかし、学校以外の市有建築物にあっても、災害対策活動・応急復旧活動・医療救護活動・避難者受け入れ活動など防災上の重要な拠点となることに変わりはないと思われる。特に、柏市役所本庁舎・柏市民文化会館・中央公民館のような

規模の大きい建築物については、その影響も大きいと考えられる。また、県内の市町村の多くが目標年次を平成 27 年度にしていることから、学校以外の市有建築物についても、耐震化目標年次を前倒しすることの検討が望まれる。

## 5. 市有施設のアスベスト対応

### (1) 概要

市有資産のアスベスト対応の担当は環境保全課となっている。

市のアスベスト対応方針及び市有施設のアスベスト調査、対応状況は以下のとおりである。

#### ① 市のアスベスト対応方針について

アスベストが 0.1%以上検出された施設

アスベスト除去を基本とする。ただし、人の出入りがほとんどない場所については、囲い込み等も検討し、対応する。

平成 18 年 10 月に大気汚染防止法等が改正され、アスベストの定義が変更されているため(「1%超」含有 ⇒ 「0.1%超」含有)、市の方針も変更されている。

#### ② 市有施設のアスベスト調査結果

アスベスト調査については、平成 18 年 2 月 14 日と平成 19 年 2 月 13 日の 2 回にわたり調査結果が報告されている。第 2 回目は上述したアスベスト含有量基準の変更による追加調査である。それぞれの調査結果の主な内容は以下のとおりである。

区分	調査結果
第 1 回 (H18/2/14)	全市有施設 338 施設のうち、目視により、アスベストが含有されると思われる吹付け材を使用されていた 58 施設について調査を行った。 アスベストの含有率 1%以上の吹き付け材が使用されていたのは 30 施設(市長部局 8、教育委員会 22)で、28 施設が不検出という結果となった。
第 2 回 (H19/2/13)	平成 17 年度に実施したアスベスト調査は 1%以上含有の有無を確認するものであったため、法改正に対応すべく再分析を実施した。 アスベストが 0.1%超含有することが確認されたのは、以下の 3 施設である。 ・沼南庁舎第一庁舎階段(0.3%) ・沼南庁舎第二庁舎階段(0.3%) ・光ヶ丘近隣センター機械室(0.5%)

(市資料より)

#### ③ 市有施設のアスベスト対応状況

往査日現在、調査により対応が必要な 33 市有施設についてアスベスト対応が完了していることを市の担当者より確認した。

そのうち、1 施設はアスベスト含有率が 4%であるが、人の出入りがほとんどないため、除去ではなく封じ込め工事によって対応している。

## (2) 実施した手続

- ① 市のアスベストの対応方針を質問及び資料の閲覧により確認する。
- ② 市有施設のアスベスト調査の状況を質問及び資料の閲覧により確認する。
- ③ 市有施設のアスベストの対応状況を質問及び資料の閲覧により確認する。

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 環境保全課のアスベスト対応状況の捕捉について

上記「(1) 概要」に記載のとおり、市有施設のアスベスト対応の窓口は環境保全課であり、実際の除去は各所管部署によって実施されている。

市の担当者に各所管部署のアスベスト対応状況のモニタリングを実施しているかについて質問したところ、調査により判明したアスベスト対応が必要な施設は全て対応済みであるとの回答を得た。

しかし、各所管部署から送付された対策工事報告と各アスベスト要対応資産との消し込みがなされているような資料が見受けられなかった。

### 【意見】

往査時点で市のホームページで開示されている「市有施設のアスベスト対策について」は法改正前(アスベスト含有量1%超基準)の市の対応方針が記載されており、「アスベスト対策一覧」についても平成18年2月14日のまま更新されていない。したがって、あたかも市はアスベスト対応について法改正に対応しておらず、更に市有資産のアスベスト対応が終了していないかのように、市民に誤解を与える状況となっている。

環境保全課は市有資産のアスベスト対応担当部署として、各所管部所の実施した資産ごとのアスベスト対応状況をタイムリーかつ網羅的に把握し、適時に更新したホームページ等により、市民に適切に開示する必要があると考える。

なお、市は平成23年12月22日付で当該ホームページを更新している。

## 6. 市有施設の修繕計画

### (1) 概要

市有建築物の修繕についての担当は営繕管理室が所管している。

営繕管理室の具体的な業務内容は以下のとおりである。

- ・市有建築物(学校教育施設を除く)の建築工事に係る設計、監理及び監督に関すること
- ・軽易な工事の検査に関すること
- ・市有建築物の保全に関すること

営繕管理室の担当者に現在策定している市有建築物の修繕計画の有無について質問した

ところ、市有建築物全てを網羅した中長期の修繕計画は現在策定されていないとの回答を得た。

## (2) 実施した監査手続

- ① 市有建築物に対する修繕方針を質問等により確認する。
- ② 直近の市有建築物の修繕計画を入手し、質問等により内容を検討する。

## (3) 監査の結果及び意見

### ① 市有建築物における修繕計画の実施について

上記「(1) 概要」に記載のとおり、市有建築物全体を対象とした中長期修繕計画は現在策定されておらず、市有施設の修繕計画は各所管部署での対応となっている。

そこで過去に作成された修繕計画の有無を質問したところ、平成15年度に柏市都市計画部建築住宅課(現在の営繕管理室)が外部コンサルタントの協力を得て、「柏市有建築物中長期保全計画書[建築]」(以下、「中長期保全計画書」という。)を策定しているとの回答を得た。

### 【意見】

上記中長期保全計画書の策定目的及び対象建築物、対象部位については、以下のよう  
に記載されている。

策定目的 : 柏市が所有する全施設の内、保全対象とした施設について建築物の基本性能である『雨露をしのぐ』機能を最低限保持し続けるための更新費用を算出し、中長期における所要予算の傾向をつかむことを目的とします。

対象建築物 : 「柏市保全台帳システム」に登録されている施設

対象部位 : 「屋根防水」及び「外壁」

(注) 柏市保全台帳システムとは、当該保全計画書策定にあたり市有施設ごとに保全に関する情報について記帳した台帳。

記帳基準 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、及び鉄骨造の建築物であって延べ面積 200 m<sup>2</sup>以上又は、2階建て以上の建築物等

当該中長期保全計画書について、以下の問題点が見受けられた。

- ア. その目的が基本性能である「雨露をしのぐ」最低限の機能の保持であるため、修繕対応部位は「屋根」と「外壁」に限定され、躯体を含めた大規模修繕については対応していない。
- イ. 各部位の修繕時期は、機械的に竣工年度が耐用年数を超えた年度で策定されており、当該耐用年数に各部位それぞれの使用環境等は加味されていない。
- ウ. 予算策定の資料として作成されているにもかかわらず、現実の予算とは関連していない。

市有施設の修繕は施設老朽化による大規模修繕計画が予算の規模も大きく、中長期の修繕計画の策定の必要性が高いと考えられる。また、同じ部位でも使用環境や使用状況によって修繕時期に差異が生じると考えられる。

また市の担当者によると当該計画は策定されたが、実際の修繕は各所管部署が自己の予算によって実施しており、当該計画の実施状況のモニタリング等は実施していないとの回答を得た。実際に中長期保全計画書に記載されている修繕案件を任意で4件抽出し、所管部署での修繕の実施状況を確認したところ、実際に修繕を実施していたのは1件のみの結果であった。当該中長期保全計画書の策定には外部コンサルタント費用も費やしており、費用対効果の観点からも、策定後の修繕履歴のその後のモニタリング等を実施しないことはあるべき姿ではない。

本来、市有施設の修繕は、各所管部署の予算状況によって決められるべきではなく、市全体の保有施設の中で、最も緊急性や必要性の高い施設が優先的に実施されるべきである。そのため、「3. 公有財産の維持・管理（3）監査の結果及び意見①公有財産維持・管理のための組織体制について」で記載のように市有建築物を統一的に管理する部署を設置し、市全体の観点で市有施設の修繕計画を策定し、効率的かつ効果的な修繕を実行することが望まれる。

## 7. 未利用地

### (1) 概要

以下の公有財産は、所管部署で具体的な利用計画のない市有地であり、全庁的な観点から転活用を計画・促進する必要のあるものとして、公有財産管理運用検討会(総務部)が毎年実施する「公有財産(土地)の未利用地調査」において俎上にあげられてきた未利用地の一覧(平成22年度末)である。

当該一覧に記載されている未利用の公有財産のうち、参考路線価(平成23年度の近隣の路線価を参考に面積を乗じて算定した金額)を基準に抽出したものについて、現場視察を実施し、それ以外のものについては主として質問により状況を確認した。また必要に応じて図面や過去の経緯を記した関連書類を閲覧した。

(行政財産)

(平成23年4月1日現在)

No.	名称	面積 (㎡)	取得 年月日	取得価額 (千円)	参考路線価 (千円)	H22年度 管理費(千円)	所管部署	実施手続
1	福祉施設用地	1,774.99	H9.12.9	228,909	129,574	235	高齢者支援課	現場視察
2	(仮)西部老人福祉センター 等建設用地	3,145.27	H9.11.14	174,562	108,106	168	高齢者支援課	現場視察
3	みどりの広場	178.00	不詳	不詳	14,418	—	生涯学習課	ヒアリング
4	柏市立土中学校	99.00	S26.3.17	—	7,393	—	学校施設課	ヒアリング

(市資料より作成)

## (普通財産)

No.	名称	面積 (㎡)	取得 年月日	取得価額 (千円)	参考路線価 (千円)	H22 年度 管理費(千円)	所管部署	実施手続
1	あかね町県警待機宿舍用地	1,076.21	S36.9.19	736	93,285	—	資産管理課	現場視察
2	根戸団地(A・B跡地)普通財産	7,274.58	S34.12.22	2,179	552,868	444	資産管理課	現場視察
3	布施新町四丁目普通財産	198.36	S51.9.9	—	13,290	24	資産管理課	ヒアリング
4	根戸高野台普通財産	7,360.12	S32.7.29	320	522,569	447	資産管理課	現場視察
5	菅平かしわ荘跡地普通財産	14,277.57	S46.3.4	—	9,280	7	資産管理課	ヒアリング
6	宿連寺字上谷津普通財産	641.24	S43.10.21	—	44,887	77	資産管理課	現場視察
7	篠籠田字下須原普通財産	872.54	H2.3.12	※ 411,141	130,881	187	資産管理課	現場視察
8	若柴字入谷津普通財産	136.43	H11.3.30	※ 17,351	6,276	16	資産管理課	ヒアリング
9	花野井字尾井戸普通財産	231.07	S56.1.14	—	19,179	28	資産管理課	ヒアリング
10	豊四季教職員住宅跡地普通財産	1,522.08	H9.3.10	138,880	159,818	119	資産管理課	現場視察
11	豊四季字低見台普通財産	1,242.43	H6.8.2 H9.6.2	—	121,758	104	資産管理課	現場視察
12	藤心ふるさと会館用地	33.07	H2.5.18	—	849	—	地域支援課	ヒアリング
13	南部ふるさとセンター	206.99	S45.2.9	—	15,524	37	地域支援課	ヒアリング
14	梅林町会ふるさとセンター 倉庫用地	51.40	H5.6.30	—	3,752	14	地域支援課	ヒアリング
15	柏市社会福祉センター	2,212.47	S46.12.6	13,880	254,434	103	保健福祉総務課	現場視察
16	(仮)西部老人福祉センター 等の進入道路用地他	241.00	H9.11.28	—	8,283	12	高齢者支援課	現場視察
17	身体障害者通所授産施設 建設に伴う代替地	509.22	S60.3.11	不詳	15,769	—	障害福祉課	ヒアリング
18	北部地域土地区画整理区 域外先行取得用地	98.00	H20.8.18	※ 9,302	7,938	6	北部整備課	ヒアリング
19	北部地域土地区画整理区 域外先行取得用地	388.79	H20.8.18	※ 36,904	37,324	25	北部整備課	ヒアリング
20	柏ふるさと公園代替用地	624.00	S59.1.25	22,401	18,538	40	公園緑政課	ヒアリング
21	南柏区画整理事業に伴う 過小宅地の救済地	85.45	H19.2.28 (換地)	不詳	17,945	2	区画整理課	ヒアリング
22	都市計画事業代替地(柏下 地先)	144.00	S61.5.8	※ 14,861	11,180	17	道路整備課	ヒアリング
23	しいのき台高柳新田線	233.02	H7.10.9	不詳	11,785	27	道路整備課	ヒアリング
24	柏市十余二工業団地終末 処理場跡地普通財産	22,462.98	S43.9.4	55,756	1,756,493	1,316	下水道維持管理課	現場視察

(市資料より作成)

- (注) 1. 取得価額欄に※印のあるものは面積按分されたもの。  
2. No.15 の面積には、道路部分 187.78 ㎡を含む。  
3. 年間管理費は平成 22 年度の除草費や保険料等。

(2) 実施した監査手続

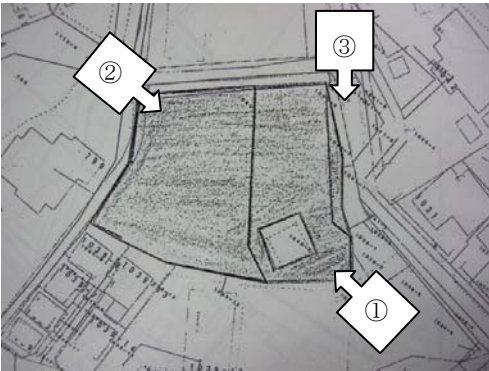
- ① 市の認識している未利用地の状況を把握する。
- ② 未利用地について、現場視察を実施する。  
サンプリング方法：参考路線価が全未利用地に係る参考路線価総額 4,093,396 千円の 1% 以上となる 40,933 千円以上の未利用地を現場視察の対象とした。但し、普通財産の No.16(仮)西部老人福祉センター等の進入道路用地は、当該基準に該当しないものの、選定された行政財産の No.2(仮)西部老人福祉センター等建設用地に接するため現場視察の対象とした。
- ③ 各未利用地について取得の経緯、現況、市の方針を確認し、今後の利活用について検討する。

(3) 監査の結果及び意見

- ① 現場視察により状況を確認した未利用地について  
未利用地について現場視察や質問等を実施した結果は以下のとおりである。

ア. 未利用地（行政財産）の状況

No.1 福祉施設用地

財産番号	G4-17
名称	福祉施設用地
所在	松ヶ崎字大門脇 1040 番 1(他 2 筆)
地目	田
面積	1,774.99 m <sup>2</sup>
取得年月日	H 9.12.9
取得価額	228,909 千円
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種低層住居専用地域)
取得事由	買入
図面	



<p>現場の状況</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>③</p>  </div>
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯) 福祉施設用地として 228,909 千円で財団法人柏市都市振興公社から買入れにより取得。</p> <p>(現況) 現況は更地。敷地内に東京電力株式会社の鉄塔が設置され、上空に 27 万 5 千ボルトの送電線が通過しているため、建物が建てられない部分があるなど利用上の制限がある。なお、当該鉄塔の所有権者である東京電力より地役権設定に係る収入は得ている。接道の認定幅員は 3.2m～6.36m であり、場所により狭い部分がある。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針) 福祉施設用地として買い入れたものの、敷地内に東京電力の鉄塔及び送電線があることから使い勝手が悪く、売却が容易ではないと思われるため、不法駐輪自転車(放置自転車)置き場としての利用も検討している。</p>

(市資料より)

本件の土地は、当初、福祉施設(ゲートボール場)を増設する目的で平成9年に取得された土地である。財源不足のため整備が進まず、ゲートボール場増設計画自体も廃止となった。整備費用の財源確保を行う前に土地を先行取得した経緯については、取得時の資料が適切に保管されておらず明確にはできなかった。

現在は当初の用途がなくなり、他の利活用又は処分方法を検討している段階にある。

**【要改善事項】**

本件の土地は、現時点においても行政財産として区分し管理しているが、行政財産

とは、地方公共団体において公用または公共用に供し、または供すると決められた財産のことをいう。本件の土地については既に行政財産としての役割を果たしているとは言い難く、速やかに普通財産に種別替えするための検討を行う必要がある。

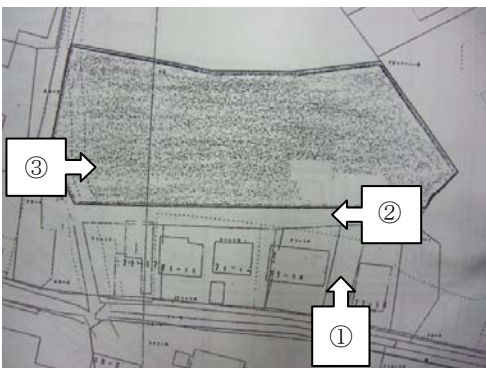
**【意見】**

本件の土地は市街化区域のため、利用目的は比較的容易に変更できるものの、駅までのアクセス等の立地の利便性はそれほど高くはなく、周辺の道路も狭い。敷地内に東京電力の鉄塔及び送電線があり、また、第一種低層住居専用地域のため、建物の建設にも高さ 10m以内という制限が課せられており、居住用のマンションや戸建住宅の開発にも課題が残る。

しかし、現状のように未利用地のまま保有し続けるのではなく、まずは、現在検討している不法駐輪自転車置き場として活用を進める、あるいは、他の用途での利活用を再検討することが望まれる。

また、利活用が困難で売却する方針となった場合、本件の土地のような制約があると、通常に分譲住宅開発用地として売却することは容易でないことが想定されるため、例えば、賃貸用住宅開発用地としての売却の可否というようなアイデアを組織的に検討し、処分方法を模索することが望まれる。

**No.2 (仮)西部老人福祉センター等建設用地**

財産番号	G4-18
名称	(仮)西部老人福祉センター等建設用地
所在	酒井根字掘込 70 番
地目	山林
面積	3,145.27 m <sup>2</sup>
取得年月日	H 9.11.14
取得価額	174,562 千円
区域区分(用途地域)	市街化調整区域
取得事由	買入
図面	

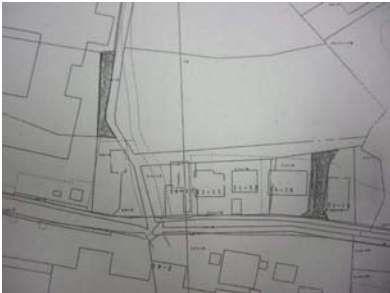
<p>現場の状況</p>	<p>① </p> <p>② </p> <p>③ </p>
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯) 福祉施設用地として 174,562 千円で個人から買入れにより取得。</p> <p>(現況) (仮)西部老人福祉センターを建設するために購入した土地であるが、財源不足のため建設計画が凍結している。なお、福祉施設用地として買入れた土地であり、市街化調整区域内の土地であるため他の用途としての利用は容易ではない。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針) 福祉施設用地として買入した市街化調整区域内の土地であるため他の用途としての利用は容易ではない。現状は雑木林で更地化にコストを要するため「カシニワ」(注)として無償貸与を検討している。</p>

(市資料より)

(注) カシニワ制度について

柏市内で市民団体等の方々が、手入れを行いながら主体的に利用しているオープンスペース(樹林地や空き地等)並びに一般公開可能な個人の庭を「カシニワ＝かしの庭・地域の庭」と位置付け、カシニワへの関りを通じて、みどりの保全・創出、人々の交流の増進、地域の魅力アップを図っていくことを目的とした制度で、平成 22 年 11 月 15 日から市全域を対象に開始されたもの。

No.16 (仮)西部老人福祉センター等の進入道路用地他

財産番号	H2-114
名称	(仮)西部老人福祉センター等の進入道路用地他
所在	酒井根字堀込 68 番 2 他 1 筆
地目	山林
面積	241 m <sup>2</sup>
取得年月日	H 9.11.28
取得価額	—
区域区分(用途地域)	市街化調整区域
取得事由	寄附による受納
図面	
取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針	(仮)西部老人福祉センター等建設用地の進入道路用地であり状況は同じ。

(市資料より)

本件の土地は、当初、柏市老人保健福祉計画の推進のため、老人福祉施設を建設する目的で平成 9 年 11 月に取得された土地である。

本件の土地周辺には、隣地に平成 9 年 4 月に開設された特別養護老人ホーム輝陽園が、また、近隣に平成 6 年 5 月に開設された介護老人保健施設さかき光陽という福祉施設がある。これらの福祉施設はそれぞれ老人福祉法及び介護保険法に定められる施設で、利用者に制限があるが、本件の土地上に建設を予定していた施設は、高齢者のみに利用者を限定しない総合的な福祉施設となる予定であった。

しかし平成 13 年 5 月に財源不足のため、当該福祉施設建設の凍結が決定されて以来、現在も未利用地となっている。

建設費用の財源確保を行う前に土地を先行取得した経緯については、取得時の資料が適切に保管されておらず明確にはできなかった。

用途の限られた市街化調整区域内の土地を財源確保前に取得し、建設計画が事実上とん挫しているが、計画が必ず実現できるとは限らない状況で、このような他の用途への転用が著しく制限された土地を取得することに疑問を感じざるを得ない。事実として福祉施設用地としての用途は無くなり、売却は容易ではないと考えられるため、利活用の方法を検討している段階にある。

【要改善事項】

本件の土地は、現時点においても行政財産として区分し管理されているが、行政財産とは、地方公共団体において公用または公共用に供し、又は供すると決められた財産のことをいい、本件の土地については既に行政財産としての役割を果たしているとは言い難く、速やかに普通財産に種別替えするための検討を行う必要がある。

【意見】

市としては、現状、本件の土地が森となっていることから、「カシニワ」等、緑を活かした施設としてNPO法人等は無償貸与し活用することを考えている。このような活用方法も未利用地の有効活用の一つと思われる。

また、近年の高齢化社会の進行を考慮すると、老人福祉施設へのニーズは本件の土地の取得時以上に強まっていると思われる。例えば、本件の土地を利用して民間事業者等に福祉施設の建設及び運営を促すことなども、有効活用につながると思われる。

いずれにしても、市民のニーズや利用見込み等の要素を十分に勘案の上、市の方針を決定することが望まれる。

イ. 未利用地(普通財産)の状況

No.1 あかね町県警待機機舎用地

財産番号	H1-10
名称	あかね町県警待機機舎用地
所在	あかね町 390-49 他 1 筆
地目	宅地
面積	1,076.21 m <sup>2</sup>
取得年月日	S36.9.19
取得価額	736 千円
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種低層住居専用地域)
取得事由	買入
図面	



<p>現場の状況</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>②</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>③</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>④</p>  </div> </div>
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯)</p> <p>昭和36年9月に千葉県警察職員柏待機宿舍用地として736千円で民間企業から取得。</p> <p>(現況)</p> <p>昭和36年10月10日から千葉県(警察本部)に県警待機宿舍用地として貸付けていたが、平成22年12月28日に建物老朽化に伴い建物解体等原状復旧を行うとともに、土地返還の合意解約契約締結し、土地の返却を受けた。現状は更地。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>道路指定位置に旗竿状に接道しており、京葉瓦斯株式会社のガスタンクにも隣接。接道部分が4m未満で集合住宅建設の要件を充たさず、用途が制限されるため、周囲の土地を追加取得しない限り売却困難と考えられ、有効な利活用策を打ち出せずにいる。また、追加土地取得も困難と考えられる。</p>

(市資料より)

昭和36年9月に千葉県警察職員柏待機宿舍用地として取得し、同年10月より千葉県に貸付けていたが、建物老朽化に伴い、平成22年12月に更地化の上返却を受け、現状未利用となっている土地である。

**【意見】**

近隣の道路幅が狭く、現在の建築基準では集合住宅等の建築は不可能である。また、戸建て住宅を複数建設するにも、土地が袋小路状のため、転回広場を設けなければな

らないという制約がある。1 軒の戸建住宅を建設するのであればこのような制約はないものの、戸建住宅 1 軒の用に供するにはあまりにも土地が広大である。

このような制約があるため、駐車場用地として活用することなど、現状の更地のままでの利活用を検討することとなると思われる。また、本件のような場合には、民間の不動産業者等のアドバイスを受けるなどの方法も一案と思われる。

## No.2 根戸団地(A・B跡地)普通財産

財産番号	H1-88
名称	根戸団地(A・B跡地)普通財産
所在	根戸字高野台 467 番 14
地目	宅地
面積	7,274.58 m <sup>2</sup>
取得年月日	S34.12.22
取得価額	2,179 千円
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種中高層住居専用地域)
取得事由	買入
図面	
現場の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p>  </div> </div>

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>③</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>④</p>  </div> </div>
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯) 市営住宅用地として昭和 34 年 12 月に 2,179 千円で大蔵省から買入。</p> <p>(現況) 根戸団地の跡地で敷地内に位置指定道路あり。現況は更地。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針) 平成 14 年 8 月に市営住宅建設予定が無くなったため普通財産に種別替えを行った。平成 14 年 11 月から土地の一部である約 467 ㎡を市民活動推進課において根戸近隣センター駐車場として貸し付けている。但し、その他の用地については具体的利用方法が未確定である。市として具体的な売却の方針も検討していない状況にある。</p> <p>なお、平成 20 年度から高野台保育園の夏祭り及び運動会時の保護者用駐車場用地として、保育課が土地の一部を利用している。</p> <p>また、敷地内の位置指定道路(南北 5 本、東西 1 本)が要件を充たしていないため、住宅用地として利用するには位置指定道路の見直しが必要になると考えられる。</p>

(市資料より)

**【意見】**

本件の土地は、市営住宅用地として昭和 34 年 12 月に買入れにより取得された土地である。集合住宅について位置指定道路が要件を充たさない等の課題があるものの、第一種中高層住宅専用地域内の土地であり、周囲には住宅が密集している。

そのため、本件の土地については、住宅用地として利用されることが自然で有効な活かし方ではないかと思料される。

市では、市営住宅建設計画が無くなり、普通財産に種別替えした平成 14 年 8 月から相当の期間にわたり具体的な売却の検討を実施していなかった。

一般に、長期間更地であった土地に新たに住宅等を建設する場合には、既存の住宅を取り壊して即座に新たな住宅に建替える場合に比べて、近隣住民の理解を得るために必要な努力も増大する可能性があると考えられる。例えば、一般的に、建設用地の更地期間が長ければ長いほど、新規の住宅等の建築に当たり、日照権等を主張する近隣住民の不満は大きくなる可能性がある。

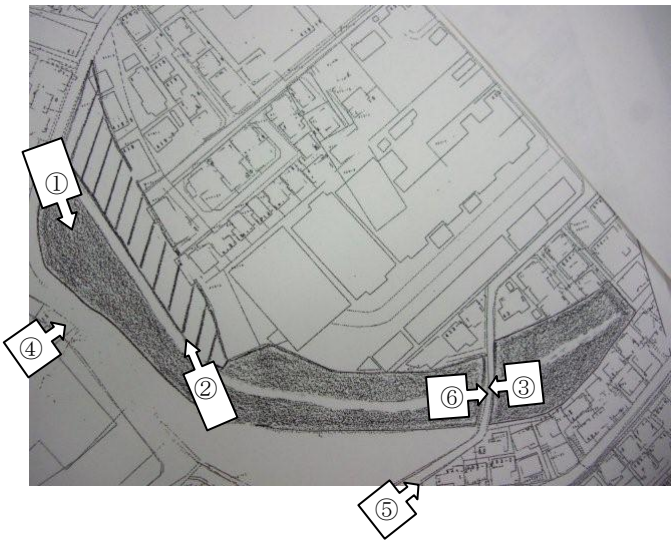


また、不動産については、時価の変動があるため、売却を決定してから売却するま



での期間が長引くと、結果として機会損失が拡大するリスクが生じる。例えば本件の土地の近隣の千葉県柏市根戸字高野台 471 番 71 の公示地価は、平成 14 年 1 月 1 日時点と比して、平成 22 年 1 月 1 日時点では 21% 程度下落している。

これらを勘案すると、本件の土地については、早期の売却を推進するよう努力することが望まれる。

#### No.4 根戸高野台普通財産

財産番号	H2-120
名称	根戸高野台普通財産
所在	根戸字高野台 453 番 5 他 1 筆
地目	宅地
面積	7,360.12 m <sup>2</sup>
取得年月日	S32. 7.29
取得価額	320 千円
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種住居地域)
取得事由	買入
図面	
現場の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p>  </div> </div>

	<p>③ </p> <p>④ </p> <p>⑤ </p> <p>⑥ </p>
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯) 市営住宅用地として昭和 32 年 7 月に 320 千円で大蔵省より買入。</p> <p>(現況) 市営住宅跡地で現況は更地。平成 11 年 4 月に普通財産として種別替え。隣接する法敷きは国有地で擁壁工事を含む造成が必要な状態。</p> <p>平成 23 年 10 月に地元町会等から高濃度放射線量を感知する箇所があるとの電話通報を受け、計測した結果、特定箇所から最高値 57.5 マイクロシーベルト/時の放射線量が確認され、現状は立入禁止となっている。</p> <p>計測された高濃度放射線の問題については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境汚染と考えられている。市及び環境省による測定調査の結果、当該土地に係る除染作業の取扱いは環境省での所管となっている。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針) 不整形地で上り勾配。19 年度より一部の土地(1,700 ㎡)を高野台町会へ貸付中(町会はグランドゴルフに利用)。都市計画道路代替用地として地元説明しているため、説明会が必要であるが、売却する方針。</p>

(市資料より)

【意見】

市営住宅用地として昭和 32 年に買入れた土地であるが、その用途は終了しており未利用となっている。

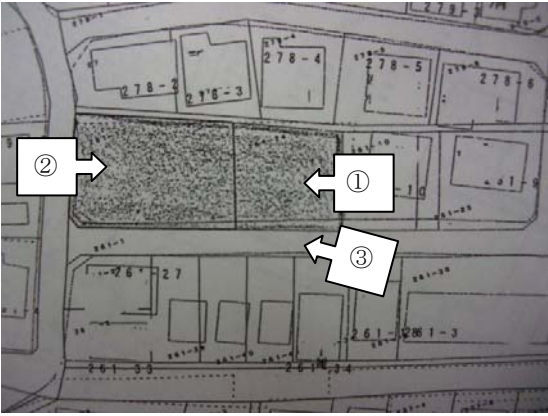
本件の土地は高低差のある土地で、隣接する法敷きは国有地で擁壁工事を含む造成

が必要な状態であるため、国と一体となって検討する必要はあるものの、第一種住居地域内の土地であり、高台にあり見晴らしも良く、周囲には住宅が密集していることから、当初の用途終了後速やかに売却の方針を固め、販売活動を実施していれば、住宅用地として売却できた可能性があったと思われる。

本件土地の相場の推移についてみると、例えば近隣の千葉県柏市根戸字高野台 471 番 71 の公示地価は、平成 11 年 1 月 1 日時点と比して、平成 22 年 1 月 1 日時点では 40%程度下落している。

このような、不動産を長期間保有することにより負担することとなる相場の変動リスクから生じる機会損失等を勘案すると、売却可能な不動産については、売却決定後は適時に売却することが重要であると思われる。

#### No.6 宿連寺字上谷津普通財産

財産番号	H2-156
名称	宿連寺字上谷津普通財産
所在	宿連寺字上谷津 261 番 13 他 1 筆
地目	宅地
面積	641.24 m <sup>2</sup>
取得年月日	S43.10.21
取得価額	—
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種低層住居専用地域)
取得事由	寄附による受納
図面	

<p>現場の状況</p>	<p>① </p> <p>② </p> <p>③ </p>
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯) 昭和43年に個人からの寄附により受納した教職員住宅跡地。</p> <p>(現況) 平成14年度に教職員課から所管換え。老朽化のため建物を解体し現況は更地。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針) 建物解体時に騒音等の問題から基礎杭や浄化槽の撤去に至らず現状に至る。今後は一般競争入札により売却を検討している。</p>

(市資料より)

**【意見】**

従来教職員住宅として利用していたが、現状は更地となっている。

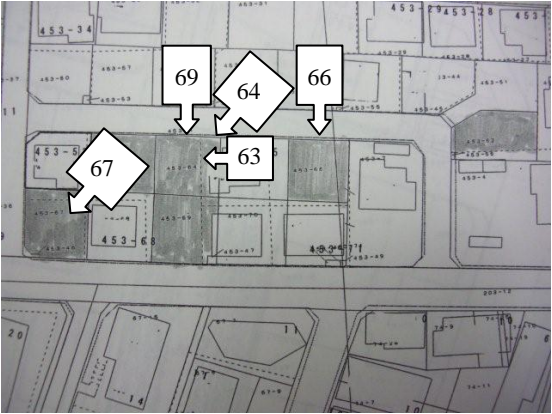





第一種低層住居専用地域内の土地であり、周囲は住宅街であるため、住宅用地として利用されることが本件の土地の最も有効な活かし方ではないかと思われる。

基礎杭や浄化槽の撤去という残処理は残るものの、住宅用地として売却することは困難ではないと思われるため、売却を検討しているのであれば、早期に実施することが望まれる。

**No.7 篠籠田字下須原普通財産**

<p>財産番号</p>	<p>H2-160</p>
<p>名称</p>	<p>篠籠田字下須原普通財産</p>
<p>所在</p>	<p>篠籠田字下須原 453 番 63 他 5 筆</p>



地目	宅地
面積	872.54 m <sup>2</sup> (うち 160.56 m <sup>2</sup> は平成 23 年度に売却済み)
取得年月日	H 2. 3.12
取得価額	1,075,066 千円(残地の 6 筆分の面積割相当額は 388,655 千円)
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種低層住居専用地域)
取得事由	買入
図面	
現場の状況	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>63</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>64</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>66</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>67</p>  </div> <div style="width: 50%;"> <p>69</p>  </div> </div>

<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯) 都市計画事業の代替用地の残地で売却処分を目的に戸建住宅用に造成した土地(当初面積 2,413.55 m<sup>2</sup> 1,075,066 千円)の残地(872.54 m<sup>2</sup>)。</p> <p>(現況) 当初予定していた代替地としての用途がなくなり、戸建住宅用に 18 区画造成。平成 15 年度以降売却処分を開始し継続している。453 番 62 は平成 23 年度に売却済み。453 番 63、64、66、67、69 の 5 区画(711.98 m<sup>2</sup>)が売れ残っており、更地となっている。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針) 高値で購入しているため売却損の発生はやむを得ないものの、市としては売却する方針で定価公募の方法により売却先を継続募集中。</p>
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(市資料より)

平成 2 年に都市計画事業の代替用地として柏市土地開発公社から購入したものの、代替用地としての用途がなくなったため、戸建住宅用に造成し、平成 15 年から販売を開始している土地の残地である。

#### 【意見】

市としては税収の平準化を図るため、長期間にわたり分割して売却してきたが、現時点においても売れ残っている区画が 5 区画ある。当該 5 区画について、販売開始時点である平成 15 年度以降の当初設定販売単価から現在の販売単価へ下落率を見ると、販売開始後約 5 年～7 年程度の間 16.4%～17.3%程度下落しており、土地の相場が下落基調にあることがわかる。

当該 5 区画は定価公募による方法で売却先を募集しているが、平成 23 年度では、1 m<sup>2</sup>辺り単価約 158 千円～176 千円(総額 22,780 千円～24,640 千円)と、取得時の単純平均単価を大きく下回る金額で募集されており、全ての販売が完了した段階で、追加的に約 199,146 千円の損失が発生することが見込まれる。

実際に、直近に販売した区画(454 番の 62 160.56 m<sup>2</sup>)についてみると、販売実績単価は約 158 千円/m<sup>2</sup>(総額 25,400 千円)であり、取得時の 1 m<sup>2</sup>辺り単価は単純平均で約 445 千円/m<sup>2</sup>であるため、売却により 46,118 千円の損失が発生している。

このように、不動産を長期間保有することにより負担することとなる相場の変動リスクを勘案すると、売却可能な不動産については、売却決定後は適時に売却することが重要であると思われる。残りの 5 区画についても早期に売却を行うことが望まれる。

なお、市では定価公募により売却する土地について、応募者資格を売買代金の支払いが可能な個人であれば市内在住・在勤は問わないとしている。しかし、公募について周知を図る方法としては、「柏市ホームページ」、「近隣センターに設置したポスターとパンフレット」及び「広報かしわ」での開示のみが実施されている状況にある。

「柏市ホームページ」による広告については、該当ページに到達するためのアクセス

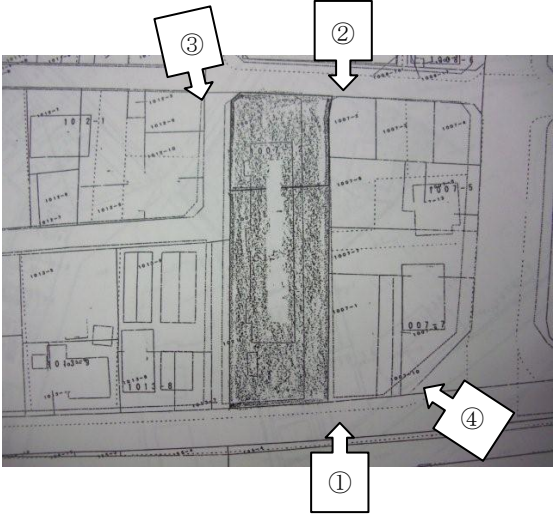
経路が煩雑である。具体的には、「ホーム」ページを起点とし、通常は最短でも「ビジネス」、「広告・市の財産の売却」、「市有地を売却します」の3項目をクリックする必要があり、市民が容易にたどり着けない可能性があると思われる。ウェブサイトへのアクセスデータ解析結果の確認による広告効果の検証も実施されていない状況にある。

また、「近隣センターに設置したポスターとパンフレット」や「広報かしわ」による広告効果についても、市内在住・在勤者以外への広告効果は限定的と思われる。

より売却を容易にするためには、少しでも広告効果を向上させることが望ましい。例えば、第一に、ウェブサイトへのアクセスデータ解析結果の確認を実施して広告効果を検証しながら、柏市ホームページを改良し、少ないクリック回数で直感的に該当ページにたどり着けるよう工夫するなどの方法がとりうると思われる。次に、このような努力を重ねた上で、一定期間公募を行っても販売できなかった未利用地については、民間業者の広告媒体を活用することをルール化して実行するなどの方法がとりうる。このように、従来とは異なる販売活動を実施し、広告効果を高めることを検討することが望ましい。

このような点も勘案し、売却のために努力することが望まれる。

#### No.10 豊四季教職員住宅跡地普通財産

財産番号	H2-214
名称	豊四季教職員住宅跡地普通財産
所在	豊四季 1007 番 1 他 1 筆
地目	宅地
面積	1,522.08 m <sup>2</sup>
取得年月日	H9.3.10
取得価額	138,880 千円
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種住居地域)
取得事由	買入
図面	

<p>現場の状況</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>②</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>③</p>  </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <p>④</p>  </div> </div>
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯)</p> <p>市立柏高校教職員の職員住宅として利用するため、平成 9 年に公立学校共済組合から 138,880 千円で買入れた。</p> <p>(現況)</p> <p>昭和 43 年建築の建物(鉄筋コンクリート造 3 階建て 延べ面積 1,043.28 m<sup>2</sup>)あり。平成 21 年 7 月末全室退去済。東武野田線豊四季駅近隣。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>土地利用は未定となっているが、区画整理も進んでおり、平成 23 年度中に一般競争入札により売却する方針。</p>

(市資料より)

当初取得時の用途である市立柏高校教職員の職員住宅としての利用は平成 21 年 7 月に終了しており、現状は未利用となっている土地及び建物である。市としては平成 23 年度中に一般競争入札により販売する方針である。

### 【意見】

本件の土地は、駅が近く利便性が高い地域にあり、住宅用地や店舗用地として利用されることが自然で有効な活かし方ではないかと思われる。このような条件を勘案すると、売却は容易と考えられる。

敷地内に残された建物は、解体費用に係る予算の確保が容易でないため、市が直接解体撤去することは諦め、解体費用込みの金額(更地の販売価格から解体費用を控除した金額)で、土地と一体として売却する予定である。

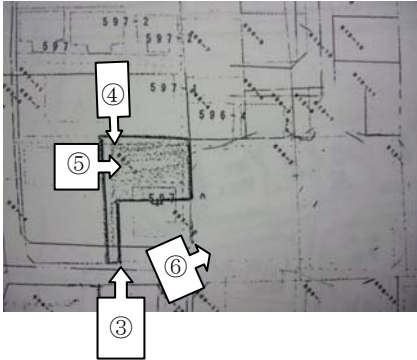
売却予定であることから、耐震化状況の診断は実施されていないが、当該建物は昭



和 43 年 5 月建築であり、旧耐震基準により建築された建物として、本来耐震化状況の診断対象となるものである。そのため「4. 建築物の耐震化」で記載のとおり、耐震性に関しては注意が必要な状況にある。

敷地内の建物の耐震性も勘案すると、市の方針通り速やかに売却することが望ましい。

No.11 豊四季字低見台普通財産

財産番号	I1-21	
名称	豊四季字低見台普通財産	
所在	豊四季字低見台 570 番他 3 筆	
地目	①雑種地 ②原野	
面積	1,242.43 m <sup>2</sup> (内訳：①1,054 m <sup>2</sup> 、②188.43 m <sup>2</sup> )	
取得年月日	①H 6.8.2 ②H 9.6.2	
取得価額	—	
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種低層住居専用地域)	
取得事由	寄附による受納	
図面	<p>①(570～572 番)</p> 	<p>②(597 番 3)</p> 
①現場の状況 (570～572 番)	<p>①</p> 	<p>②</p> 

<p>②現場の状況 (597番3)</p>	
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>①について (取得の経緯) 平成6年8月に個人からの寄附により受納。 (現況) 現状は更地であり、敷地の接道部分を除いては、周囲がいわゆる赤道(道路法)の適用のない法定外公共物である道路)や、隣接する駐車場及び住宅に囲まれた状態で閉鎖されており、また、接道部分は4m未満のため利用に制限がある。 (今後の処分もしくは活用等の方針) 閉鎖された土地であり、接道部分が狭いために建築制限がかかる土地である上、福祉施設等の利用を希望する寄附者の意向があるため活用方法を見いだせないでいる。</p> <p>②について (取得の経緯) 平成9年6月に個人からの寄附により受納。 (現況) 現状は更地。敷地の接道部分は2mであり、戸建て住宅の建築は可能であるが、いわゆる旗竿地形となっている。 (今後の処分もしくは活用等の方針) 寄附者からの用途の指定はなく、売却する方針ではあるものの、土地の形状を勘案すると売却は容易ではないと考えられるため、具体的な対策は講じられていない状態。</p>

(市資料より)

## 【意見】

本件の土地はどちらも寄附により取得した物件であり、周囲が閉鎖されており、接道路幅が狭く、利活用の方法が見いだせない状況となっている。

①の土地(570～572番)については、福祉施設等の利用を希望する寄附者の意向があるため、まずは現時点において、市では福祉施設等としての利活用が困難という実情を寄附者に説明の上、他の用途への変更や売却処分について理解を求めることが望まれる。

その際、寄附者の意向を少しでも配慮できるよう、例えば、本件の土地を利活用する代わりに売却し、その結果得た収入を福祉に関する財源に充てることを提案するのの一つの方法と考えられる。

本件の土地は、敷地の接道部分を除いては、周囲が隣接する駐車場や住宅等に囲まれた状態で閉鎖された土地であり、また、接道部分も4m未満と狭小なため、集合住宅の建築はできず、利用にも制限があり、通常の売却は容易ではない。そのため、実際には近隣地権者への売却交渉によらざるを得ないと思われる。売却交渉が不調に終わった場合には、処分が困難となり、当該土地がその後長期間にわたり使用不能のままの状態に塩漬けとなるのであるから、土地本来の価値を有する生きた土地として再生するためには、交渉について価格面も含めたより柔軟な対応を図ることが必要と思われる。

また、逆に、寄附者の理解が得られず、売却が困難となった場合、市が用途を見いだせない土地を長期間にわたり保有することは、年間の管理費だけではなく、不法投棄等のリスクをも負担することとなるため、寄附者への返納を検討することが望まれる。

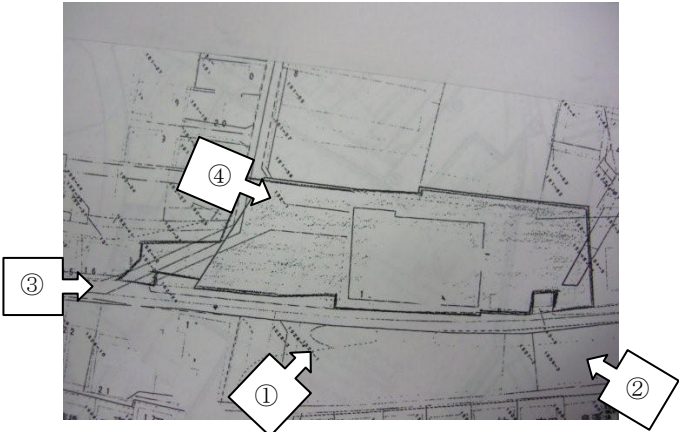


②の土地(597番3)は市として利活用するには面積が小さく、また、旗竿地形であり、進入路があまりにも狭隘であるため、市としては具体的に売却方針を見いだせない状況にある。

しかし、市の担当者に質問したところ、本件の土地に隣接する土地(2,046.77㎡の更地 写真⑥)も、市有地(南柏駅東口土地区画整理事業用地)であることが判明した。当該土地は、当初1,066,000千円をかけて南柏駅東口土地区画整理事業の目的で先行取得したものであるが、諸般の事情により、当該区画整理事業が事業化できないまま相当期間が経過しており、今後も当面は事業化の目処が立たないと考えられている。その結果、当該土地を市は暫定的に他の用途で利活用すべく、平成23年4月より、グランドゴルフ場として老人会へ無償貸与している。

当該土地について、進捗はしていないものの、区画整理事業自体が存続しているため、売却等の処分は検討していない。しかし、当該区画整理事業について事業化の目処が立たず、当初の用途を果たせない可能性が高いようであれば、隣接する本件の土地と一体として運用するような利活用の方法や、あるいは一括売却をも視野に入れて今後の方針を検討することが合理的ではないかと思われる。それにより、本件の土地の利用可能性は格段に広がり、利活用又は売却することが容易になると考えられる。

また、今後は現時点で未利用地として俎上に上がっている資産のみならず、当該土地のような未利用地予備軍等をも含めて捕捉することで、一体として利活用又は処分の方法を検討することにより価値が増加するようなケースもありうるため、未利用地の捕捉方法を見直すことが望まれる。

No.15 柏市社会福祉センター

財産番号	H2-209
名称	柏市社会福祉センター
所在	豊住三丁目 152 番 1 他 3 筆
地目	雑種地 山 林
面積	2,212.47 m <sup>2</sup>
取得年月日	S46.12.6
取得価額	13,880 千円
区域区分(用途地域)	市街化区域(第一種住居地域、第一種低層住居専用地域)
取得事由	買入(一部寄附による受納)
図面	
現場の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p>  </div> </div>

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>③</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>④</p>  </div> </div>
<p>取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針</p>	<p>(取得の経緯)</p> <p>昭和46年12月に旧財団法人柏市都市開発公社(平成5年4月1日に財団法人柏市都市振興公社に名称変更)からの買入れ及び個人からの寄附により取得した土地。</p> <p>(現況)</p> <p>旧社会福祉センターの建物(昭和40年4月建築の鉄筋コンクリート造5階建物)があるが、19年10月で用途廃止・閉鎖。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>東武野田線新柏駅近辺の土地付建物であり、平成21年度に建物解体設計を実施し、平成22年度に解体費用(105,307千円)を予算要求したが財源確保の問題等により計上されなかった。敷地内に都市計画道路3・4・12号線の計画地が含まれ、今後分筆の予定。</p> <p>高低差があり、建物の解体費用として105百万円程度が想定されるが、解体費用込みの価格で土地及び建物を一体として売却する方針を決定したいと考えている。</p>

(市資料より)

【意見】

本件の物件は、見晴らしがよく、東武野田線新柏駅近隣という好立地条件の住宅用地上の物件であるため、売却も可能と思われる。

敷地内に残された建物は、解体費用に係る予算の確保が容易でないため、市が直接解体撤去することは諦め、解体費用込みの金額で土地と一体として販売する予定である。

売却予定であることから、本来必要な耐震改修は行われていないが、耐震化状況を診断した結果、構造耐震指標値(Is値)0.2と、当該建物は地震の振動及び衝撃に対して脆弱であることが明確となっている。当該建物は交通量の多い道路わきの斜面地に建っており、建物が倒壊した場合の影響は大きいと考えられ、地震による倒壊に関して注意が必要な状況にある。

残存する建物の耐震性に関する状況を勘案すると、本件の物件については、できるだけ早い段階で売却することが望ましいと考える。



No.24 柏市十余二工業団地終末処理場跡地普通財産

財産番号	H2-217
名称	柏市十余二工業団地終末処理場跡地普通財産
所在	大青田 1557 他 40 筆
地目	宅地
面積	22,462.98 m <sup>2</sup>
取得年月日	S43.9.4
取得価額	55,756 千円
区域区分(用途地域)	市街化区域(準工業地域)
取得事由	買入
図面	
現場の状況	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p>  </div> </div>
取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針	<p>(取得の経緯)</p> <p>十余二工業団地築造時に汚水を処理する単独公共下水道用地として個人から 55,756 千円で買入れ。</p> <p>(現況)</p> <p>平成 21 年 3 月末をもって手賀沼流域下水道へ接続替えにより行政目的が終了し、平成 22 年 6 月に普通財産に種別替えを行った。</p> <p>(今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>企業誘致の観点で特定の企業への販売が決定。なお、当該土地上の処理施設(建物)の解体撤去見合いの負担は土地の売却金額で調整予定。</p>

(市資料より)

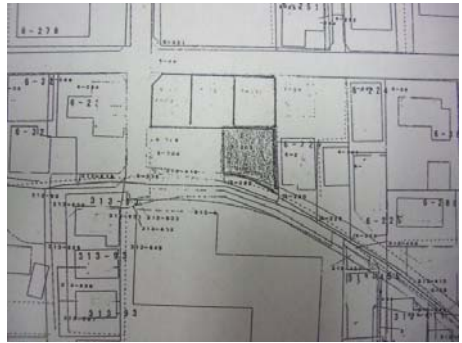
平成 21 年 3 月の行政目的終了後、市が直接コストをかけて建物撤去を実施することもなく、比較的短期間の間に、特定企業への売却にこぎつけた(平成 24 年 1 月に仮契約締結、3 月に本契約締結予定)。特に指摘すべき事項はない。

② 主として質問により状況を確認した未利用地について

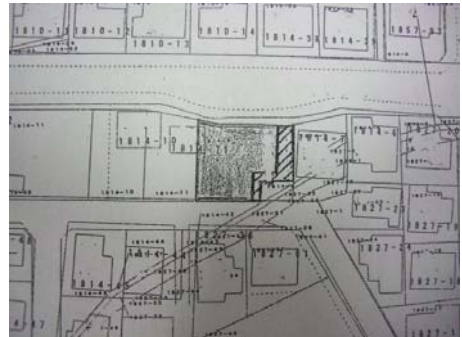
未利用地について主として質問により状況を確認した結果は以下のとおりである。

ア. 平成 23 年度に現状で処分する方針の未利用地

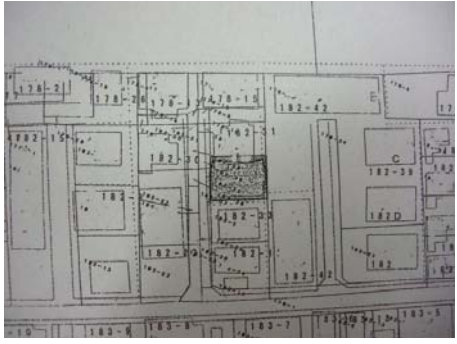
No.8 若柴字入谷津普通財産

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-186	普通	若柴字入谷津普通財産 (若柴字入谷津 6 番 301)	山 林	136.43 ㎡	※17,351 千円	市街化区域(工業地域)
				<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>平成 11 年 3 月 30 日に柏市土地開発公社から買入れた土地。 市道 22-1 号線拡幅事業の交換用地として取得したが利用予定がなくなり現況は更地。平成 21 年度に土地の一部を民間企業と交換した。 平成 23 年度に売却に向けて現地調査を実施していたところ、下水道設備が整備されていないことが判明した。このため、予定していた平成 23 年度中の公募は断念することとした。 下水道設備の埋設を所管部署に依頼し、完了した段階で定価公募により売却の方針である。</p>		


No.9 花野井字尾井戸普通財産

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-210	普通	花野井字尾井戸普通財産 (花野井字尾井戸 1814-9)	雑種地	231.07 ㎡	— 千円	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
				<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>昭和 56 年 1 月 14 日に民間企業より帰属により受納した土地。 交通施設課で花野井自転車置場として使用していたが利用者が減少し、平成 21 年 8 月 1 日から売却予定地とした。 近隣に格安の中古売り物件が多数あり、平成 22 年度に 21,440 千円で定価公募したが応募者が無く、平成 23 年度においては 19,500 千円にて定価公募を継続しているものの売却は難航している。</p>		

No.18 北部地域土地区画整理区域外先行取得用地

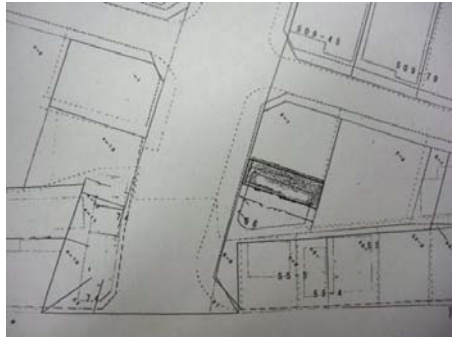
財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-203	普通	北部地域土地区画整理区域外先行取得用地 (大室字正連寺前 182 番 32)	原野	98.00 ㎡	※9,302 千円	市街化区域 (第一種住居地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>平成 20 年 8 月 18 日に柏市土地開発公社から買入れた土地。 北部地域土地区画整理事業用地として柏市土地開発公社が先行取得していたものの、当該区画整理事業区域外となったため、当該公社より市が買入れ、平成 20 年度に定価公募による売却を実施したが、応募者がなかったため現在も処分されていない。現況は更地。 前面は位置指定道路の持分がなく(私道であり)、そのままの状態では宅地開発等に制限があるため、個人を対象とした定価公募による売却は容易ではないと考え、平成 23 年度中に一般競争入札による売却を実施する予定である。</p>			

No.19 北部地域土地区画整理区域外先行取得用地

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-203	普通	北部地域土地区画整理区域外先行取得用地 (若柴字天王前 366-2)	宅地	388.79 ㎡	※36,904 千円	市街化区域 (第一種住居地域、 準住居地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>平成 20 年 8 月 18 日に柏市土地開発公社から買入れた土地。 北部地域土地区画整理事業用地として柏市土地開発公社が先行取得していたものの、当該区画整理事業区域外となったため、当該公社より市が買入れた。平成 20 年度に定価公募による売却を実施したが、応募者がなかったため現在も処分されていない。現況は更地。 柏の葉キャンパス駅に至近であるという立地条件や、定価公募で個人が購入するにはあまりに面積が大きいという点を考慮して、平成 23 年度中に一般競争入札による売却を実施する予定である。</p>			



No.21 南柏区画整理事業に伴う過少宅地の救済地

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-9	普通	南柏区画整理事業に伴う 過小宅地の救済地 (南柏中央 5-2)	宅地	85.45 ㎡	不 詳	市街化区域 (近隣商業地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>平成7年12月6日に個人から買入れ、その後、平成19年2月28日に換地。</p> <p>駅前の区画整理の換地終了部分の土地。</p> <p>間口が5mと狭く市として単独で利用することが困難な土地のため未利用となっている。地区計画上の建築制限(最低敷地規模の設定や風俗営業を除く用途等)あり。現況は更地。</p> <p>区画整理区域の商業地で駅前立地のため、地区計画上の建築制限はあるものの、十分に売却可能と考え、平成23年度中に一般競争入札による売却を実施する予定である。</p>			

(市資料より)

(注)1. 取得価額欄に※印のあるものは面積按分されたもの。

【意 見】

これらの未利用地については、市として利活用することが困難と考え、定価公募又は一般競争入札による売却の方針を決定している。

花野井字尾井戸普通財産については実際に定価公募を実施しており、また、下水道設備の埋設準備中である若柴字入谷津普通財産を除いては、平成23年度中に一般競争入札の募集を実施する予定で準備を進めている。

市としての利活用が困難と考えている土地であれば、速やかに売却することが望ましい。しかし、実際に定価公募を実施している花野井字尾井戸普通財産については、平成22年度及び平成23年度に、公募金額21,440千円及び19,500千円でそれぞれ定価公募を実施しているものの、応募が無い状況が継続している。この点、公募する物件の周知の方法及び公募金額の設定という側面から、以下の点について検討することが望まれる。

まず、公募する物件の周知の方法について、「①現場視察により状況を確認した未利用地について No.7 篠籠字下須原普通財産」においても述べたように、「柏市ホームページ」、「近隣センターに設置したポスターとパンフレット」及び「広報かしわ」での開示のみが実施されている状況にあるが、より売却を容易にするためには、少しでも広告効果を向上させることが望ましい。

そのため、柏市ホームページの改良を行う、そして、それでも効果が得られなけれ

ば、民間業者の広告媒体を活用することなども視野に入れ、従来とは異なる販売活動を実施し、広告効果を高めることを検討することが望ましい。

次に公募金額の設定について、市では公募金額を不動産鑑定評価の結果を基礎にして決定した「適正な時価」により売却金額を決定しており、当該「適正な時価」からの値引き等を行っていない。これは、財務規則第 253 条において、普通財産の売払価格及び交換価格は適正な時価によるものとする旨規定されており、また、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 9 号)第 3 条において、市が普通財産を譲与又は時価よりも低い価額で譲渡できるケースが、公共用に供するため地方公共団体等に譲渡する場合や、寄附により受納した財産を用途廃止後に寄附者に譲渡する場合等に限られており、通常は「適正な時価」より値引きして売却することができないためである。

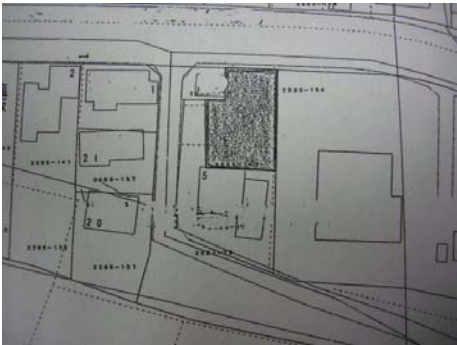
しかし、上記のような方法で公募する物件の周知の方法を改善してもなお、継続的に買い手が付かないような場合には、現状、不動産鑑定評価の結果を基礎として決定している「適正な時価」の見直しを検討する余地があるのではないかとと思われる。

例えば、不動産鑑定評価を基礎として決定した金額では全く買い手が付かないような場合には、もはや当該金額は「適正な時価」ではない可能性がある。このような場合には、売却しようとする物件の現況や売却時の市況等を総合的に勘案した上で、現実的に買い手が付く金額にまで引き下げた金額が「適正な時価」となりうると考えられる。


そのため、どのような場合にどのような金額が「適正な時価」となるのかということを検討して定義化した上で、公募金額の決定プロセスを見直し、明確にルール化して運用することが望まれる。

#### イ. 平成 24 年度～26 年度に条件整備して処分する方針の未利用地

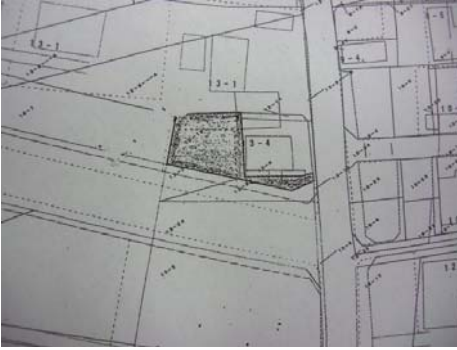
##### No.2 布施新町四丁目普通財産

財産番号	種別	名称 (所在)	地目	面積	取得価額	区域区分(用途地域)
H2-5	普通	布施新町四丁目普通財産 (布施新町四丁目 2585 番 147)	宅地	198.36 m <sup>2</sup>	一 千円	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>昭和 51 年 9 月 9 日に民間企業(開発業者)から寄附により受納した土地。警察官派出所用地として寄附を受けたが、富勢駐在所の設置により新たな派出所設置が不要となり未利用土地となっていた。現況は更地。</p> <p>平成 23 年 4 月に布施新町自治会から柏警察署の移動交番開設場所用地として要望が浮上したため、貸付を検討している。</p> <p>現在、移動交番開設場所用地として利用する場合に必要な改修費用を布施新町自治会が負担することについて先方に要請している。条件を整えばこの方法により活用できると考えている。</p> <p>条件が整わず、実現しない場合には売却を検討する予定。</p>			

No.5 菅平かしわ荘跡地普通財産

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-147	普通	菅平かしわ荘跡地普通財産 (上田市菅平高原字菅平 1278 番 2432 他 1 筆)	原 野	14,277.57 m <sup>2</sup>	一 千円	都市計画区域外
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>昭和 46 年 3 月 4 日に旧財団法人柏都市開発公社(平成 5 年 4 月 1 日に財団法人柏市都市振興公社に名称変更)から寄附により受納した土地。当初は個人あるいは林間学校等で宿泊施設となる市の福利厚生施設として利用していた。平成 13 年度に建物(柏市の福利厚生施設である「菅平かしわ荘」)を取壊し、現況は更地(原野)。</p> <p>用途廃止後に上田市への寄附を検討したこともあるが実現しなかった。売却できれば実施したいが、観光客が減少傾向にあり、管理費負担を嫌気して売却や寄附を申し出る人が多いエリアであることを勘案し、適正な時価(不動産鑑定評価を基礎として決定した金額)での売却は容易ではないと考え、販売活動は行っていない。</p> <p>年間管理費は 7 千円程度と少額であるため、早期の売却は検討せず、今後の運用の可能性も勘案し継続して保有している状況。</p> <p>但し、市としての利活用の方針は見いだせず、今後の運用可能性についての見通しは立っていない。</p>			

No.23 しいのき台高柳新田線

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
一	普通	しいのき台高柳新田線 (高柳新田字中峠 13-12)	宅地	233.02 m <sup>2</sup>	不 詳	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>平成 7 年 10 月 9 日に千葉県土地開発公社より買入れた土地。都市計画道路の残地であり、前面は幅員 16m の都市計画道路に接道。隣地と高低差あり。</p> <p>前面の都市計画道路には水道、下水道、ガスの供給がなく、市ではこれを理由に現状は売却不適と考えている。</p> <p>但し、側面の一般幹線道路からは水道、下水道、ガスの供給できる可能性はあると考えている。当該幹線道路との接道部分は狭隘であるものの、ここから供給ラインを接続できれば当該土地の売却も可能と考えている。しかし、供給可否の検証は行っていない状況にある。</p>			

(市資料より)

【要改善事項】

しいのき台高柳新田線の土地は財産番号が不明となっている。市の担当者に確認したところ、当該土地は旧沼南町を合併した際に引き継いだ都市計画道路の残地であり、引き継ぎに際して公有財産台帳への記載が漏れたとの回答を得た。その結果、現在も公有財産台帳上記載漏れとなっている。

財務規則第 261 条では、財産担当部長が、行政財産及び普通財産の分類に従い、柏

市公有財産台帳を備えて記録し、常に公有財産の状況を明らかにしなければならない旨が規定されている。公有財産台帳は市の保有する公有財産の状況を表す重要台帳であるため、公有財産台帳上記載漏れとなっている当該土地については速やかに状況を調査し、公有財産台帳に記載する必要がある。

## 【意見】

これらの土地は、市としては利活用の方法を見いだせず、また、現状では売却に制限があるため、売却のための条件を整備した後に処分する方針の未利用地である。個別の状況は異なるものの、以下の様な対策を講じることが望まれる。

布施新町四丁目普通財産は開発業者である民間企業より派出所用地として寄附を受けたものの、派出所用地としての利用ができないまま長期間が経過し未利用地となっていたもので、寄附者の意向を勘案し売却せずに保有していた土地である。

平成23年4月に、地元の自治会から移動交番開設用地としての活用の要望が浮上し、これが実現すれば寄附者の意向に沿った活用が可能となるため、現在はその要件を充たすべく、自治会等と調整を行っている段階にある。

この用途で活用できるのであれば特段指摘すべき事項はないが、調整がうまくいかず、やはり有効に利活用できないこととなった場合には、売却を検討することが望まれる。

菅平かしわ荘跡地普通財産は、上信越高原国立公園に属する菅平高原にある市の福利厚生施設跡地である。

市は用途廃止後に当該土地を処分しようと考え、所在地の上田市に寄附を申し出たが受け入れられなかった。その後、適正な時価(不動産鑑定評価を基礎に決定した金額)での売却も容易ではないと推定し、特に販売活動は行っていない。

現在、利活用の方法は見いだせないものの、管理費が年間7千円と低額であるため、将来の運用可能性を勘案して継続して保有している状況にある。

しかし、当該土地のように、遠隔地にある広大な土地について、利活用せずに長期にわたり保有することは、火災や不法投棄等により市が不測の損害を被ることとなるリスクを常に負担することとなる。現状のまま何ら対策を検討せず、見通しの無い「将来の運用可能性」を期待して漫然と保有を継続することは好ましくないと思われる。

観光地である菅平高原に存する土地であるため、市自らが利活用できない場合には、例えば菅平高原においてポピュラーと言われているスキー、ラグビーやマレットゴルフなどのスポーツや、キャンプなどのイベント、あるいはその他の用途で当該土地を活用できる民間業者等の有無を検討し、該当者があれば貸与して有効活用してもらうことが望ましい。

このような活用方法が見いだせないのであれば、売却を検討することが望まれる。その際、市が推定するように、不動産鑑定評価に基づく「適正な時価」では買い手が付

かない場合には、「ア.平成23年度に現状で処分する方針の未利用地」で指摘したように、販売方法の見直しや、「適正な時価」の見直しも含めた対応も検討することが望まれる。

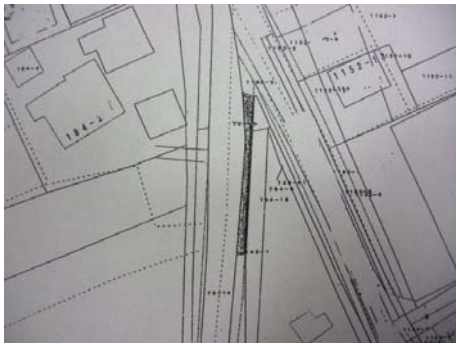
しいのき台高柳新田線の土地は、都市計画道路の残地であり市としては利活用の方法が見いだせない状況にある。また、前面の都市計画道路より水道、下水道及びガスの供給ができない状況であり、市では売却も困難と考え、未利用地として保有を継続している状況にある。

しかし、市は検証を行っていないものの、側面の一般幹線道路から水道、下水道及びガスの供給ができる可能性が残っている。速やかに供給の可否を検証し、供給可能であれば売却の方法を検討することが望まれる。

また、逆に側面の一般幹線道路からの供給ができないことが判明した場合には、市が単独で売却の方針を検討することは容易ではないと考えられるため、例えば、民間の不動産業者等のアドバイスを受けるなどの方法も視野にいれ、売却の方針を検討することが望まれる。

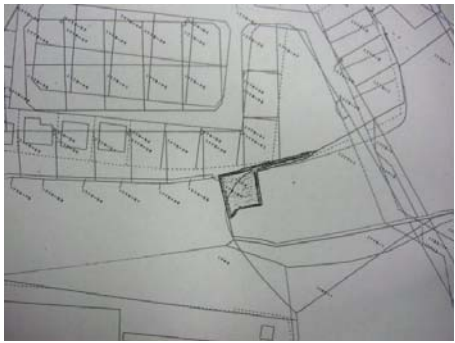
ウ. 処分には不適であり調整に時間を要すると想定される未利用地

No.3 みどりの広場

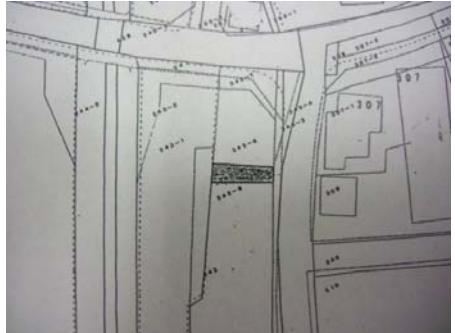
財産番号	種別	名称 (所在)	地目	面積	取得価額	区域区分(用途地域)
G5-13	行政	みどりの広場 (大室字正連寺前 245 番 1)	山林	178.00 m <sup>2</sup>	不詳	市街化区域 (第一種住居地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>取得年月日不詳。旧並木敷から平成元年2月20日に種別替え。 花壇として使用した跡地で、変則交差点に接する三角地のため利用計画が立てづらい。不整形、土地面積狭隘のため土地利用に制限あり。民間の土地活用は困難で売却も不適と考えている。 道路用地として用途変更し、隣接する市道に含めて利用する案もありうるが、交差点の改良が必要となる可能性もあり、困難と推定されるため、詳細な検討は実施していない。 なお、現時点においても、生涯学習課の所管で教育財産として分類されているため、行政財産として区分している。</p>			



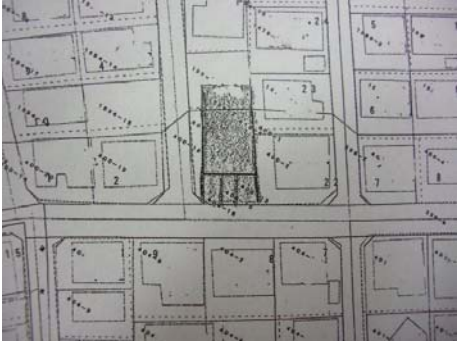
No.4 柏市立土中学校

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
D2-6	行政	柏市立土中学校 (増尾一丁目 1778)	学校用地	99.00 m <sup>2</sup>	一 千円	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>昭和 26 年 3 月 17 日 個人から寄附により受納した土地。学校用地として寄附を受けた土地の一部で不整形の飛び地。低地で地盤も悪い。道路もなく活用見込みが無いと判断している。管理費はかかっていない。</p> <p>受贈当時は他にも大きな土地(学校用地)を合わせて受け入れており、この部分のみを返還する(あるいは拒否する)ことはできなかった。今後も売却できず、活用方法も見出せないと考えている。</p> <p>但し、隣接地権者への売却については可能性としてありうるものの、検討は実施していない。なお、現時点においても、学校施設課の所管で教育財産として分類されているため、行政財産として区分している。</p>			

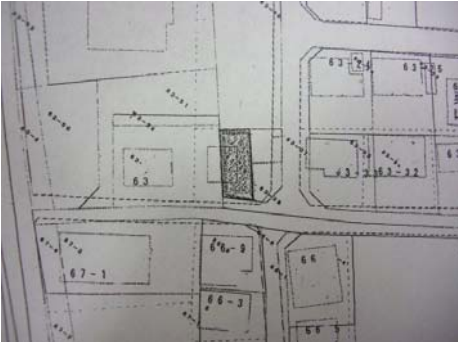
No.12 藤心ふるさと会館用地

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H1-54	普通	藤心ふるさと会館用地 (藤心字瀬室 343 番 2)	原 野	33.07 m <sup>2</sup>	一 千円	市街化調整区域
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>平成 2 年 5 月 18 日に個人から寄附により受納した土地。</p> <p>当該土地と隣地(借地)とを合わせて青年館用地として利用していたが、青年館移設に伴い借地部分は返却、残る当該土地は未利用地として残存することとなった。現状は更地。</p> <p>現状では面積狭小で公募売却には不適と考えている。市街化調整区域内の土地であり、返却した隣地も未利用の状態のため、隣地の地権者への売却は容易でないと認識している。</p> <p>なお、返却した借地と反対側の隣地の地権者への売却や、寄附者への返却については未検討の状況にある。</p>			

No.13 南部ふるさとセンター

財産番号	種別	名称 (所在)	地目	面積	取得価額	区域区分(用途地域)
H1-59	普通	南部ふるさとセンター (南逆井五丁目 418 番 4 他 4 筆)	畑 雑種地	206.99 m <sup>2</sup>	— 千円	市街化区域 (第一種低層住居専用地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>昭和 45 年 2 月 9 日に帰属及び寄附により受納した土地。                      青年館用地として帰属等された土地で青年館としての用途は終了し、現況は更地。隣接する公園との高低差がある。また、防火水槽及び上下水道設備が敷地内にあり、撤去の可否は確認していない。                      市としては今後物件の詳細を確認し、他の所管部署とも連携して活用できる方法がないか検討する予定である。</p>			

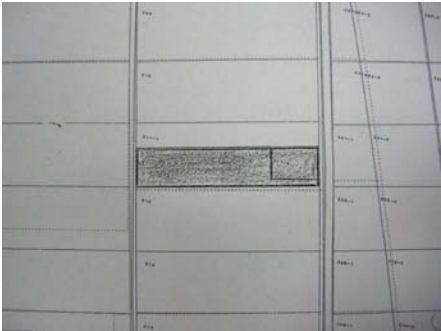
No.14 梅林町会ふるさとセンター倉庫用地

財産番号	種別	名称 (所在)	地目	面積	取得価額	区域区分(用途地域)
H1-68	普通	梅林町会ふるさとセンター 倉庫用地 (高田字上 63 番 39)	雑種地	51.40 m <sup>2</sup>	— 千円	市街化区域 (第一種住居地域)
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>平成 5 年 6 月 30 日に財団法人柏市都市振興公社から寄附により受納した土地。                      平成 16 年度までは梅林町会に貸付していたが、現在は返却を受け未利用。現況は更地。面積狭小で、隣地との高低差もある。そのため、売却するには条件が悪いと認識している。                      隣接の公園との一体利用の可能性も検討しているが、造成にもコストが生じるため困難と考えている。また、寄附者への返納も難しいと考えている。</p>			

No.17 身体障害者通所授産施設建設に伴う代替地

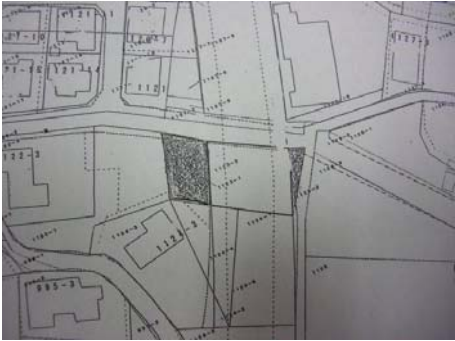
財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-65	普通	身体障害者通所授産施設建設に伴う代替地 (逆井字宮田島358番4他2筆)	田 雑種地	509.22 m <sup>2</sup>	不 詳	市街化調整区域
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>昭和 60 年 3 月 11 日に買入れ(476.97 m<sup>2</sup>)及び寄附(32.25 m<sup>2</sup>)により受納した土地。</p> <p>平成 3 年 2 月に身体障害者通所授産施設建設の代替地として利用することを意図して障害福祉課の所管となった土地。</p> <p>結局、地権者との折り合いがつかず、代替地としては利用できなかったため未利用となっている。現況は更地。隣地に市有地あり。</p> <p>地下に水路が通っており、隣接地が水路用地となっている。</p> <p>市街化調整区域内の農地であり、上空には送電線があるため利用制限があり、市としての利活用は難しいと考えており、また、売却も容易ではないと考えている。</p> <p>なお、買入れにより取得した部分について取得価額が不詳となっている経緯や、当該土地取得時の詳細な経緯については明確な資料が残されておらず明らかではない。</p>			

No.20 柏ふるさと公園代替用地

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-216	普通	柏ふるさと公園代替用地 (柏下字西 311 番 2 他 1 筆)	田	624.00 m <sup>2</sup>	22,401 千円	市街化調整区域
			<p>ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)</p> <p>昭和 59 年 1 月 25 日に個人から買入れ。</p> <p>柏ふるさと公園整備のための代替地として取得。</p> <p>正確な経緯は不明であるが、昭和 62 年 3 月に、代替地の提供ではなく金銭での買収により公園用地を取得することとなったため取得時の用途は終了し、相当期間未利用地として残存している。</p> <p>市街化調整区域の農地であり、用途・取得者も限定されるため、隣接地権者への売却を検討している。</p>			



No.22 都市計画事業代替地（柏下地先）

財産番号	種別	名 称 (所 在)	地目	面 積	取 得 価 額	区域区分(用途地域)
H2-138	普通	都市計画事業代替地(柏下地先) (柏字宮前1123番1他1筆)	山林	144.00 m <sup>2</sup>	※14,861 千円	市街化区域 (第一種住居地域)
			ヒアリング内容(取得の経緯、現況及び今後の処分もしくは活用等の方針)  昭和 61 年 5 月 8 日に個人から買入。 都市計画道路として取得した残地。幅員 18mの都市計画道路に接道。高低差が著しい斜面地である上、1123 番 3 は形状が三角地で、市としての利用は不可能と考えている。売却も現実的ではないと考えている。			

(注)1. 取得価額欄に※印のあるものは面積按分されたもの。

【要改善事項】

みどりの広場及び柏市立土中学校の土地は、現時点においても行政財産として区分し管理しているが、行政財産とは、地方公共団体において公用または公共用に供し、または供すると決められた財産のことをいう。本件の土地については既に行政財産としての役割を果たしているとは言い難く、速やかに普通財産に種別替えするための検討を行う必要がある。

【意 見】

これらの土地は不整形地、飛び地、障害となる埋設物等がある土地、面積狭小地、市街化調整区域内にあり利用が制限される土地、斜面地など、現状では市が利活用の方法や売却等の方針を見いだせない状況であるため、今後も調整に時間を要すると想定している土地である。

確かに、通常このような条件の土地の利活用又は売却等は容易ではないと考えられるが、条件を整備すれば状況が改善する可能性のある土地も含まれているように思われる。

例えば、南部ふるさとセンターの土地は、敷地内の防火水槽や上下水道設備が撤去できれば利用可能性が格段に広がり、市による利活用や、住宅地としての売却の可能性が出てくると考えられるが、当該敷地内の防火水槽や上下水道設備の撤去の可否については詳細な検討はなされていない状況にある。

また、身体障害者通所授産施設建設に伴う代替地は、隣地にも市有地があり、これと併せて一体として運用することで利活用ができれば状況が改善すると思われるが、具体的にはそのような検討は行われていない状況にある。

このように、調整に時間を要すると思われる未利用地の中にも、条件を整備することで状況が改善する可能性のある土地があるか否か、これを十分に検討した上で、必要に応じて対策を講じることが望まれる。

そのような検討を経てもなお、抱える課題が解消されない土地については、現状のまま売却を検討することとなると思われる。

市では通常、普通財産を売却する場合、定価公募や一般競争入札により、不動産鑑定評価の結果を基礎にして決定した「適正な時価」を売却金額としているが、このような課題を抱える土地についてはここにいう「適正な時価」での売却は容易ではないと考えられる。そのため、「ア．平成 23 年度に現状で処分する方針の未利用地」で指摘したように、販売方法の見直しや、「適正な時価」の見直しも含めた対応も検討することが望まれる。

以上の検討を経てもなお処分できない土地については、寄附することも検討する価値があるのではないかとと思われる。

「財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例」(昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 9 号)第 3 条において、市が普通財産を譲与又は時価よりも低い価額で譲渡できるケースが、公共用に供するため地方公共団体等に譲渡する場合や、寄附により受納した財産を用途廃止後に寄附者に譲渡する場合等に限定されているため、この要件を充たさない場合に市の財産を寄附するには、議会の承認を得る必要がある(地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号、第 237 条第 2 項)。

議会の承認が得られるか否か、また、寄附の受入先が見つかるか否かについてのハードルは高いと思われるが、尽くせる方策を全て尽くした上で、どうにも処分できないものについてのみ、未利用地として保有し続けることもやむを得ないと考える。

## 8. 行政財産の使用許可及び普通財産の貸付

### (1) 概要

#### ① 行政財産の使用許可

行政財産は、行政目的を達成するための物的手段として利用されるべきものであるため、これを処分し、またはその他処分につながるような取引の対象とすることはそもそもありえない。具体的にはこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができないと定められている(国有財産法第 18 条第 1 項、地方自治法第 238 条の 4 第 1 項)。しかしながら、行政財産は限りある土地の高度利用を図ることが現代の社会的、経済的要請となってきたことから、一定の条件のもと、これを貸し付け、または私権を設定できるとも定められている(国有財産法第 18 条、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項)。上記定めを受け、財務規則第 245 条に以下のように定めている。

(行政財産である土地の貸付等)

第 245 条 行政財産である土地を貸付け、又はこれに対する地上権若しくは地役権を設定する場合には、第 239 条から前条までの規定を準用する。この場合、教育財産においては同条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替える。

(注) 第 239 条…普通財産の貸付期間

前条…第 244 条 (普通財産の貸付契約の変更)

なお監査対象年度において、貸付け及び私権の設定を実施している行政財産はないと、市の担当者より回答を得ている。

また、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されており、財務規則では以下のとおり定められている。

第 232 条…行政財産の使用許可の範囲

第 233 条…行政財産の使用許可期間

第 234 条…行政財産の使用許可の条件

第 235 条…行政財産の使用許可申請

第 236 条…行政財産の使用許可

第 237 条…行政財産の使用許可手続の特例

行政財産の使用許可の事務フローは以下のとおりである(財務規則第 234 条から第 236 条より)。

ア. 申請者が「行政財産(教育財産)使用許可申請書」を行政財産の所管の財産管理者に提出。

↓

イ. 所管管理者は申請内容を検討、これを認可すべきものと認める場合は、「行政財産(教育財産)使用認可決議書」に関係図面(「行政財産(教育財産)使用許可申請書」を含む)を添えて市長(教育財産にあつては教育委員会)に提出し、決裁を得る。

↓

ウ. 使用許可が得られた場合は、申請者に「行政財産(教育財産)使用許可書」を交付。

## ② 普通財産の貸付

普通財産は行政財産とは異なり、特定の行政目的のために使用されるべきものでなく、公益性を優先させてその経済的価値を發揮し、間接的に行政目的に寄与することを目的としている。そのため、原則として一般私法の適用のもとに、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる旨、国有財産法第 20 条及び地方自治法第 238 条の 5 第 1 項に定められている。

普通財産の貸付に関しては、財務規則では以下のとおり定められている。

第 239 条…普通財産の貸付期間

第 240 条…普通財産の貸付料

第 241 条…普通財産の貸付けの条件

第 242 条…普通財産の貸付申請

第 243 条…普通財産の貸付けの決定

第 244 条…普通財産の貸付契約の変更

第 246 条…保証人

普通財産の貸付の事務フローは以下のとおりである(財務規則第 242 条及び第 243 条より)。

ア. 申請者が「普通財産貸付申請書」を普通財産の所管の財産管理者に提出。

↓

イ. 所管管理者は申請内容を検討、これを貸し付けるべきものと認める場合は、「普通財産貸付決議書」に関係図面及び契約書案(「普通財産貸付申請書」を含む)を添えて市長に提出し、決裁を得る。

↓

ウ. 申請者と契約書を締結する。

## (2) 実施した監査手続

① 行政財産の使用許可に係る事務の執行が、法令及び条例・規則等に従い適切に実施されているかについて検討した。

ア. サンプルング方法

「平成 22 年行政財産(市長部局)使用許可一覧」及び「平成 22 年度行政財産(教育委員会事務局)使用許可一覧」より、有償貸付任意 5 件及び無償貸付任意 5 件を抽出した。

イ. 閲覧書類及び確認事項

抽出した使用許可に対して以下の内容を書類等の閲覧により確認した。

- ・行政財産(教育財産)使用許可申請書が、所管の財産管理者に提出されていること
- ・行政財産(教育財産)使用許可決議書による決議が適切に実施されていること
- ・使用許可が決議された行政財産について、行政財産(教育財産)使用許可書(有償・無償)が適切に交付されていること
- ・使用料算定の根拠資料により、規則等に従って適切に算定されていること
- ・使用料が減免されている場合は減免の根拠資料により減免手続が適切に実施されていること

② 普通財産の貸付に係る事務の執行が、法令及び条例・規則等に従い適切に実施されているかについて検討した。

ア. サンプルング方法

「平成22年度普通財産貸借契約一覧(土地)」及び「平成22年度普通財産貸借契約一覧(建物)」より、有償貸付任意5件及び無償貸付任意5件を抽出した。

イ. 閲覧書類及び確認事項

抽出した貸付に対して以下の内容を書類等の閲覧により確認した。

- ・普通財産貸付申請書が、所管の財産管理者に提出されていること
- ・普通財産貸付決議書による決議が適切に実施されていること
- ・貸付料算定の根拠資料により、貸付料が規則等に従って適切に算定されていること
- ・貸付料が減免されている場合は、減免の根拠資料により減免手続が適切に実施されていること
- ・賃貸借契約書等により申請者と適切な契約手続が行われていること

(3) 監査の結果及び意見

① 行政財産の使用料の減免について

市は行政財産の使用料の減免について、「柏市行政財産使用料条例」(昭和40年6月30日条例第25号)により以下のとおり定めている。

(減免)

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。
- (2) その他市長が認めるとき。

平成22年度に市が実施した行政財産の使用許可について関係書類を閲覧したところ、使用料が「免除」となっている使用許可決裁書の使用料欄に「柏市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により全額免除」との記載が散見された。

また、自動販売機設置のための使用許可については免除しているケースと免除していないケースが散見され、免除している場合の免除理由も「柏市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により全額免除」との記載がなされていた。

さらに使用料の減額がなされていた場合に減免理由についての記載がなされていないものも見受けられた。

【意見】

柏市行政財産使用料条例第4条第2項はいわゆるバスケット条項(包括条項)であると考えられる。バスケット条項とは、法令等で特定の事項を規定する際、個別具体的に限定

列挙していただくだけでは規定しきれない場合や、弾力的な運用の余地を残そうする場合等に「その他〇〇なもの」などの形で包括的に規定する条項のことである。そのため、減免理由が当該バスケット条項に該当することは例外的であると考えべきであり、現在のように減免理由に頻繁に記載されるのは望ましいとは思えない。実際に自動販売機の設置のための使用料においても当該条項の適用が統一されていないため、同じ目的での行政財産の使用料で取扱いに差が生じており公平な運用であるとは言い難い。

減免については減免理由等を詳細に記載した申請書等により適切な承認手続を実施することが望ましい。また現在の市の財政状況を鑑みるに、減免自体を減らす方向で検討することが望ましいと考える。

なお、市の担当者からは平成 23 年 4 月 1 日付で「行政財産使用許可取扱基準」を定め、運用しているとの回答を得た。当該取扱基準においては減免申請時に「行政財産使用料減免申請書」(第 1 号様式)の提出を定め、減免理由も柏市行政財産使用料条例第 4 条の内容を 9 項目に細分化させている。

なお、自動販売機設の設置の場合は減免対象外であることを明記している。

また、バスケット条項に該当した減免については、市長決裁とする規定を設けている。

今後は新たに策定された当該取扱基準の適切な運用が望まれる。

## ② 普通財産の貸付時の保証人について

市は財務規則第 246 条に普通財産の貸付時の保証人について、以下のように定めている。

(保証人)

第 246 条 普通財産の貸付けに当たっては、確実な保証人を立てさせるものとする。

ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

平成 22 年度に市が実施した普通財産の貸付について関係書類(普通財産貸付申請書、普通財産貸付決議書)を閲覧したところ、保証人が立っている貸付はなく、関係書類においても保証人の必要性を検討している場合はほとんど見られなかった。

### 【要改善事項】

市の担当者からは、財務規則上に保証人に関する規定はあるものの相手先の多くは国、県他公共的団体が多いこと、過去に保証人が必要となるような事例がないこと、短期貸付の場合は貸付料を前納させているため、貸倒等の信用リスクは少ないと認識しているとの回答を得た。

しかし、相手先に国、県他公共団体が多くても、一般事業会社や個人が相手先の場合が全くないわけではないこと、保証人が必要となるのは短期貸付よりもむしろ長期貸付の場合であり、この場合は前納させている場合が少ないことから、普通財産の貸付における保証人の必要性が実質的になくなったとは言い難い。

また、財務規則上で規定されている以上、少なくとも保証人の必要性について関係書

類上で適切に検討され、承認される必要がある。

なお現在の「普通財産貸付申請書(第 106 号様式)」及び「普通財産貸付決議書」(第 107 号様式)には、いずれも保証人の有無及び保証人の必要性の検討を行う欄がないことが、保証人の必要性の検討漏れの原因とも考えられるため、様式の変更もあわせて検討されたい。

また上記規定の「市長がその必要がないと認めるとき」の内容も曖昧であるため具体的事例を定め、その上で「その他市長がその必要がないと認めるとき」等の条項をバスケット条項として記載することが考えられる。

### ③ 普通財産の貸付料について

普通財産の貸付料については、財務規則第 240 条に「別に定めるところによる」と規定されており、別途「普通財産貸付料について(負担調整措置を講じた平成 22 年度から平成 24 年度までの取扱い)」により、以下のように定められている。

#### ア. 標準貸付料年額の算出

区分		標準貸付料年額
土地	国及び個人等	最近の評価替え年度の相続税課税標準額 × 2.3/100
	県関係	固定資産税評価額 × 4/100
建物		固定資産税評価額 × 12/100 × 1.05

#### イ. 貸付料更新の通知等

- (1) 貸付料更新の通知は、評価替え年度の翌年から 3 年分について行うものとする。
- (2) 更新後の貸付料は、原則として 3 年間同額とする。

#### ウ. その他

- (1) 相続税課税標準額とは、路線価又は固定資産税評価額倍率を表す。
- (2) 貸付期間が 1 年未満の場合は、月割とする。

平成 22 年度に市が実施した普通財産の貸付について関係書類(普通財産貸付申請書、普通財産貸付決議書)を閲覧したところ、貸付料の算定について以下のような不備事項が検出された。

No	種類	財産番号	財産名称	所在	貸付先	貸付面積(m <sup>2</sup> )	貸付期間	貸付料(年額)(円)	所管部署
i		H1-84	十余二字庚塚地先	十余二字庚塚 254-27	(財)柏市都市振興公社	305.01	H22.4.1 ~H23.3.31	588,710	道路整備課
ii		H1-84	駐車場用地	十余二字庚塚 254-281		640.29	H22.4.1 ~H23.3.31	334,536	
iii		H2-102	柏市西口再開発事業用地	末広町 60-16		162.96	H22.4.1 ~H24.3.31	213,000	再開発課

a. 算定式の適用について

相手先が「財団法人柏市都市振興公社」であるのにも係らず、貸付料の算定区分が「県関係」で行われていた。

「ア. 標準貸付料年額の算定」に記載のとおり「県関係」では固定資産評価額の 4%、「国及び個人等」では最近の評価替え年度の相続税課税標準額(路線価又は固定資産税評価額倍率)の 2.3%であるため算定結果に相違が生じる。

b. 普通財産の減免について

上記 ii において貸付料の 2/3 が減免されていた。

**【要改善事項】**

算定式の適用において柏市都市振興公社を「県関係」としている理由について市の担当者を確認したところ、不明であるとの回答を得た。柏市都市振興公社は市の 100%出資団体であり、「県関係」とはいえず、「国及び個人等」における「等」としてこちらの算定式を使用すべきである。

普通財産の減免については、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 9 号)に以下のように定められている。

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第 4 条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害により、普通財産の貸付けを受けた者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認めるとき。

上記条例の定めによると、普通財産貸付料の減免は行政財産使用料の減免とは異なり、「その他市長が認めるとき」というバスケット条項の適用はなく、公共的な主体が公共目的で使用する場合と災害等の 2 つに限定されている。

上記 ii において、相手先は柏市都市振興公社であるため、主体に公共性はあるとも考えられる。しかし使用目的が有料駐車場であることから、公用若しくは公共用又は公益事業とは言えない。以上から、当該減免は「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に反しているため早急に改善すべきである。

なお、個々の事情から普通財産といえども貸付料を減免する特別な事情がある場合には実態に合わせて当該条例の改正も検討されたい。また、その場合も行政財産使用許可と同様、取扱基準等を別に設けるなどして、減免理由を具体的に列挙し、バスケット条



項を用いる場合は市長決裁が必要になる等の条項を設けることが望まれる。

④ 行政財産使用許可と普通財産貸付の台帳整備について

財務規則第261条第6項に行政財産の使用許可と普通財産の貸付の台帳管理について、以下のように定められている。

(公有財産台帳等の調整)

第261条

1~5 省略

6 財産管理者は、行政財産使用許可簿(別記第117号様式)及び普通財産貸付簿(別記第118号様式)を備え、公有財産の使用及び貸付けの状況を明らかにしておかなければならない。

市では現在上記に定めのある「行政財産使用許可簿」(別記第117号様式)及び「普通財産貸付簿」(別記第118号様式)による管理を実施していない。

【要改善事項】

当該別記第117号様式及び第118号様式自体は存在せず、それぞれ決議書を綴ることにより「行政財産使用許可簿」及び「普通財産貸付簿」に代替する旨が財務規則様式に規定されている。

市の担当者からは決議書を綴る管理は実施していないが、PC(パーソナルコンピュータ)の表計算ソフトにて行政財産の使用許可及び普通財産の貸付状況の管理を実施しているとの回答を得た。しかし、往査日現在の当該表計算ソフトにおける管理状況を確認したところ、適切な更新が実施されていない事項も散見されたため、財務規則で定められた管理を完全に代替しているとは言えない状況である。

従って行政財産の使用許可状況及び普通財産の貸付状況については、財務規則に定める形式にて管理を実施する必要がある。なお、PCの表計算ソフトを使用するにしても、別記様式に定められている記載内容を漏れなく記載し、更新漏れのない様に適時の記帳を行う必要がある。

⑤ 十余二字中大塚普通財産について

市は十余二字中大塚普通財産として計上されている土地について、中大塚霊場の墓地として無償貸付を行っている。当該土地の前所有者はいわゆる「村中持」であったが、昭和40年3月に市に移転登記されている。この移転登記理由について、市の担当者に質問したところ、不明であるとの回答を得た。ただ、当該土地の公有財産台帳の異動事由には「帰属」との記載があり、市が墓地を買い入れることも現実的ではないことから、何らかの理由で市に寄付されたと考えられる。

現状当該土地の管理について、市は一切関与しておらず、管理組合が規約により管理を行っている。当該管理組合は3年に一度開催される組合総会関連資料を市に提出して

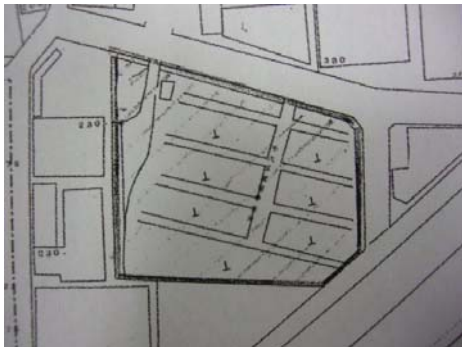
いる。

当該貸付契約について、市と管理組合との間で契約書は作成されておらず、財務規則に定められている普通財産の貸付の関係書類等(普通財産貸付申請書、普通財産貸付決議書等)も残されていない。

当該土地については現場視察を実施している。

図面及び現況は次のとおりである。

(図面)



(現況①)



(現況②)



(現況③)



#### 【要改善事項】

当該土地は、公有財産として市の名義となっているのであるから、本来は普通財産の貸付に係る契約を締結すべきものであるが、現状は契約書等を交わさず、無償貸付の状況が継続している。本来は財務規則に従った普通財産の貸付に関する手続(普通財産貸付申請及び普通財産貸付決議等)を実施する必要がある。また、速やかに相手先と賃貸借契約書を締結すべきである。

なお現在当該土地は無償貸付となっているが、上記「③普通財産の貸付料について」に記載のとおり、普通財産の無償貸付にはいわゆるバスケット条項はなく、無償貸付に関する条例に定められた要件に該当しない可能性がある。

## 【意見】

「村中持」であった当該土地が市の所有となった詳細な理由は不明であるが、市は全く墓地の管理には関与していないため、市の所有自体が実質を伴っているものとは言えない。このような土地について、必ずしも市が所有する必然性はないと考えられるため、管理組合ないしはその代表者等に対して、返還等を検討することが望まれる。

### ⑥ 旧並木敷（普通財産）について

県道（我孫子関宿線）に係る旧並木敷（旧田中村時代からの村有地であり「大室字中野台地先（花野井木戸入口）から小青田字小船新田」までの桜並木で、桜並木の両側を含め3.2m、延長約2.5kmの土地）は、現在市の財産として登記され、普通財産として公有財産台帳に計上されている。

この旧並木敷の一部について、近隣住民から土地売買契約書等の証拠書類はないものの、旧田中村より土地を購入した（昭和27年払い下げ）との主張がなされている。市としては土地売買契約書等の証拠がないため認められない旨主張しているが、現在においても両者の主張は平行線のままである。

しかし、当該近隣住民の私有地と県道との間に当該土地（旧並木敷）があるため、私有地が道路に接道していない状態となっており、建築基準法上の問題が発生している。市としては接道の救済措置として当該近隣住民に土地使用承認書を交付し対応している。

旧並木敷を県道として道路扱いにすると建築基準法上の問題は解決されるものの、払い下げにより一部の住民に所有権移転された箇所も存在するため、他の住民との関係上、一律に対処することが難しい状況にある。

## 【意見】

本件の土地については長期間土地の権利関係が不明確となっており、法的な権利関係があいまいな状況が継続している。

しかしながら不動産の所有者にとって、権利関係があいまいな状況が長期にわたり継続することは好ましい状況ではないため、不明確な権利関係を整理し、法的に所有権の所在を明らかにする方策を検討することが望まれる。

## 9. 有価証券及び出資

### （1）概要

市の保有する有価証券及び出資による権利は以下のとおりである。

① 有価証券

(単位：千円)

財産 番号	相手先名	平成 21 年度末 現在高	平成 22 年度中 増減高	平成 22 年度末 現在高
C-1	㈱ディー・エス・ケイ	4,000	—	4,000
C-2	㈱ベイエフエム	2,200	—	2,200
C-6	㈱藤ヶ谷カントリー倶楽部	1,300	△1,300	—
	合計	7,500	△1,300	6,200

(市資料より)

② 出資による権利

(単位：千円)

財産 番号	相手先名	平成 21 年度末 現在高	平成 22 年度中 増減高	平成 22 年度末 現在高
D-1	千葉県信用保証協会	49,790	—	49,790
D-3	㈱柏市都市振興公社	100,000	—	100,000
D-4	千葉県農業信用基金協会	4,230	—	4,230
D-6	㈱千葉県畜産協会	175	—	175
D-8	㈱千葉県消防協会	940	—	940
D-9	北千葉広域水道企業団	5,217,480	58,114	5,275,594
D-10	㈱ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉	1,000	—	1,000
D-11	㈱千葉県文化振興財団	4,479	—	4,479
D-12	㈱ちば国際コンベンションビューロー	5,500	—	5,500
D-14	(公財)千葉県暴力団追放県民会議	10,923	—	10,923
D-16	㈱千葉ヘルス財団	7,049	—	7,049
D-17	柏市土地開発公社	10,000	—	10,000
D-19	㈱国有財産管理調査センター	1,000	—	1,000
D-20	㈱千葉県下水道公社	6,000	—	6,000
D-22	㈱千葉県動物保護管理協会	3,645	—	3,645
D-24	㈱千葉県建設技術センター	4,100	—	4,100
D-25	㈱柏市医療公社	501,000	—	501,000
D-26	㈱柏市みどりの基金	500,000	—	500,000
D-27	㈱千葉県教育振興財団	14,752	—	14,752
D-28	首都圏新都市鉄道㈱	9,798,000	—	9,798,000
D-29	千葉園芸プラスチック加工㈱	250	—	250
D-30	㈱日立柏レイソル	2,000	—	2,000
D-31	㈱道の駅しょうなん	14,000	—	14,000
D-32	地方公共団体金融機構	20,000	—	20,000
	合計	16,276,313	58,114	16,334,427

(市資料より)

上表において「出資による権利」の中に株式会社が含まれているのは、会社法の規定により株式を発行していない株式会社であり、「財産に関する調書」等の「有価証券」欄に記載すべき株券がないので「出資による権利」欄に記載しているためである。

(2) 実施した監査手続

① 有価証券及び出資金の取得及び処分に係る事務の執行が、法令及び条例・規則等に従い適切に実施されているかについて検討した。

ア. サンプルング方法

平成 22 年度取得及び処分 全件

イ. 閲覧書類等

稟議書、普通財産譲与・譲渡決議書、公有財産(有価証券等)異動報告書、売買契約書、その他関連資料

② 市が保有する有価証券及び出資による権利の取得した経緯・理由及び市の所有する必要性について質問した。

ア. サンプルング方法

平成 22 年度末保有分 全件

③ 公有財産台帳の整備状況を確認した。

ア. サンプルング方法

平成 22 年度末保有分 全件

イ. 閲覧書類等

公有財産台帳

④ 有価証券に含まれている株式会社については、株券の現物照合を実施した。また、出資による権利に含まれている株式会社については、不発行通知書を確認した。

ア. サンプルング方法

平成 22 年度末保有分 株式会社全件

イ. 閲覧書類等

株券、株券不所持申出受理通知書

⑤ 直近の決算書等を入手して、各団体の純資産に市の持分割合を乗じた数値(実質価額)と市の取得価額を比較した。実質価額が取得価額に対して著しく下落(総務省方式改訂モデルにおける下落率 30%以上)している相手先はなかった。

ア. サンプルング方法

平成 22 年度末保有分 全件

イ. 閲覧書類等

決算書等

(3) 監査の結果及び意見

① 取得取引について

平成 22 年度において、市は北千葉広域水道企業団の増資を 58,114 千円引き受けている。当該取得に際して市は、定められた書式の決裁書を使用せず、先方からの増資引受依頼書に市の所管部部長以下決裁者の押印により取得決裁が行われている。

【要改善事項】

市の担当者からは、当該出資は北千葉広域水道企業団に対して市が負担すべき性質のものであるから、簡便的に増資引受依頼書への押印で決裁書の代替としたとの回答を得ている。しかし本来有価証券も含めた公有財産の取得において使用される「公有財産購入決議書」(第 90 号様式)には購入理由の記載があるが、当該増資引受依頼書にはその記載がなく、取得時の意思決定の書類を代替しているとは言い難い。当該投資は、市が負担すべき性質であるとしても金額的には決して少額とは言えない額の投資であることから、適切な決裁書を使用すべきである。

② 取得の経緯・理由及び市が所有する必要性について

市の有価証券及び出資による権利の保有方針については特段の定めはないが、その保有目的には公共性・公益性が必要となる。市が保有する有価証券及び出資による権利について、取引の経緯・理由及び市が所有する必要性について確認したところ、以下の回答を得た。

ア. 有価証券

相手先名	所管部署	取得の経緯・理由及び 市が所有する必要性について
(株)ディー・エス・ケイ	情報政策課	昭和 40 年代後半から増加傾向にあった電算業務について、大型コンピュータの自己導入と電算業務の委託を比較検討した結果、官民共同経営の計算センターに委託する方式が最も問題点が少なく運営することができるという結論に至り、昭和 51 年に市が出資をして経営参加する計算センターを設立し、この会社に電算業務を全面委託する方法を採用することとなった。 行政事務への専門性を持たせた計算センターの確保、データ保護・管理責任・経営状況など、地方公共団体が経営参加することにより適切な運営を図ることができる。
(株)ベイエフエム	秘書広報課	千葉県に FM 局が開設されるにあたり、公共性の高い放送会社創設のため、県から県内市町村に出資の依頼があった。市は千葉県市長会を通じ、旧沼南町は千葉県町村会を通じて依頼を受け、他の市町村との人口割等により算定された持分割当で株式を取得した。 一県一局の地域に密着した放送局であり、県民(市町村民)に密着した交通・生活などの情報提供が維持されるためには、株主の個人的利害関係によって経営が左右されないように地方公共団体が株主である必要がある。

(注) (株)藤ヶ谷カントリー倶楽部はすでに処分済みのため、省略している。

イ. 出資による権利

相手先名	所管部署	取得の経緯・理由及び 市が所有する必要性について
千葉県信用保証協会	商工振興課	平成13年に策定した第5次基本財産造成計画に基づき、国、県、市町村、金融機関、協会が平成14年度から平成18年度までの5カ年にわたり67億円を出捐金・負担金・準備金等で積み立てし、基本財産を280億円とするものとした。この計画に基づき、市長会・町村会を通じて制度融資を実施している市町村に出捐を要請されたことを受けて出捐している。
(財)柏市都市振興公社	企画調整課	市及び柏市土地開発公社との連携を保ち、市民生活の向上に貢献することを目的として設立するため出捐している。
千葉県農業信用基金協会	農政課	農業信用保証保険法に基づき、農業協同組合その他融資を行う機関の農業者等に対する貸付について、その債務を保証することにより、農業者等がその経営を近代化するために必要な資金等の融資を円滑にすることを目的として設立された公的機関である。市町村の出資金については、協会の定款に会員の出資義務について定められており、県内全54市町村が出資している。
(社)千葉県畜産協会	農政課	畜産農家の組織化により家畜の健康保持に関する技術の指導と自衛防疫の推進を図るとともに、畜産経営の安定向上と健全なる畜産食品の生産に貢献し、畜産の振興に寄与することを目的に設立された。協会に加入することで、様々な家畜防疫の補助を受けることができ、新しい情報を得ることができる。社団設立の趣旨に賛同して出資している。
(財)千葉県消防協会	総務課	昭和54年12月18日付け千消協第345号により消防協会事業の一層の拡充強化を図る目的で、千葉県市長会及び町村会に出捐金の拠出要請があり、千葉県市長会として同意し市別ごとの額を出捐している。
北千葉広域水道企業団	財政課	千葉県北西部の逼迫する水需要に応えるため、広域的観点から1県7市2町の共同事業による水道用水供給事業体として事業を開始している。 市は構成市の中で最も給水量が多い市となっており、水源確保のために重要な役割を担う必要があるため出資している。
(財)ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉	文化課	オーケストラによる音楽芸術の普及向上、千葉県における文化振興への寄与という、財団設立の目的に賛同したため、財団へ出捐している。
(財)千葉県文化振興財団	文化課	芸術文化の普及振興、県民の自主的文化活動の支援によって、世界に開かれた文化県千葉の建設を目指すという、財団設立の目的に賛同したため、財団へ出捐している。
(財)ちば国際コンベンションビューロー	商工振興課	千葉県における中核的な機関として、県内の民間交流団体をはじめボランティア、地域の国際交流協会、大学、行政機関等と連携を図り、県民や民間交流団体による国際理解や国際交流・協力活動の推進、在住外国人への支援を通じた多文化共生等の実現を図ることを目的として設立された。 平成元年から平成3年までの3年間において寄付的な意味合いの中で県下全市町村に人口割等に基づき当時の千葉県知事から出捐の依頼を受けたものである。 財団設立の目的に賛同したため、出捐している。

相手先名	所管部署	取得の経緯・理由及び 市が所有する必要性について
(公財)千葉県 暴力団追放 県民会議	防災 安全課	平成元年6月に、財団法人千葉県暴力団追放県民会議設立趣意書により、千葉県の主導で設立された団体である。なお、設立時は財団法人であったが、平成22年12月1日から公益財団法人に移行している。
(財)千葉 ヘルス財団	保健福祉 総務課	県知事を会長とし、千葉県で在宅医療をはじめ医療の分野における重要かつ新たな課題について、行政の施策を側面から支援するために設立されたものであり、千葉県の依頼により出捐している。
柏市土地 開発公社	財政課	北部地域開発(宅地開発、学校整備、道路整備等)のため、土地を先行取得する必要がある、公有地の拡大の推進に関する法律第13条の規定に基づき、市100%出資で設立した。
(財)国有財産 管理調査センター	資産 管理課	国からの委託を受けて国有財産の適切な管理を行うことにより、その周辺住民の利便の増進、周辺地域との整合を図った住環境の保全及び改善並びに街づくりに努めるとともに、国民共有の貴重な財産である国有財産等の利活用について調査及び研究を行い、もって国民生活の向上に寄与することからセンターの資金造成のため出捐している。
(財)千葉県 下水道公社	下水道 整備課	下水道知識の普及啓発活動、下水道技術の調査研究及びその成果の活用等をもって下水道の円滑で効率的な整備の推進を図り、生活環境の改善と公共水域の水質保全に寄与するという公社の目的に賛同し、出捐している。
(財)千葉県 動物保護 管理協会	生活 衛生課	官民一体となって、動物にかかわる諸問題を柔軟かつ適切に対処するために、平成5年に設立された。この財団の運営に当たり千葉県市長会を通じ、地域住民と身近に接する立場にある市町村の協力が不可欠である旨の依頼があり、千葉県内各市町村が出捐している。
(財)千葉県建設技 術センター	技術 管理課	設立趣旨である「地方公共団体が施工する建設事業の支援、建設技術者の技術の向上、良質な社会資本の整備への寄与」について千葉県市長会で賛同の上、千葉県知事からの依頼により出捐している。
(財)柏市 医療公社	保健福祉 総務課	医療及び公衆衛生に関する各種事業を行うことにより、柏市域等における住民の健康の増進を図ることを目的として平成8年に設立した。設立にあたっては、市が100%出資している。
(財)柏市みどりの基 金	公園 緑政課	民有緑地の保全や緑化推進の必要性の高まりなどから当法人の設立が決まり、県の設立許可と同時に基本財産の出捐依頼があり、市から出捐している。
(財)千葉県教育振 興財団	スポーツ課	県や市町村の出捐金と民間寄付金を積み立て、その運用益によって、スポーツ団体や市町村、総合型地域スポーツクラブが行うスポーツ振興活動への資金的な援助を行っているものであり、市でも県のスポーツの普及・振興を図る趣旨に賛同し、出捐している。
首都圏 新都市鉄道㈱	北部 整備課	昭和60年の運輸政策審議会において、つくばエクスプレスの整備は都市交通対策上喫緊の課題であり、建設・運営段階における関係者の全面的な支援のもとに具体化を図るべきとされた。また、平成元年の「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」の施行により、地方公共団体の出資等に関することが条文化され、つくばエクスプレスの整備事業が促進されることとなり、第三セクターを事業主体として建設・運営すべく、「常磐新線の整備等に関する協定」及び「常磐新線の建設に係る出資金及び無利子貸付金の負担に関する覚書」に基づいて、柏市を含む沿線1都3県11市区が出資し、設立されることになったため、出資している。



相手先名	所管部署	取得の経緯・理由及び 市が所有する必要性について
千葉園芸 プラスチック加工(株)	農政課	千葉県・県内市町村・JA 全農ちばが出資して設立された第3セクターである。園芸用廃プラスチックの適正処理については、県・全農ちば等から処理費の助成を受けるには、当該団体が管理する千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンターでの処理が必須であるため、団体設立時の平成9年に株式取得のため出資している。なお、農地を持たない浦安市以外の県内全市町村が出資している。
(株)日立 柏レイソル	協働 推進課	柏レイソルが市をホームタウンとしてしっかりと根を据えて運営してもらうことや、法人の運営状況を市民にも把握できるようにすることや、市民株主創出のきっかけとするため市として出資している。
(株)道の駅 しょうなん	農政課	「道の駅しょうなん」は都市農業センターを中心とした、農水産業の活性化拠点として建設された市有施設である。農業振興施設としての運営等を安定して行うために市で出資している。
地方公共団体金 融機構	財政課	全地方公共団体からの出資を資本金として、地方公共団体金融機構法に基づき設立された。 地方公共団体に対し、市内金融機関等では対応できない、長期の貸付も行っており、資金調達面で重要な役割を果たしているため、市が出資している。

(市資料より)

上記有価証券及び出資による権利の、市が取得した経緯・理由及び市の所有する必要性について、特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

## 10. 不動産に係る総括意見

### 【意見】

公共部門における不動産の管理について、人口構造、社会環境の変化や財政状態の悪化等から、従来にも増して施設管理の一元化や既存資産の有効活用が強く求められてきていると考える。

また、昨今では、民間部門のみでなく公共部門においてもライフサイクルコストの考え方が導入され、ライフサイクルコストの把握と最適化が課題となってきた。ここで、ライフサイクルコストとは、資産の取得から維持管理修理、解体までに必要な費用のことである。

このような状況から、国土交通省は平成22年5月に「PRE (Public Real Estate) 戦略を実行するための手引書(改訂版)」を公表し、公共施設の効率的・計画的な維持・修繕、管理、施設の適正配置、所有不動産の有効利活用を地方公共団体に求めている。

さらに、財務省も平成22年12月に「国有財産行政におけるPRE戦略について」を公表し、不動産関連コストの的確な把握、コスト低減等のため長寿命化・予防保全等の推進、未利用地等の有効活用の推進等の基本的な考え方が示されている。

また、地方公共団体でもこのような考え方を重視した施策を導入する事例が出てきており、市においても以下の取り組みをしている。

- 平成23年3月「柏市行政経営方針(柏市第四次行政改革大綱)」では、歳出抑制に向けた

取組みの中で、公共施設の有効活用と老朽化対策を挙げ、総量の抑制を視野にいたした施設の再配置、施設の長寿命化、公共施設等の有効活用、基金を活用した改修や改築の財源確保を示している。

●平成 23 年 3 月「柏市第四次総合計画後期基本計画」では、公共施設の老朽化対策と有効活用を掲げ、以下の取組みを示している。

- ・利用率や必要性の低い公共施設は、統廃合や多用途への転換を進める。
- ・老朽化した公共施設については、安全性の配慮に努めるほか、中長期的視点から計画的に各施設の長寿命化を進めることで、ライフサイクルコストの縮減による経費抑制とコストの平準化を図る。

●平成 20 年度から平成 22 年度までの「第四次実施計画」では、公共施設等の維持管理の適正化として、ファシリティマネジメント(施設管理手法の見直し)導入による施設管理の品質とコストの最適化を掲げている。ここで、ファシリティマネジメントとは社団法人日本ファシリティマネジメント推進協会によれば、「企業・団体が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と定義されている。

上記の観点からは市有不動産すべてに関して、全庁的・横断的・継続的に不動産の管理を実施することが強く望まれ、そのための組織体制の整備及び不動産に関する情報の集約・共有化が急務と考える。

これに対し、市有不動産の取得、管理に関する執行方針は以下のとおりとなっている。

- 市有不動産の取得に係る事務は各部署で執行され、取得の優先順位は各部署での予算の確保に連動している。また、その後の管理も各所管部署が実施している。
- 市有不動産の管理及び有効活用、市有不動産の売却等は資産管理課の所管となっているが、実際には所管部署で取得資産の本来の利用目的が終了もしくは使用中止となり同部署での他の利用がなくなった場合に所管換えにより資産管理課に管理が移される。

したがって、市有不動産の一元管理という点においては当該資産の取得からその処分まで一貫してフォローできる部署がなく、ライフサイクルコストの把握及び最適化は十分考慮されている状況ではないと思われる。

また、市有不動産の有効活用、市有地売却等に関しては、各部署で管理されているため、資産管理課では使用中の市有不動産の現況について情報を持ち合わせていない。

このような形態は市有財産の有効管理や遊休土地(未利用地)の管理、ならびにその処分等の目的達成のために少なからず制約になっていると思われる。

たとえば、資産管理課は年 1 回、各部署へ未利用地調査としてアンケートを実施しているが、各部署は資産管理課へ既に所管換えになったものしか回答しないため、将来未利用地となるおそれのある物件の情報把握という観点では有用な情報の入手は困難となっている。

また、資産管理課と他部署との連携が十分ではなく全庁的な観点から判断することができないように見受けられる。

例えば、今回現場視察を実施した資産管理課所管の豊四季字低見台の土地については、隣接市有地との関係を考慮することで利用または処分の可能性が増大する余地があると思われる。

また、建物の有効活用や処分に関しては、老朽化対策や耐震化の問題とも密接に関連しており、一体として考慮する必要がある。

さらに、土地等の不動産の売却等の処分に関しては、そのタイミングの観点も非常に重要と考える。

一般的に土地については、不測の価格変動リスクに晒されており、昨今では不法投棄などによる土壌汚染リスクなど、保有すること自体のリスクも高いと考えられる。このような環境の中、機を逸すれば予期せぬ損失あるいは機会損失が発生することとなる。

例えば、篠籠田字下須原の住宅用土地は、収収の平準化を図る目的で数年間に分割して売却されているが、未だ売れ残っている土地もあり、売却可能となった時点で適時に売却すれば、結果として売却損失が抑制され、その分、当該歳入を原資として他の行政サービスへの充当も実現できたと考える。

住宅用地に適合した売却可能な物件については、時期を逃さぬ対応が必要となるが、当該不動産に関する情報を早い段階で入手し、将来における計画等を事前に検討しておくことが有用であると考えられる。

市のファシリティマネジメント事業は平成 22 年度から導入が開始されたばかりで、ファシリティマネジメント導入実施済み施設数は 2 か所、基礎的データを整理した施設は皆無であり、他の先行している自治体に比べて、積極的に展開している状況とは必ずしも言えないと思われる。

今後はライフサイクルコストの考え方やファシリティマネジメントをより一層視野に入れた事業の執行が望まれる。

市有不動産を所管部署を超えて全庁的・一元的に管理し、状況を把握することにより、不動産が有効・効率的に利用されているか、そのためのコストは適切か、また、潜在的な未利用不動産すなわち将来の未利用予備軍はないか、近隣の市有不動産と一体的な利活用により相乗的な効果が期待できる物件はないか、未利用不動産の効率的な利活用あるいは処分はどうするか、等々、中長期の視点で有効活用を検討することが必要と思われる。そのために、当該機能、権限を持ち合わせた部署を設置あるいは特定することが望ましい。

最後に、不動産に関するノウハウは専門的であることも多く、全庁的な不動産管理のため、利活用や処分の場面において、例えば、民間デベロッパーのノウハウを利用すべくアドバイザーとして活用することも一考ではないかと考える。

## II. 物品

### 1. 物品の概要

#### (1) 物品の定義

物品の定義については、地方自治法第239条第1項において次のとおり定められている。

(物品)

第239条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。

- 1 現金(現金に代えて納付される証券を含む。)
- 2 公有財産に属するもの
- 3 基金に属するもの

市では財務規則の別表第8において、取得価格が100万円以上の物品及び車両を重要物品としている。それ以外の物品については一般物品としている。

#### (2) 物品の範囲

##### ① 物品の分類

市は財務規則第266条において物品を次のように分類している。

(物品の分類)

第266条 物品は、その状況により次の各号に掲げるとおり分類するものとし、区分の基準は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 備品 その性質又は形状を変えずに比較的長期間にわたって使用に耐える物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とする。
  - ア 購入価格(生産、寄附等に係るものについては、評価額)が3万円未満の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)
  - イ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
  - ウ 記念品、ほう賞品その他これに類する物
- (2) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消費される性質の物、使用により消耗又は損傷しやすく比較的短期間に再度の用に供し得なくなる物、飼育する小動物、種又は種苗、報償費又はこれに類する経費によつて購入した物品で贈与又は配付を目的とする物及び試験研究又は実験用材料として消費する物。ただし、その物の性質上備品として管理することが適当であると市長が認める物については、購入価格にかかわらず備品とする。
- (3) 動物 試験研究等に使用する小動物(消耗品として区分するもの)以外の動物

- (4) 原材料品 工事又は加工等のため消費する素材及び原料
  - (5) 生産品 原材料品を用いて労力又は機械力により新たに加工又は造成した物及び産出物
- 2 前項の規定にかかわらず、使用するために他の者から借り受けた動産については、借入物品として分類するものとする。
- 3 前2項に規定する物品の種類ごとの整理区分は、別表第7に定めるところによる。

なお、市は平成17年3月28日に旧沼南町と合併している。物品管理の取りまとめ部署である会計課に旧沼南町における備品の金額基準について質問したところ、合併直前まで取得価格が3千円以上のものを備品としている旨の回答があり、3万円以上を備品としている市との間に相違があった。

会計課の回答によると、市は旧沼南町との合併に当たり、旧沼南町の物品を当時の市の財務規則に従って引き継ぎ、3万円以上の物品を物品一覧表に登録している。

(注) 当報告書においては備品について「物品」と記載することとする。

## ② 物品の数量

以下の表は市の財産調書のうち物品についての記載部分である。

(単位：台、個等)

区分	種目	平成21年度末 現在高	平成22年度中 増減高	平成22年度末 現在高
1 機械器具	電気機械	67	18	85
	通信機械	6	△3	3
	検査及び測定機械	55	0	55
	医療用機械	35	25	60
	産業用機械	15	1	16
	雑機械及び器具	69	△2	67
2 車両	普通貨物自動車	15	△1	14
	普通乗用自動車(バス)	10	0	10
	普通乗用自動車	12	0	12
	小型貨物自動車	152	△3	149
	小型乗用自動車	37	△1	36
	特殊用途自動車	188	0	188
	大型特殊自動車	3	△1	2
	特殊車	10	1	11
	軽自動車	88	3	91
3 船舶	救助艇	2	0	2
4 その他	学校備品類	366	△13	353
	その他	36	△2	34
合計		1,166	22	1,188

(市資料より)

財産調書における記載対象は重要物品の数量に関する年度の増減と年度末残高についてであり、一般物品をはじめとしてその他の物品については記載の対象外となっている。市はその管理する物品一覧表に基づいて財産調書を作成している。

平成 22 年度末の物品一覧表によると、重要物品及び一般物品の数量は以下のとおりである。

- ・重要物品 1,188 点
- ・一般物品 43,624 点

### ③ 物品の金額

市の物品一覧表によると、平成 22 年度末における重要物品の金額(取得価格)は 46 億円、一般物品の金額は 25 億円の合計 72 億円となっている。

所属部署ごとの市の重要物品及び一般物品取得価格は次のとおりであり、それぞれ金額の上位 10 部署を記載している。

(単位：千円)

重要物品		
	所属部署	取得価格
1	消防局 警防課	2,386,057
2	学校保健課	534,995
3	北部クリーンセンター	268,115
4	南部クリーンセンター	261,011
5	学校教育課	126,103
6	環境保全課	82,860
7	道路サービス事務所	75,796
8	保健福祉総務課	64,337
9	市立柏高校	58,993
10	資産管理課	42,556
	その他 105 部署	734,953
	合計	4,635,776

(市資料より作成)

(単位：千円)

一般物品		
	所属部署	取得価格
1	防災安全課	200,498
2	消防局 警防課	133,802
3	中央視聴覚ライブラリー	114,449
4	情報指令課	89,198
5	消防局 救急課	80,511
6	消防局 総務課	78,446
7	市民文化会館	68,297
8	図書館	66,964
9	保健福祉総務課(介護老人保健施設はみんぐ)	62,754
10	保健福祉総務課	56,031
	その他 220 部署	1,580,910
	合計	2,531,860

(市資料より作成)

市の平成 22 年度末の物品一覧表に基づくデータによると、重要物品 1 点当たりの平均取得価格は 3,902,169 円であり、一般物品 1 点当たりの平均取得価格は 58,038 円である。

### (3) 管理方法

#### ① 財産管理者(財務規則第 2 条)、出納担当者(同第 212 条)及び会計管理者(柏市会計管理者組織規則第 3 条)

物品についての財産管理者は当該物品に関係する事務又は事業を所管する課長となっている。

物品の出納担当者は原則として当該物品に関係する事務又は事業を所管する課長及び室長となっている。但し、学校教育課については、市内小中学校の物品が所管の範囲に含まれている。

会計管理者は使用中の物品の保管を除く物品の出納及び保管並びに物品の記録管理に関することを担当している。なお、市は平成 22 年度まで専任の会計管理者を置いていたが、23 年度より会計課長が会計管理者を兼務している。

## ② 物品管理の取りまとめ部署

市の物品管理の取りまとめは財政課、会計課及び資産管理課が分担して行う仕組みとなっている。

財政課は「財務会計の手引」を作成しており、市職員に貸与されている PC を通じて内容の周知を図っているほか、年 1 回(年度当初)、市職員を対象に財務会計の手引き及び物品の出納に関する伝票等の記載の説明会を実施している。伝票の記載については会計課が説明している。但し、当該手引きは備品と消耗品の分類についての記載に留まっており、物品一覧表への登録に当たっての注意事項や現物調査を実施するに当たっての注意事項までは記載されていないのが実態である。

会計課は使用中の物品の保管を除く物品の出納及び保管、物品出納簿への記録及び整理(詳細は後述「③物品の出納」を参照)を行うほか、物品の調査(詳細は後述「⑨物品の調査」を参照)の取りまとめを行っている。

資産管理課は自動車の任意保険の加入手続きに関する事務を行っている。

## ③ 物品の出納(財務規則第 268 条、269 条 1 項)

財産管理者は、物品又は占有動産(以下「物品等」という。)の出納の必要があるときは、物品等出納票により会計管理者又は物品を取り扱う出納員(以下「会計管理者等」という。)に対して物品等の出納を通知することとしている。

会計管理者等は、物品等の出納をした際に物品等出納簿(注)に記録、整理することとしている。

(注) 市は物品等出納簿への記録をシステム化しており、当該システムから出力される書類に「物品一覧表」の名称を用いている。このため、当報告書においては物品等出納簿を「物品一覧表」と記載することとする。

## ④ 物品による寄附の受納(財務規則第 266 条の 2)

財産管理者は、物品の寄附を受けようとするときは、寄附の内容、寄附をしようとする者の住所、氏名及びその他必要事項を記載した寄附の申出書を提出させ、市長の決裁を受けることとしている。

## ⑤ 物品の返納、所管換(財務規則第 271 条、272 条)

財産管理者は使用されている物品について、その必要がなくなった場合、物品返納票

により直ちに会計管理者等に返納することとなっている。

物品の所管がある部署から別の部署に移動した場合には、所管換手続を実施する。所管換手続は、大別すると次の2つの手続からなっている。

- ・財産管理者は、当該所管換に係る物品に所管換物品送付書を添えて、当該送付書を移動先の財産管理者に送付し、所管換物品受領書を受領する。
- ・移動先の財産管理者は、物品所管換通知書(所管換物品送付書の写し及び所管換物品受領書の写し)により会計管理者等に通知する。

#### ⑥ 物品の保管（財務規則第 274 条第 1 項）

取得した物品は常に良好な状態で保管することとされている。

#### ⑦ 物品の不用の決定及び処分（財務規則第 276 条、277 条）

物品は使用するにつれて老朽化して壊れたり、旧式化して買い換えることとなる。市はこれらの物品について不用の決定及び処分の手続を定めている。

会計管理者等は、物品のうち市において不用となったもの、修繕しても使用に耐えないもの及び修繕することが不利と認められるものがある場合、物品供用不適品通知書によりその旨を財政担当部長に通知する。

財政担当部長は、会計管理者等から通知のあった物品について不用の決定を行う。不用の決定後、財政担当部長は当該物品の交換、売払い、譲与及び廃棄の決定を行う。会計管理者等は、処分の決定を受けた物品を相手方に送付したときは、受領書を徴求する。

#### ⑧ 物品の貸付け（財務規則第 278 条）

物品の貸付けに際しては、物品を借り受けようとする者が物品貸付申込書を市長に提出する。財産管理者は、物品を貸付けようとするときは物品貸付決議書により決定の上、物品貸付通知書を借受人に送付する。財産管理者は、物品を貸し付けたときは借受人から物品借用書を徴求する。

#### ⑨ 物品の調査（注）（財務規則第 282 条）

物品については、物品一覧表に登録されている物品が全て実在しているか、現場にある物品が漏れなく物品一覧表に記載されているか、壊れている物品及び使われていない物品がないかについて、定期的に確かめることが重要である。

財産管理者は毎年9月末日及び3月末日に重要物品について調査し、翌月10日までに会計管理者に通知することとしている。また、重要物品以外の物品(以下「一般物品」という。)の調査については財務規則等での具体的な定めはないが、概ね2年に一度の頻度で現物調査を実施することとしている。

市は平成22年度においては平成22年9月及び23年3月に重要物品の調査、23年1月に重要物品及び一般物品の調査を実施している。

(注) 当報告書においては「現物調査」と記載することとする。



⑩ 備品管理票及び標識（財務規則第 283 条）

物品については常にその状況を記録し、これを明らかにしておくこと、調査の時に物品現物と物品記録とが容易に一致できるようにしておくことが求められる。

そこで、財産管理者は所管する備品に標識(注)を付することとしている。ただし、標識については、備品の性質及び形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができることとされている。

(注) 実際に物品に貼り付けられているものは物品番号を記載したシールである。このため、当報告書においては標識を「物品番号シール」と記載することとする。

## 2. 実施した監査手続

物品の出納・記帳管理、物品関係の財産調書の作成、並びに備品の調査の取りまとめ作業等は会計課が実施しているが、使用中の物品の管理は各物品の所管部署にて実施している。

市が有する物品はその数量が多く、重要物品を所有している部署が 115 部署、一般物品を所有している部署が 230 部署にわたり、また種類も多岐にわたっているため、物品管理の状況を概括的に把握するために物品の使用部署に対してアンケートを実施するとともに、現物を確認する部署について絞り込むこととした。

### (1) アンケートの実施

平成 23 年 3 月末時点の物品一覧表のデータを入手したうえで、アンケートは下記の 17 部署に対して発送することとした。17 部署の選定方法は以下のとおりである。

まず、車両の実在性が確認できないリスクは低いと予想されたため、車両以外の重要物品を保有している部署(48 部署)を抽出し、そのうち、物品一覧表においてその名称や金額が特徴的と判断された物品(例えば、重要物品の名称欄に「一式」と記載、重要物品の取得価格が「0 円」と記載等)の所管部署を抽出して、17 部署に対してアンケートを実施することとした。選定された部署は以下のとおりである。

	部署
1	消防局 警防課
2	消防局 救急課
3	消防局 総務課
4	北部クリーンセンター
5	南部クリーンセンター
6	学校教育課
7	学校保健課
8	保健所 地域健康づくり課
9	保健所 衛生検査課

	部署
10	沼南支所 総務課
11	廃棄物政策課
12	農政課(あけぼの山農業公園)
13	消費生活センター
14	柏駅前行政サービスセンター
15	保健所 総務企画課
16	環境保全課
17	こども発達センター

アンケートの質問項目と回答内容は以下のとおりである。

質問	回答内容
<b>【物品管理の概要について】</b>	
管理物品の主な内容	
物品について過去の監査等(監査委員による監査、検査及び審査、外部監査等)での指摘事項・意見に対する措置等の対応状況	監査を「受けたことがある」かつ対応「未了」が1件、監査を「受けたことがある」かつ必要な対応について「該当なし」が3件、監査を「受けたことがない」が13件。
<b>【物品管理に関する規則等について】</b>	
物品管理に関する財務規則以外の規則等の有無	「ある」4件(「柏市立小・中学校財務事務取扱要領」2件、「柏市消防自動車等管理規程」1件、「柏市消防団所属の施設等整備取扱規程」1件)、「ない」13件。
物品管理に関するセキュリティ方針の有無	「セキュリティ方針はない」16件、その他1件。
ソフトウェアのライセンス管理に関する方針の有無	「セキュリティ方針はない」14件。「ある」が2件あったが事実誤認であり、実際はないことが判明した。 その他1件。
<b>【物品一覧表について】</b>	
物品の台帳の有無	「ある」17件全件。
物品を管理するための台帳はシステム利用か、手管理(市販の表計算ソフトに直接入力して作成するものも含む)か	「システム利用」13件、「手管理」1件、「システム利用と手管理の両方」3件。(「手管理」との回答は事実誤認である。)
次の項目について物品一覧表に記載する欄の有無 ・物品の管理番号 ・保管場所 ・取得、寄贈等、取得方法の種別 ・取得金額 ・物品の状態(故障、未使用、貸出中、紛失等) ・物品の受払日	「一部項目について記載する欄がない」13件、「全てについて記載する欄がある」4件。 (実際に、市の物品一覧表による台帳には保管場所、取得寄贈等取得方法種別、物品の状態について記載する場所がない。 「全てについて記載する欄がある」との回答は事実誤認である。)
<b>【現物調査について】</b>	
現物調査の実施の有無	「重要物品及び一般物品の全てについて実施している」15件。 (しかし、実際には台帳と現物の突き合わせを実施していない事例及び突き合わせの対象物品を限定している事例があった。) 「重要物品はすべて実施しているが一般物品は一部について実施している」2件。(現年度購入分の現物調査に限定している部署2件(学校教育課、学校保健課))。
一般物品の現物調査について具体的な実施方法	台帳と現物を照合という回答内容が17件全件。なお「保管場所となる各所属に調査を依頼し整理している」(所管部署が直接現物調査を実施していない)という回答あり(消防局総務課、救急課)。
一般物品について定期的な現物調査の実施の有無。定期的に調査実施していない場合の理由。	「定期的に実施している」15件。(しかし実際には台帳と現物の突き合わせを実施していない事例及び突き合わせの対象物品を限定している事例があった。) 「定期的には実施していない(理由:規則上定められていないため)」2件(学校教育課、学校保健課)。(しかし、本来は学校教育課・学校保健課の一般物品も他部署と同様に現物調査の対象とすべきであった。)
一般物品について平成22年度の現物調査の実施日、実施人数、実施項目及び現物調査件数	

質問	回答内容
現物調査方法(実施要領)	実施要領が「ある」7件、「ない」2件、その他の回答8件。「ある」と回答した部署は、会計課からの依頼文書を実施要領と捉えているものが多かった。
定められた現物調査方法と異なる方法により現物調査を実施したものの有無及びその内容と理由	「ない」16件。(しかし実際には会計課の依頼内容と異なる方法で実施した部署が一部にあった(対象範囲、現物との突き合わせ方法等)). 「ある(理由:調査方法は具体的に定められていないため)」1件。
実物と台帳上の記録との突き合わせを容易にするための工夫	実物に管理番号を記載したシールまたはテープを貼付する、という回答内容16件。(しかし、実際に往査してみると網羅的にシールやテープが貼付されていない部署が多かった) 「平面図で物品の配置を記録」という回答1件。
現物調査結果の状況	問題ないという回答内容2件、現物調査の結果、登録・返納・所管換が必要であることが判明している部署が15件。
現物調査結果について部課長レベルへの報告・決裁の有無	「報告又は決裁がされている」11件、「報告・決裁等は行われていない」6件。
<b>【物品の発注、購入について】</b>	
物品の発注、購入に当たっての必要性の検討の有無とその検討方法	「検討している」16件、「検討していない」1件。 「検討している」と回答した部署について往査時に検討状況を確認したところ、予算内での購入かどうか主に主眼が置かれている部署があった。 「検討していない」と回答した部署について実際には伺書による検討は行われている。
購入時に他部署と連携するなどして経済性を考慮して購入する工夫の有無	「している」11件、「していない」6件。 「購入前に所管換の検討をしている」という回答もあったが、連携という意味では情報発信や情報交換の工夫の余地がある事例があった(市立小中学校)。
<b>【私物物品について】</b>	
職員私物物品の使用の有無及び使用する理由	「ある」5件、「ない」12件。私物物品使用の理由として「使い勝手の良さ」、「身体的な理由」等の回答があった。
市の物品と職員私物との区別方法	物品管理シール貼付の有無という回答内容5件(うち1件は現在私物物品がないものの市の物品には管理シールが貼付されていることで両者の区別が図られているという回答内容)、「私物と明記したシールの貼付」1件、その他(「該当なし」等)11件。
<b>【寄贈物品、借受物品について】</b>	
寄贈物品及び借受物品の有無	「ある」6件、「ない」11件。
寄贈物品及び借受物品の有無の確認方法	「寄贈物品には『寄贈』と記載したシール等を貼付している」等の回答内容5件、「現物調査にて確認」1件、その他の回答・無回答11件。 シール貼付と回答した部署であっても全ての寄贈物品に網羅的に貼付されていないことが往査時に判明した。
寄贈物品及び借受物品についてのルールの有無	「ある」13件(財務規則第266条第2項及び第266条の2)、「ない」4件。
寄贈物品を物品一覧表に記載する際の取得価格の付し方	「寄贈物品のため取得価格は確認できない」2件、「0円」3件(うち1件は現在寄贈物品はないものの方針として0円として記載することとしている)、「0円～定価」1件、「物品一覧表に記載していない」1件、その他(「該当なし」等)10件。

質問	回答内容
<b>【持出物品について】</b>	
担当課における物品(例えば、PC や電子データを含んだ USB メモリ等の電子機器)の一時的な持ち出し使用について確認の有無と確認方法	「確認している」12 件、「確認していない」5 件。 (ただし「確認している」と回答した部署も情報セキュリティ管理者への口頭による報告のみで持出申請書等の書類は利用していないケースがあった。)
物品の一時的な持ち出し使用のルールの有無	「ルールがある」7 件、「ルールがない」10 件。 ルールは「柏市情報セキュリティポリシー」等が該当する。「ルールがない」という回答はセキュリティポリシー等が認識されていないためと思われる。
持ち出し物品に電子データが含まれる場合、電子データの持ち出しを制限するルールの有無	「ルールがある」10 件、「ルールがない」7 件。 ルールは「柏市情報セキュリティポリシー」等が該当する。「ルールがない」という回答はセキュリティポリシー等が認識されていないためと思われる。
<b>【所在不明物品について】</b>	
紛失・盗難等により所在不明となった物品の有無	「該当あり」3 件、「該当なし」14 件。
所在不明物品の有無の確認方法	現物調査で確認という回答内容 10 件、その他 1 件、無回答 6 件。
<b>【帳簿外物品について】</b>	
帳簿外物品(台帳に登載されていない物品)の有無	「該当あり」2 件、「該当なし」15 件。(しかし実際に往査した結果、帳簿外と思われる物品が多数発見された。)
帳簿外物品の有無の確認方法	現物調査で確認という回答内容 6 件、その他 2 件、無回答 9 件。 (現物調査において必ずしも全ての現物について台帳との照合を行っておらず、現物から台帳にあたる方法を採用していないために帳簿外物品を網羅的に把握していないことが分かった(北部クリーンセンター等))。
<b>【不稼働物品等について】</b>	
次の状態の物品の有無 ・未利用物品 ・故障・破損物品 ・遊休物品 ・死蔵物品 ・不用品	「該当あり」5 件、「該当なし」12 件。 「該当なし」と回答した部署の中には、実際には不稼働物品が存在し、物品管理担当者が把握していない事例も見られた(学校保健課等)。
上記の状態の物品の有無の確認方法	「現物調査」13 件、「学校からの備品廃棄申請による」2 件(学校教育課、学校保健課)、その他 1 件、無回答 1 件。
上記物品について外部売却や廃棄等の処分 の検討の有無	「検討している」8 件(うち 3 件は現在不稼働物品等はないものの方針として検討することとしているという回答内容)、「検討していない」4 件、「該当ない」または無回答 5 件。
利用度の低いあるいは長期間利用実績のない物品の把握の有無	「把握している」11 件、「把握していない」4 件、「該当ない」または無回答 2 件。
それらについて今後の方針の検討の有無	「検討している」5 件、「検討していない」5 件、「該当ない」または無回答 7 件。
<b>【貸与物品について】</b>	
貸与についての規則等について財務規則以外の規則等の有無	「ない」17 件全件。(実際には貸与に関する規則を独自に作成している部署があった(救急課))
貸与することの必要性及び合理性の検討の有無	「検討している」4 件(うち 1 件は貸出実績がないものの方針として検討することとしているという回答内容)、「検討していない」または「該当なし」13 件。

質問	回答内容
貸与台帳の様式の有無	「ない」16件、「ある」1件。
次の項目について貸与台帳の記載欄の有無 ・物品の管理番号 ・貸与先 ・貸与期間 ・貸与期間が経過している場合、フラグ(注意喚起)の有無	「一部項目(物品の管理番号、フラグの有無)について記載する欄がない」という回答内容2件(うち1件はそもそも貸与台帳様式がない部署であり回答誤り)、無回答15件。
現在貸出中の物品または過去3年以内に貸し出された物品の有無	「貸出実績あり」3件、「貸出実績なし」14件。 「貸出実績なし」と回答した部署の中には、実際には貸出物品が存在し、物品管理担当者が把握していない事例も見られた(南部クリーンセンター等3部署)。
規則等で定められたもの以外の金額で貸し出された物品の有無。(例えば無償での貸出等)	「規則等どおりの金額での貸出のみ」2件(財務規則には金額の定めはなく、財務規則以外の規則等は存在しないため回答誤り)、「該当なし」15件。
上記についての合理的な理由の有無	「該当なし」または無回答17件全件。
平成22年度末現在、財務規則で定められた1ヶ月を超える期間での貸与物品の有無と対応策	「未返却の物品がある」1件、「未返却の物品はない」2件、「該当なし」14件。 「該当なし」と回答した部署のうち実際には1ヶ月を超える期間での貸与に該当するものがあつた(北部クリーンセンター、南部クリーンセンター)。
<b>【被占有物件について】</b>	
平成22年度末現在、被占有が既成事実化している物品の有無と対応策	「被占有の物品はない」17件全件。
<b>【リースの概要について】</b>	
平成22年度末現在、リース契約により使用している物品の有無及びその金額と件数	「ある」16件、「ない」1件。 PCや複合機等について部署単位でリース契約を締結している事例が多いことが分かった。
リースした物品の又貸しの有無	「又貸しはない」16件、「該当なし」1件。
<b>【リース利用の有利性の検討について】</b>	
契約(取得)に当たり、購入・リースの優劣の検討の有無	「検討していない」4件、「検討している」13件。「検討している」と回答した部署のうち実際にコストや機能を比較して文書化して優劣を検討している部署は存在しなかった。
<b>【リース物品の台帳について】</b>	
リース物品の台帳の有無	「ある」1件、「ない」16件。 「ない」と回答した部署のうち3件は「ある」の回答誤り。
リース契約及びリース物品を管理するための台帳はシステム利用か手管理(市販の表計算ソフトに直接入力して作成するものも含む)か	「システム利用」1件、「手管理」3件、「該当なし」または無回答13件。(無回答は台帳が存在しないためであると考えられる)
次の項目についてリース台帳の記載欄の有無 ・物品の管理番号 ・保管場所 ・物品の状態(故障、未使用、貸出中、紛失等) ・物品の受払記録	「一部項目(物品の状態、管理番号)について記載する欄がない」という回答内容4件、「該当なし」または無回答13件。
<b>【リース物品の現物調査について】</b>	
定期的な現物調査の実施の有無。定期的に調査実施していない場合の理由	「実施している」8件、「実施していない」8件、「該当なし」1件。 「実施している」と回答した部署の大半はリース台帳の整備がされておらず台帳との突き合わせ等は実施していないため本来の

質問	回答内容
	現物調査ではないことが判明した。
平成 22 年度の現物調査の実施日、実施人数、実施項目及び現物調査件数	毎月末に検査員が実施している等 8 件。無回答 9 件。
現物調査方法(実施要領)	リース物品の現物調査方法が定められている部署はなかった。
定められた現物調査方法と異なる方法により現物調査を実施したものの有無及びその内容と理由	「ない」14 件、「規定なし」1 件、無回答 2 件。 市はリース物品調査方法を定めておらず、また独自にルールを定めている部署はない。
実物と台帳上の記録との突き合わせを容易にするための工夫	「シールの貼付」1 件、「なし」または無回答 16 件。
現物調査結果の作成の有無	「あり」1 件、「なし」または無回答 16 件。
現物調査結果について部課長レベルへの報告・決裁の有無	「報告または決裁がされている」1 件、「なし」または無回答 16 件。
<b>【リースの不稼働物品等について】</b>	
次の状態の物品の有無 ・未利用物品 ・故障・破損物品 ・遊休物品 ・不用品	「該当なし」17 件。
上記の状態の物品の有無の確認方法	「業務内で確認」等 8 件、「現物調査で確認」2 件、無回答 7 件。
利用度の低いあるいは長期間利用実績のない物品の有無	「ない」15 件、「該当なし」1 件、無回答 1 件。
利用度の低いあるいは長期間利用実績のない物品の把握方法	「業務内で確認」等 4 件、「現物調査で確認」1 件、無回答 12 件。
<b>【車両の管理について】</b>	
自動車保険の付保及びその期日管理の方法	「資産管理課で一括して管理している」等。 実際に資産管理課が任意保険について一括管理をしている。
スペアキーの管理方法	「管理簿は作成しておらず、ルールも存在しないが担当者を決めて所定の場所に保管している」15 件、無回答 2 件。
<b>【消耗品の管理について】</b>	
消耗品として区分されたもの管理方法	「管理簿(出納簿)を作成して管理しており、棚卸(現物調査)も行っている」2 件、「管理簿(出納簿)を作成して管理しているが、棚卸(現物調査)は行っていない」1 件、その他 14 件。

なお、アンケートの回答内容のうち、質問の意図と異なる回答や回答結果が多岐に亘るものがあつたため、これらについては「その他」としてまとめて記載している。

アンケートを実施した結果、主として以下のような事実が明らかとなった。

- ・ 物品管理に関する財務規則以外の規則等が存在する部署がある。
- ・ 現物調査の実施方法及び実施対象が部署によって異なる。
- ・ 所管部署が現物調査を直接実施せず、保管場所の所属に現物調査を依頼している部署がある。
- ・ 市による現物調査の結果、問題がなかった部署が少ない。
- ・ 寄贈物品について部署によって台帳記載の取扱方法が異なる。
- ・ 持ち出し物品の確認が行われていない部署がある。

- ・電子データの持ち出しを制限するルール(「柏市情報セキュリティポリシー」等)の認識が十分でない。
- ・所在不明物品、帳簿外物品(台帳に登載されていない物品)、不稼働物品等が存在する。
- ・多くの部署でリース契約が存在するが、そのほとんどの部署でリース台帳がない。

また、実際に往査してみると、アンケートの回答内容と事実が異なる事例が散見され、アンケート回答者である物品管理担当者の事実認識が必ずしも十分ではなかった。

## (2) 現物確認対象部署及び確認対象物品の選定

現物確認の対象とする物品は以下のように抽出した。

まず、物品一覧表においてその所管する重要物品について金額が大きい上位5部署を選定した。なお、平成23年3月末時点の物品一覧表によると、重要物品合計額46億円のうち、36億円(約77%)を上位5部署が占めている。

(単位：千円)

部署	取得価格
消防局 警防課	2,386,057
学校保健課	534,995
北部クリーンセンター	268,115
南部クリーンセンター	261,011
学校教育課	126,103
上記5課(金額上位5課)合計	3,576,281
重要物品合計	4,635,776

(市資料より作成)

次に、当5部署の重要物品の中から2件ずつ抽出した。重要物品以外の備品(一般物品)についても当5部署から原則2件ずつ抽出した。抽出にあたっては、登録されている名称、件数、取得価格、取得日等が特徴的と判断された物品を中心とした。抽出した物品は次表の通りである。

区分	所属課	物品番号	名称	分類	取得価格(円)	取得日	配置場所
重要	警防課	20436	救助艇	鋼鉄船	1,186,509	1991/12/18	富勢分署
重要	警防課	49336	画像探索機I型一式	雑機械及び器具	13,545,000	2001/3/21	東部署
重要	学校保健課	46366	気泡式回転ドラムスプーン洗浄機	電気機械	1,176,000	1999/2/5	西原小
重要	学校保健課	53455	焼物機	電気機械	1,029,000	2002/8/30	中原小
重要	北部クリーンセンター	28531	廃蛍光管破砕機	雑機械及び器具	4,635,000	1997/3/27	(所属課に同じ)
重要	北部クリーンセンター	28545	最終処分場ブルドーザー(湿地用)	特殊車	16,181,300	1990/8/30	(所属課に同じ)
重要	南部クリーンセンター	50123	業務用洗濯機	産業用機械	2,478,000	2001/5/15	(所属課に同じ)
重要	南部クリーンセンター	73829	コンポスト機器	産業用機械	8,998,500	2007/8/30	(所属課に同じ)
重要	学校教育課	46201	校庭用鉄棒	雑機械及び器具	1,328,700	1994/6/30	柏第五小
重要	学校教育課	76133	緞帳一式	その他	1,026,900	2008/9/9	柏第一小
一般	警防課	23146	救助艇一式	鋼鉄船	970,000	1977/11/29	大室分署
一般	警防課	73578	加除式台本 交通関係法令集(1~3)	その他	0	1966/11/15	(所属課に同じ)

区分	所属課	物品番号	名称	分類	取得価格(円)	取得日	配置場所
一般	学校保健課	60211	A-01-002-00258 スチール片袖机	机 ( 片 袖 )	0	1975/4/1	(所属課に同じ)
一般	学校保健課	61163	A-03-001-00032 肘掛回転椅子	椅子 (肘付中)	0	(未記載)	(所属課に同じ)
一般	北部クリーンセンター	28318	塵芥ピット回り安全設備一式	雑機械及び器具	820,000	1979/9/8	(所属課に同じ)
一般	北部クリーンセンター	28419	机 ( 1 人 用 ) 160 台	そ の 他	2,800,000	1984/3/31	(所属課に同じ)
一般	南部クリーンセンター	34629	メモリーカード	雑機械及び器具	72,870	1998/7/24	(所属課に同じ)
一般	南部クリーンセンター	50410	携 帯 電 話	通 信 機 械	3,000	2001/5/18	(所属課に同じ)
一般	学校教育課	39967	ス テ ア ・ エ イ ド	雑機械及び器具	644,368	1993/3/31	風早北部小
一般	学校教育課	49260	監 視 カメラシステム	雑機械及び器具	798,000	2001/2/28	柏 第 三 中
一般	学校教育課	51327	監視カメラシステム(セコム)	雑機械及び器具	798,000	2002/3/29	土 中

(市資料より作成)

なお、物品一覧表に登録されている所管部署が同じであっても物品によって配置場所が異なるケースがあり、今回の抽出結果においてもそのようなケースが生じたため、それぞれの配置場所に往査して現物を確認した。

上述のように予め抽出した物品について確認対象とした部署での往査においては、物品の実在性を確かめるために上記以外の物品についても往査部署の状況に応じて物品一覧表から任意に5件程度抽出して現物と照合するとともに、物品一覧表記載内容の網羅性を検証する監査手続として、往査部署の状況に応じて任意に5件程度現物を抽出し、それらが物品一覧表に記載されていることを確認する方法を採用した。

また、平成22年度における物品の増減取引(取得、処分、所管換)についてその手続の適切性の検証を実施した。

なお、平成22年に元市職員による不祥事件が発覚したことに伴い、市は契約事務手続を改正して平成23年度から運用しているが、当監査の対象は平成22年度であり、従前の契約事務手続に照らして監査を実施した。

また、上述のアンケートの回答結果を閲覧して、追加的な質問や実際の管理状況の確認が必要と判断した部署(以下の9部署)については現地に赴いて質問や管理状況の確認を行うこととした。

部署	部署	部署
消 防 局 救 急 課	保 健 所 衛 生 検 査 課	農政課(あけぼの山農業公園)
消 防 局 総 務 課	沼 南 支 所 総 務 課	消 費 生 活 セ ン タ ー
保 健 所 地 域 健 康 づ くり 課	廃 棄 物 政 策 課	柏 駅 前 行 政 サ ー ビ ス セ ン タ ー

上記の部署への往査においても、物品一覧表から任意に抽出した物品を現物と照合することで物品の実在性を検証するとともに、現地において任意に抽出した現物が物品一覧表に記載されていることを確認することで台帳記載の網羅性を検証することとした。

アンケート項目に関連して、会計課、情報政策課及び資産管理課に対してヒアリング等が必要と認められたためこれらの部署について当該手続を実施した。一方、監査対象部局として当初予定していた株式会社ディー・エス・ケイについてはヒアリング等の手続の要否を検討した結果、不要と判断したため監査対象から除外している。



### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 物品管理全般に関する検討結果

後述する往査部署別検討結果等をまとめると概ね以下のように整理することができる。

##### ① 物品現物と物品一覧表との不一致

往査対象部署において一部の物品を抽出して現物と物品一覧表との照合手続を実施したところ、物品一覧表に記載があるものの現物が確認できなかつたり、反対に、現物が存在するものの物品一覧表に記載されていなかつたりするなど、現物と物品一覧表の記載内容が異なる物品が少なからず発見された。

なお、現物と物品一覧表の不一致のうち、市が今まで実施してきた現物調査が適切に行われていれば現物調査時に発見されたと思われる事例もあった。

#### 【要改善事項】

物品現物と物品一覧表の一致が図られていることは物品管理の基本であり、今回の監査において採用した方法が一部の物品を抽出する形での照合手続であつたにもかかわらず現物と物品一覧表の不一致事例が少なからず発見されたことは、物品管理の基本が徹底されていない状況と言わざるを得ない。物品現物と物品一覧表の一致を図り、それを定期的に確認する必要がある。

##### ② 現物調査の実施方法のマニュアル化の検討

現物調査の実施方法について会計課から各所管部署への依頼文書はあるものの、現物調査の実施方法を定めたマニュアル等が存在しない。

平成23年1月の現物調査にあたり会計課が物品を保有する所管部署に対して発出した依頼文書に記載されている「確認方法」は、「物品管理システムの照会処理画面から、各課で『物品一覧表』とつきあわせ、確認を行ってください」という記述のみである。平成23年3月末を基準日とする重要物品の現物調査の依頼文書も同様の記載にとどまっている。

このように会計課による依頼文書は内容が詳細ではないため、調査方法が実施者によって異なる可能性があり、また、実際に所管部署によって調査方法が異なっていた。

後述するが、一部の物品について書類のみのチェックで済ませている部署もあり、現物調査の方法やその趣旨を誤解しているか、または理解が不足しているものと考えられる。

#### 【意見】

現物調査の実施方法に統一性を持たせるため、実施方法に関するマニュアルを定めて、調査方法の統一化を図るべきである。

マニュアル化にあたっては、後述する現物調査方法の見直しの検討に関する事項も含める形で具体的な記載が望まれる。

### ③ 現物調査方法の見直しの検討

#### ア. 現物調査実施者

現在の現物調査は、物品使用者自らが実施しているケースが多い。

#### 【意見】

物品の記帳管理者や現物調査員がその使用者と同一であると内部牽制効果が期待できないことから、台帳の記帳や現物調査はその物品を使用する教職員の職務から可能な限り分離すべきである。例えば、2人1組で実施する、あるいは、物品使用者以外の者が実施する、といったように客観性を確保した調査方法への見直しを検討すべきである。

#### イ. 現物確認方法

現在の現物調査の方法として、物品一覧表から物品現物への突き合わせは実施されているが、現物から物品一覧表への突き合わせを行っている部署は稀である。

物品一覧表から現物への突き合わせを行う方法は、物品一覧表に記載されている物品の実在性を確認する方法としては有効である。しかし、現場往査の結果、物品一覧表に記載されていない物品があるケースが散見された。当該ケースにおいては、物品一覧表から現物と照合するのみでは物品が漏れなく物品一覧表に記載されていることを確認することは困難である。

#### 【意見】

物品一覧表から現物と照合するのみでは物品一覧表の記載漏れを見逃すリスクがある。現物から物品一覧表と照合することが必要である。

#### ウ. 現物調査結果の提出方法

物品所管部署から会計課に提出された現物調査結果報告書の綴りを閲覧したところ、現物調査で用いられた原票が必ずしも綴られていなかった。物品所管部署から会計課に提出されている現物調査結果の帳票は、現物調査で実際に用いた帳票ではなく、所管部署が物品一覧表から出力して各部署の財産管理者の印を表紙に押印した帳票である。所管部署への往査時に確認したところ、現物調査において確認に用いた帳票は各所管部署で廃棄されている部署が多数あった。

#### 【意見】

網羅的に現物と照合したことを事後的に確認できるように所管部署による確認の痕跡が残った帳票(原票)を会計課に提出させるべきである。

## エ. 現物調査の実施状況及び調査結果の内容の確認

会計課は現物調査結果がすべての部署から報告を受けたことをチェックするにとどまり、会計課の想定通りに網羅的に現物と台帳とを照合する形で現物調査が行われたことについては確認していない。

### 【意見】

会計課は、現物調査の実施状況を確認(例えば現物と物品一覧表との突合をせずに結果を会計課に報告するといったような形式的な手続となっていないことの確認)し、調査結果の内容についても確認(例えばどのような原因で差異が発生しているのかの確認)すべきである。また、会計課が、物品所管部署に赴いて現物調査の実施状況に問題がないかを確認することも必要ではないかと考える。

なお、現状は現物調査の依頼と取り纏め等の業務を会計課が実施しているが、物品を一元的に管理する部署が規則等において定められておらず、物品管理業務に関する権限及び責任が必ずしも明確ではない。規則等において一元管理のための部署を特定することが必要と考える。

## ④ 一般物品の現物調査の頻度

重要物品については現物調査を年に2回実施している一方で、一般物品の現物調査については2年に1回程度の頻度にとどまっている。

### 【意見】

現物調査の頻度をどの程度とすべきかについては、市がどのようなレベルで物品管理を行うかに依存すると考える。

ただし、今回の監査において、複数の部署において台帳の記載漏れや現物確認不能な物品の存在等、多数の問題点が発見され、さらに、それらの原因も不明な場合があった。現状の物品管理のレベルは改善が必要な水準にあると評価せざるを得ない。2年に1回程度の頻度であると現物調査結果の不一致等の原因調査が困難となる。一般物品については現状の2年に1回程度の現物調査の頻度を上げて、例えば1年に1回実施する等への見直しを検討されたい。

## ⑤ 物品一覧表への記載方法の見直し

建物建設工事時に取得した物品については、その建物等と一体となって登録されている事例があった。また、消防車等車両購入時に購入した資機材をまとめて「一式」として物品一覧表に記載しているケースが見られた。

### 【意見】

物品は各々交換や移動が可能であり、処分も個別に行われるため、個々に管理を行う

必要がある。建物と一体では物品の管理が実質的に不可能となる。建物建設時に取得した物品については建物と分けて個々の物品ごとに物品一覧表に記載すべきである。

また、多種にわたる資機材をまとめて記載してしまうと個々の資機材の管理が困難となる。資機材も各々交換・移動や処分が可能であり、個々に管理を行う必要があり、物品一覧表への記載も分けて行うべきである。

#### ⑥ 物品一覧表における配置場所の記載の検討

物品の所管部署と物品配置場所が異なるケースが存在しており、物品一覧表においては所管部署が記載されているものの配置場所は必ずしも記載されていない。管理上、物品一覧表のデータを表計算ソフトにダウンロードして配置場所を入力している部署もある。

#### 【意見】

物品管理を行う上では配置場所が台帳において把握できるようにしておく必要があり、物品一覧表において全ての物品について配置場所を記載する等の措置を講ずるべきである。さらに配置場所ごとにフィルタをかけて抽出が可能となれば、現物調査が容易になる。また、物品の状態及び未使用か否かも記載することが望ましい。

#### ⑦ 寄贈物品の台帳記載方法のルール化

寄贈物品の取扱いについては、財務規則第 266 条の 2 において、寄付の受納に関する定めがある。しかし、物品一覧表に記載すべき寄贈物品の範囲及び記載する際の取得価格の付し方等に関するルールは定められていない。そのため一切の寄贈物品を物品一覧表に記載していない部署もある。

#### 【意見】

寄贈物品は市にとって対価の支払いはないものの、市の業務に供されている点では購入した物品と同様である。したがって、物品管理上、物品一覧表に記載すべき寄贈物品の範囲及び記載する際の取得価格の付し方等に関するルール化を行うべきである。

#### ⑧ 返納手続の遅れ

市は不用、未使用資産については財務規則第 271 条に従い、返納手続を行う旨を定めている。具体的には、物品使用部署(所管部署)が物品返納票を会計課に提出し、会計課は物品管理システムに返納入力する。

返納手続は物品の移動を行った際に適時に実施すべきであるところ、それが実施されずに現物調査時の会計課への報告の際に集中して返納手続が行われている部署が見受けられた。すなわち、現物調査時に現物が確認できない物品について返納手続を実施していた部署があり、本来現物調査は統制手続の一つであるところ、返納手続の一部になってしまっている。これは、職員の誤解または理解不足に起因するものと考えられる。下

表のとおり、平成 20 年度と 22 年度に返納処理が多くなっている。これは、一般物品も含めた現物調査が平成 20 年 8 月(平成 20 年度)と平成 23 年 1 月(平成 22 年度)に実施され、現物調査時に返納処理が必要と判明した物品について返納処理を実施したことによる影響が大きいと推測される。

(過去 3 年間の返納処理の実績)

平成 20 年度	21 年度	22 年度
3,061 件	697 件	2,547 件

(市資料より)

#### 【要改善事項】

物品の返納手続が適時に行われない場合、当該物品を必要とする他の部署への連絡も適時に行われないこととなるため、物品の有効利用の観点から問題となる。さらに、極端な場合、物品の私的流用等が発生しても発見が遅れるリスクも生じる。

現物調査及び返納手続の意義を所管部署に改めて認識させるとともに適時に返納手続を実施すべきである。また、前述したが現在 2 年に 1 回程度の頻度で行っている一般物品の現物調査では、現物が確認できなかった理由を追跡するのが困難となる可能性がある。この点でも一般物品の現物調査の頻度の見直しを検討されたい。

#### ⑨ 返納処理後の廃棄手続

返納物品が汎用性の高い机及び椅子である場合にはそれらを市庁舎倉庫に集めて会計課が一括で管理している。一方、机及び椅子以外の返納物品については、使用可能な場合には各所管部署が庁内掲示板で告知し、所管換による有効利用を図るが、使用不可能の場合には財政担当部長による不用決定の後、各所管部署で廃棄処分をする。

しかし、廃棄処分にあたり廃棄物引取業者等からの受領書を入手・保存していない事例が見受けられた。財務規則第 277 条第 2 項によると処分の決定を受けた物品を相手方に送付した時は受領書を徴する必要がある。

#### 【要改善事項】

財務規則に従い、廃棄を確かに実施したことの確証として、廃棄物引取業者の受領書等を入手・保存する必要がある。

#### ⑩ リース物品の統一的な管理

##### ア. 統一的な管理部署の不存在

リース物品の管理は、財務規則により、担当課が実施することとされている(例えば市職員に貸与されている PC(以下「情報 PC」という)のリース契約やその他の管理を情報政策課が統一的に担うなどしている)が、リース物品を全庁的に統一管理する部署が存在しないのが実情である。

### 【意見】

リースに関する情報が各使用部署に分散している状況であり、どの部署でどのようなリース契約に基づきどのようなリース物品を使用しているかといった情報が網羅的に把握できない状況である。したがって、物品の有効利用及び管理の向上の観点から、リース物品を統一的に管理する部署の設置を検討すべきである。

#### イ. 管理方法の整備

リース物品について台帳が整備されていない。また、リース物品の現物調査についてもルールが存在せず、また、現物調査を実施していない部署も見受けられた。

### 【意見】

リースにより調達した物品であっても、当該物品が実在しているか、故障等の問題が生じていないか等を確認することが物品管理上重要である。したがって、リース物品についても購入備品と同じレベルで管理する必要があると考える。

#### ⑪ 学校における物品の台帳記載

##### ア. 物品一覧表への登録

財務規則では財産管理者及び会計管理者について次の定めがある。

(物品等の出納の通知)

第 268 条 財産管理者は、物品又は占有動産(以下「物品等」という。)の出納の必要があるときは、物品等出納票により会計管理者又は物品を取り扱う出納員(以下「会計管理者等」という。)に対して物品等の出納の通知をしなければならない。

(物品等の出納の記録)

第 269 条 会計管理者等は、物品等の出納をしたときは、物品等出納簿に記録し、整理しなければならない。

市の現行組織において上記財務規則規定における財産管理者は物品使用部署であり、会計管理者は会計課である。

しかし、市立小中学校において使用されている物品については、一部を除いて市の物品一覧表に登録されていない。学校教育課または学校保健課は教育委員会で予算措置した物品については物品一覧表への登録手続を行うこととしており、一方、学校がその配分された予算で物品を購入した場合には、市の物品一覧表には登録していない。

### 【要改善事項】

取得財源に関係なく、市が管理すべき物品であるならば学校教育課や学校保健課は学校から購入物品に関する情報を収集して物品出納手続を行うべきである。

#### イ. 学校物品の統一管理（物品一覧表と各学校の手書き台帳との関係）

学校に配置されている物品は、市の物品一覧表に記載されている場合と学校単位で作成している手書き台帳（一部に表計算ソフトを利用している台帳もある）に記載されている場合とがあり、統一的に管理されている状態ではない。また市は、全ての学校物品が2つのシステムのいずれかに記載されていることを確認していないため、いずれのシステムにも登録されていない物品が存在している可能性がある。実際に、学校において生徒・児童が使用している机及び椅子は、そのほとんどがいずれの台帳にも登録されていない。

また、今後教育委員会は物品管理に関する新システムを導入する予定であるが、これに関し、平成23年度取得の物品から順次データ登録を進めていくという説明を受けた。

#### 【要改善事項】

市は財務規則第269条第1項に従い、物品一覧表に記載すべき物品については全て記載すべきである。可能な限り早期にデータ登録を完了するよう対応を図ることが必要と考える。

#### 【意見】

新システム導入後は保有物品のすべてを登録しないと物品管理として不十分である。また、保有物品を登録する際には市の物品一覧表に現在登録されている一部の物品についての取扱いについて、引き続き物品一覧表に登録しておくのか、物品一覧表から削除して教育委員会の新システムに載せ換えるのかの整理が必要である。教育委員会と物品管理の取りまとめ部署である会計課は連携を図ってこれに対応する必要があるものと考えられる。

#### ⑫ 教育委員会によるモニタリング

教育委員会所属の学校教育課は学校に配置されている物品のうち学校保健課が所管する物品以外のものを所管している。学校保健課は給食及び保健に関わる物品を所管している。

学校に配置されている物品の現物調査について学校教育課が自ら調査を実施するのではなく、学校教育課が学校に対して現物確認と報告を依頼する方式で実施している。依頼文書を閲覧したところ現物調査対象は市の物品一覧表に登録されている物品に限定されている。

学校保健課は自ら学校備品について現物調査を実施することもなく、また学校に対して現物調査の依頼・報告を求めることも行っていない。

#### 【要改善事項】

学校保健課は財務規則第282条に従い、現物調査を実施する必要がある。実施方法と

しては学校保健課が自ら現物調査を実施する方法と、学校保健課が学校に現物確認と報告を依頼する形が考えられる。

#### 【意見】

今回の監査で市立小中学校の台帳記載や現物調査の状況を確認したところ、学校ごとにその方法が異なっており、台帳と現物の不一致事例など台帳記載や現物調査が不十分であることに起因すると考えられる不備が多数発見されている。

教育委員会は、学校物品についてその管理の一部を学校に委ねるのであれば、台帳記載方法や現物調査方法を詳細に定め、さらに学校に対して適切なモニタリングを実施すべきである。

#### ⑬ 市立小中学校全体としての物品管理について

余剰備品や使用頻度が低い物品、学校間の物品の貸借等について一部の学校間で情報交換が行われている。しかし、学校教育課及び学校保健課はこれらにつき網羅的に把握しているわけではない。

#### 【意見】

現状では、ある学校で物品の余剰が発生していながら、市内の他校において同種の物品を購入してしまう可能性がある。現在市は合計 61 校の市立小中学校を擁しており、一方で児童数の減少した学校があるとともに、他方では児童数の増加した学校がある。学校物品の仕様は学校によって大きな差はないはずである。

しかしながら、市立小中学校全体として物品管理が行われておらず、物品の融通・転用等が機能的に行われていない。効率的な物品管理を達成するために、すべての物品管理をシステム化により対応し、物品の使用状況に関する情報を共有化して学校間で物品の融通を図り、不必要な物品の購入を防いだり、余剰物品についての所管換や転用等を行うことが望まれる。

#### ⑭ PC 等情報機器のセキュリティ

情報政策課が所管する PC 等情報機器のセキュリティについては、情報政策課が統一の方針を整備し、その運用を実施している。一方、担当課が独自に調達した PC 等情報機器については、各担当課室長がその権限と責任においてセキュリティ対策を講じることとされている(柏市情報セキュリティポリシー第 3 第 2 項 (2) キ)。しかし、当該セキュリティ対策のレベルは各担当課室によって必ずしも統一されていないのが実情である。

#### 【意見】

情報政策課所管外の情報機器については、使用部署が独自に適切なセキュリティ方針を定めて運用していない限り、セキュリティが不十分な状況にあると考えられる。市は



個人情報等重要な情報を保有しており、その漏洩のリスクを有している。情報政策課がその所管部署になるなど所管部署の検討も含めて統一的なセキュリティを構築すべきである。また、市立小中学校等の情報機器については現在教育研究所が所管しており、情報政策課と教育研究所が連携を図ってセキュリティ対策を講じることが望まれる。

なお、情報機器の管理については、平成 22 年度から情報政策課が担当課独自調達の情報機器を含めて機器管理台帳の整備に着手している。

#### ⑮ 組織再編時の手続

##### ア. 旧沼南町との合併時の物品の受け入れ手続

平成 17 年 3 月に旧柏市は旧沼南町を編入する形で合併して現在の柏市となっているが、合併の際に旧沼南町の物品については当時の旧柏市の財務規則等に従って引き継ぎ、台帳登録されたという説明を市から受けている。ただし、これら旧沼南町の物品について正しく台帳登録されたことを当時どのように検証したか不明であり、証跡も残されていない。

##### イ. 保健所業務について千葉県から引き継いだ際の手続

平成 20 年 4 月に千葉県から市に保健所業務が移管されており、移管の際、移管前に存在していた物品は市に引き継がれたが、台帳等の引き継ぎはなかった模様である。これにより、移管時に市は台帳と現物との突き合わせを実施することができなかった。この結果、引き継いだ物品の一部について物品一覧表への登録漏れが発生している。

#### 【意見】

一般に組織の再編の際には混乱が生じやすく、登録誤り等が発生しやすい状況にある。旧沼南町との合併時の台帳登録の際には、後日検証可能となるよう記載を整理・保持しておくべきであったと考える。また、保健所業務移管時にも物品の現物だけではなく台帳等も引き継ぐべきであり、台帳と現物との突き合わせを行って登録誤りがないように確認すべきであったと考える。今後の組織再編の際には注意が必要である。

#### ⑯ 部署を跨いだ共同調達の拡大の検討

市では、一定金額以下の物品購入(80 万円以下)や賃貸借(40 万円以下)の発注は各予算執行部署(担当課)の事情に応じてそれぞれの部署で行っている。ただし、市として共同で発注した方が規模の経済性を享受することにより安価に調達できると見込まれるもの、また、事務手続の効率化が図れるものについては、共同で調達するケースもある。例えば、庁内 LAN に接続している複合機を一括して情報政策課がリースにより調達している他、レーザープリンター用トナーについて一括して収納課が単価契約を行って購入している。

これに関し、平成 22 年度においては地デジ対応テレビを比較的多数の各部署で購入しており、一部の部署において集中購買が実施されたが、部署を跨いだ共同購入はなかつ

た。

また、教育委員会においては教職員が使用する PC や授業で使用する PC を学校単位等にまとめ、リースにより調達してコスト削減を図っている。しかし、一部の学校が複合機等を購入している場合もある等、必ずしも方針が一貫していない。

#### 【意見】

部署間で情報を交換し、本庁の部署が中心となって各予算執行部署の需要調査を実施した上で共同調達をすることでより有利な調達が期待できる。現状も部署を跨いだ共同調達の考え方が一部では採用されているが、採用範囲の拡大について検討する余地があると考えられる。

特定の物品について購買需要が高まると予想される場合には部署間の連携を図り、共同調達を検討すべきである。

また、教育委員会も共同調達の拡大を検討するとともに市長部局と連携して事務コストを含めたコスト削減を図ることを検討されたい。

#### ⑰ 契約手続

学校のリース物品のリース契約は学校教育課が行うこととされているところ、契約権限のない学校がリース物品を有償で使用していた事例があった。当事例においては業者との契約書も作成されていなかった。

また、当該事実について学校教育課は認識していなかった。

#### 【要改善事項】

財務規則には契約担当者に関する定めがあり(第2条、第3条)、契約担当者ではない学校が契約の当事者となっていることは財務規則違反である。また、契約の締結に当たり財務規則において契約書の作成が求められているところ(第143条)、契約書が作成されていないことについても財務規則違反である。

契約権限の理解や契約書の作成は契約手続の基本である。契約手続とその趣旨を職員に改めて認識させる必要があり、また、学校教育課は学校に対するモニタリングを強化する必要がある。

(2) 往査部署別の検討結果

現場往査を実施した部署の監査結果について、主な項目別にまとめると次のとおりである。なお、「要」は要改善事項、「意」は意見であることを示す。

部署		項目	往査時現物確認結果	現物調査方法	台帳記載・整備	個別物品の番号管理	取得・返納・廃棄・所管換手続	不稼働・未利用・余剰物品	貸与手続	情報セキュリティ	その他(注)
消防関連	①消防局 警防課			要	意			意			
	②消防局 救急課			要	意	要	要	意	要		
	③消防局 総務課	要	要、意	要、意			要、意	意			
	④東部消防署	要	要、意	要	要	要					
	⑤西部消防署大室分署		要、意	意	要						
	⑥西部消防署富勢分署		要、意	意							
クリーンセンター	⑦北部クリーンセンター	要	要	意	要			意	要		意
	⑧南部クリーンセンター	要	要		要				要		意
学校教育課関連	⑨学校教育課	要	要	要、意							意
	⑩柏第五小学校	要	要、意	要、意	要					要	
	⑪柏第一小学校	要	要、意	要	要					要	
	⑫風早北部小学校	要	要、意	要	要					要	
	⑬柏第三中学校	要	意	要	要	要				要、意	
	⑭土中学校	意	要、意	要	要					要	
学校保健課関連	⑮学校保健課		要		意						
	⑯西原小学校	要、意	要	要	要			意			
	⑰中原小学校	要、意	要	要	要						
保健所関連	⑱保健所 地域健康づくり課	要		要				意		意	
	⑲保健所 衛生検査課			要				意			
	⑳沼南支所 総務課	要									意
	㉑廃棄物政策課	意					要				意
	㉒農政課(あけぼの山農業公園)		要	要			要	意			
	㉓消費生活センター	意	意	意							
	㉔柏駅前行政サービスセンター			要	意	要					
	㉕その他(資産管理課、情報政策課)										意

(注) 1. 「その他」は主な項目以外の要改善事項または意見である。

2. サンプル抽出による監査手続のため、要改善事項及び意見についてそれらの網羅性を保証するものではない。

① 消防局警防課

ア. 現物調査方法

a. 現物調査の網羅性について

各消防署・分署は車両及び積載器具・資機材等の物品について点検簿に基づいて定期的に現物の点検調査を実施している。消防小屋(消防団の倉庫)等に配置されている

物品も市所有の物品であり、これについても、点検簿に基づく点検調査を実施している。

一方で、市は全庁的に重要物品及び一般物品について現物調査を実施している。各消防署・分署においては市の全庁的な現物調査よりも高い頻度で点検を実施している。

これに関し、消防小屋等に配置されている物品については、点検簿に基づく点検調査の対象となっていることを理由に全庁的な現物調査の際に改めて現物との照合は実施していない。

点検簿には市の物品一覧表の物品番号が記載されておらず、種類ごとの数量の記載にとどまる。市は点検簿と物品一覧表との突合を実施しておらず、また事実上それが不可能であるため、点検簿に基づく点検調査を高い頻度で実施しているという理由があっても全庁的な現物調査の手続を省略することはできないと考える。

なお、後述するが、今回の監査で往査した各消防署・分署において抜き取りで現物確認を実施したところ現物と台帳の不一致事例が発見されている。現物と台帳の不一致の原因の一つとして網羅的に現物調査が実施されていないこと、及び網羅的に現物調査が実施されたことについて消防局警防課等が確認していないことが考えられる。

#### 【要改善事項】

網羅的に現物調査を行うとともに、現物調査が網羅的に実施されたことを確認する必要がある。

#### b. 警防課の物品一覧表との照合未実施

消防局各課が所管する物品については、所管部署と物品配置場所が異なるケースが存在する。物品一覧表において物品の配置場所を記載する欄は設けられていないが、便宜上備考欄に記載している部署もある。しかしながら、配置場所について備考欄に必ずしも記載されてはいるわけではない。消防局警防課の所属となっている物品で、各消防署分署に配置されている物品については警防課が直接現物調査を行うのではなく各消防署分署に指示して調査させる方法を取っているが、各消防署分署からの現物調査結果報告が警防課の物品一覧表と照合されていない。これでは全ての物品を対象に網羅的に調査が実施されたかどうかを確認できない。

#### 【要改善事項】

所管部署が直接現物調査を実施せず、配置場所に指示して調査させるような場合には、調査結果について所管部署の物品一覧表と照合し、網羅的に物品調査が行われたことを確認すべきである。

#### イ. 台帳記載・整備

##### a. 「一式」で物品一覧表に記載されている物品について

消防車購入時に消防車と一式で購入した資機材もまとめて消防車として台帳に記載

されるケースが多い。資機材は他の消防車等に載せ換えて使うことも可能であり、車両と分けて個々の資機材ごとに記載しなければ台帳記載の有無が不明確となる。

**【意見】**

車両購入時に一式で購入した資機材について車両とは分けて個々の資機材ごとに物品台帳に記載すべきである。

なお、平成23年度に東日本大震災後の放射能問題を受けて放射能測定機については物品一覧表において検索を容易にするために車両とは分けて記載し直している。

ウ. 不稼働・未利用・余剰物品

a. 不稼働物品等の把握について

各消防署・分署における不稼働物品等の有無をどのように把握しているかについて質問したところ、現物調査時(重要物品は年2回実施、一般物品を含めたすべての物品は概ね2年に1回実施)において把握するにとどまり、随時の把握や情報の収集は行っていないという回答であった。

**【意見】**

不稼働物品等の把握の遅れは返納処理の遅れに繋がり、また、有効利用の観点からも問題である。各消防署分署から不稼働物品等の情報収集をタイムリーに行い、随時把握すべきである。

② 消防局救急課

ア. 現物調査方法

a. 救急課の物品一覧表との照合未実施

消防局各課が所管する物品については、所管部署と物品配置場所が異なるケースが存在する。消防局救急課の所属となっている物品で、各消防署分署に配置されている物品については救急課が直接現物調査を行うのではなく各消防署分署に指示して調査させる方法を採用しているが、各消防署分署からの現物調査結果報告が救急課の物品一覧表と照合されていない。これでは全ての物品を対象に網羅的に調査が実施されたかどうかを確認できない。

**【要改善事項】**

所管部署が直接現物調査を実施せず、配置場所に指示して調査させるような場合には、調査結果について所管部署の物品一覧表と照合し、網羅的に物品調査が行われたことを確認すべきである。

イ. 台帳記載・整備

a. 「一式」で物品一覧表に記載されている物品について

物品一覧表を閲覧したところ種類の異なる資機材をまとめて物品一覧表に記載している事例が散見された。一式で購入したためその登録も「一式」として記載することが多い旨の説明を市から受けたが、多種にわたる資機材をまとめて記載してしまうと個々の資機材の管理が困難となる。

(「一式」記載の例)

物品番号	物品名称	金額
48931	災害対応特殊救急自動車資機材一式	3,465,000 円
53630	災害対応特殊救急自動車資機材一式	6,657,000 円
55544	災害対応特殊救急自動車資機材一式	10,454,325 円
71337	高規格救急自動車資機材一式	12,180,000 円
48931	災害対応特殊救急自動車資機材一式	3,465,000 円

【意見】

資機材は各々交換や移動が可能であり、個々に管理を行う必要があり、台帳登録も分けて行うべきである。

なお、救急課は、当包括外部監査対象年度とした平成 22 年度の翌年の平成 23 年度において従来の記載方法を改め、過年度購入分も含めて個々の資機材ごとに登録し直している。

ウ. 個別物品の番号管理

a. 物品番号シールが貼付されていない物品について

物品番号シールが貼付されていない物品があった。

- ・レサシジュニア(心肺蘇生処置トレーニングマネキンの小児タイプ)1点

なお、当物品については他に同種の物品が複数点存在している。

【要改善事項】

特に同種の物品が複数存在する場合において物品番号シールが貼付されていなければ個体管理が困難となるため、適切に物品番号シールを貼付すべきである。

エ. 取得・返納・廃棄・所管換手続

a. 廃棄手続が未了となっている物品について

台帳に記載されている物品のうち利用されていないものがあり、それらの中には使用不能で廃棄予定のものもあった。

(利用されていない物品の例)

物品番号	物品名称	取得価格	未利用の状態となった理由	処分等の検討状況
65457	減圧式全身ギブス	110,000 円	救急処置方法変更により不使用	廃棄予定
23212	紫外線殺菌器	160,000 円	故障により使用不能	廃棄予定
23938	応急手当講習パネルセット	56,000 円	破損により使用不能	廃棄予定

物品番号	物品名称	取得価格	未利用の状態となった理由	処分等の検討状況
65405	電子体温計	59,850円	故障により使用不能	廃棄予定

救急課の説明によると、上記のような利用されていない物品について未利用あるいは使用不能となった時期は不明である。不用となったものや使用に耐えないものについては不用の決定等や処分等の所定の手続を実施する必要がある(財務規則第276条、第277条)。なお、平成23年3月末時点では物品一覧表に記載されていたが、救急課によると平成23年度に返納処理を行うことによって物品一覧表から削除している。

#### 【要改善事項】

財務規則に定められている所定の手続きについて適時に実施されていない。適時に処分等が行われなければ管理のための時間とコストが無駄となることから、適時に所定の手続を実施する必要がある。

#### オ. 不稼働・未利用・余剰物品

##### a. 不稼働物品等の把握について

各消防署・分署における不稼働物品等の有無をどのように把握しているかについて質問したところ、現物調査(重要物品は年2回実施、一般物品を含めたすべての物品は概ね2年に1回実施)で把握するにとどまり、随時の把握や情報の収集は行っていないという回答であった。

#### 【意見】

不稼働物品等の把握の遅れは返納処理の遅れに繋がり、また、有効利用の観点からも問題である。各消防署分署から不稼働物品等の情報収集をタイムリーに行い、随時把握すべきである。

#### カ. 貸与手続

##### a. 貸与手続の未実施について

財務規則によれば、物品の貸付けにあたり、物品貸付申込書を借受人から市長に提出させ(第278条1項)、物品貸付決議書により決定のうえ物品貸付通知書を借受人に送付し(同条2項)、借受人から物品借用書を徴さなければならない(同条3項)。

これに関し、自動対外式除細動器(AED)を除き財務規則で定められた所定の手続が実施されていない。

#### 【要改善事項】

市は財務規則に従った貸与手続を実施するとともに、所定の書類を作成・保存する必要がある。

### ③ 消防局総務課

#### ア. 往査時現物確認結果

##### a. 現物が確認できなかった物品について

物品一覧表から任意に抽出した物品について現物確認手続を実施したところ、現物が確認できないものがあった。

(現物確認ができなかった物品の例)

物品番号	物品名称	取得価格	備考
21785～21798	会議用椅子	(1点あたり) 20,720 円	合計 248,640 円 (合計 12 点)
22626	オープンレンジ	86,600 円	
22627	冷蔵庫	95,790 円	
22628	洗濯機	91,670 円	
22629	乾燥機	75,190 円	
22638	物置	72,500 円	
24267	ホイップアンテナ	23,000 円	

上記いずれの物品も市が実施した現物調査結果においては実在するものとして扱われている。

#### 【要改善事項】

調査を行い、必要な対応を図るべきである。

#### イ. 現物調査方法

##### a. 調査対象の網羅性の欠如

消防局各課が所管する物品については、所管部署と物品配置場所が異なるケースが存在するが、特に、配置場所が物品一覧表に記載されていない物品については現物調査の対象から漏れていることが多々見受けられた。例えば、前述の「ア.往査時現物確認結果 a.現物が確認できなかった物品について」において「現物確認ができなかった物品の例」で挙げた物品などである。物品一覧表において物品の配置場所を記載する欄は設けられていないが、便宜上備考欄に記載している部署もある。しかしながら、配置場所について備考欄に必ずしも記載されてはいるわけではない。消防局総務課の所属となっている物品で、各消防署分署に配置されている物品については総務課が直接現物調査を行うのではなく各消防署分署に指示して調査させる方法を採用しており、総務課は各消防署分署に対して物品一覧表からダウンロードした表計算ソフトデータとともに現物調査の指示文書を発出しているが、表計算ソフトのオートフィルタ機能を使うことにより備考欄の配置場所が抽出可能な旨を伝達している。備考欄に配置場所の記載がなかったり、記載が正確でなかったりした場合には、現物調査の対象から漏れる可能性があり、実際に漏れていた。

#### 【要改善事項】

所管する全ての物品について網羅的に現物調査を実施すべきである。



### 【意見】

物品一覧表に配置場所を記載(物品一覧表に配置場所を登録)することがルールとして確立されていないために、配置場所が明らかでない物品が存在する。配置場所が明らかでなければ現物調査の実施及びその効率性に支障を来すことが予想される。物品一覧表において全ての物品について配置場所を記載する等の検討を行うべきである。

#### b. 総務課の物品一覧表との照合未実施

前述のとおり、消防局総務課の所属となっている物品で、各消防署分署に配置されている物品については総務課が直接調査するのではなく各消防署分署に指示して調査させる方法が採られているが、各消防署分署からの現物調査結果報告が総務課の物品一覧表と照合されていない。これでは全ての物品を対象に網羅的に調査が実施されたかどうかを確認できない。前述のとおり実際に調査の対象から漏れた物品が存在していた。なお、前述の台帳の備考欄に配置場所を記載しないことによる現物調査対象漏れが発生したとしても、総務課において各消防署分署からの結果報告と物品一覧表との照合手続が存在していれば発見されたはずである。

### 【要改善事項】

所管部署が直接現物調査を実施せず、配置場所に指示して調査させるような場合には、調査結果について所管部署の物品一覧表と照合し、網羅的に物品調査が行われたことを確認すべきである。

#### ウ. 台帳記載・整備

##### a. 台帳への配置場所の記載について

上記「イ. 現物調査方法 a 調査対象の網羅性の欠如」【意見】を参照。

##### b. 所管部署の登録誤りについて

所管部署の登録が誤っているものがあつた。本来は総務課ではなく警防課の物品として登録されるべきものである。

(所管部署の登録が誤っていた物品の例)

物品番号	物品名称	取得価格	取得日	登録されている所管部署	実際の所管部署
24017	発射銃	90,000 円	1985/7/1	消防局総務課	消防局警防課
24024	三連梯子	306,600 円	1997/5/15	消防局総務課	消防局警防課

市の説明によると上記物品は物品取得当初から総務課では所管外であつた。

### 【要改善事項】

台帳に物品の所管部署が正しく登録されなければ管理が実質的に不能となる。実際の所管部署への登録を行う必要がある。

なお、このような登録誤りは、現物調査時に発見できたはずであり、この点でも過去の現物調査が不十分であったことの証左と考える。適切に現物調査を実施すべきである。

c. 寄贈物品の登録漏れについて

寄贈物品について登録漏れがあった。

(登録が漏れている物品の例)

寄贈物品	推定取得価格 (市担当者からの聞き取りによる)
放送設備一式(スピーカー)	80万円相当
記念パネル	15万円相当

市は寄贈物品の台帳記載方法についてのルールを定めていない。寄贈物品について財務規則には寄付の受納に関する定めがあるものの(第266条の2)、他の規則等も含めて、どのような寄贈物品を台帳に記載する必要があるのか、また、記載する際の取得価格の付し方等のルールが存在しない。

【要改善事項】

寄贈物品は市にとって対価の支払いはないものの、物品の一部を構成しており、市が購入した物品と同様の管理が必要である。また、台帳登録がなされなければ他の取得物品の登録漏れとの区別がつきにくい。したがって、台帳登録を行ったうえで管理すべきである。

【意見】

寄贈物品の台帳記載方法が定められていないのは適切でない。台帳記載方法についてのルール化を検討すべきである。

エ. 取得・返納・廃棄・所管換手続

a. 部署間の連携による共同購入の検討について

平成22年度に地デジ対応テレビを複数台購入しており、消防局以外の部署でもテレビを同時期に購入している。消防局外の部署との共同購入はなかった。

【意見】

例えば契約課等が主体となって各部署の需要調査を実施し、共同購入を行うことによりコストを削減できた可能性がある。各部署で一定の需要が発生すると見込まれる場合には部署間の連携や共同購入を検討すべきである。

b. 返納手続漏れと過去の不十分な現物調査について

現物調査結果を閲覧したところ、平成23年1月実施の現物調査時に現物が確認でき

なかった物品のうち、平成 20 年度などに既に廃棄済みであったものが散見された。原因は返納手続漏れと過去の現物調査が不十分だったことによるものである。返納手続が適切に実施されていれば、その時点で台帳から削除されるはずであり、また、現物調査を適切に実施していれば少なくとも現物調査時点で発見できたはずである。全物品を対象にした現物調査は概ね 2 年に 1 回の頻度で実施されてきており(市によると平成 23 年 1 月の前の現物調査は平成 20 年 8 月に実施している)、平成 23 年 1 月の現物調査よりも前に発見されるべき物品が含まれている。

(過年度に既に廃棄済みだった物品の例)

物品番号	物品名称	取得価格	備考
46053	全自動洗濯機	71,400 円	平成 20 年 8 月 1 日廃棄
65420	保管庫	0 円	平成 21 年 4 月 1 日廃棄
72585	ファイリングキャビネット	34,125 円	平成 21 年 4 月 1 日廃棄
78518	全自動洗濯機	0 円	平成 18 年 5 月 1 日廃棄
78519	全自動洗濯機	0 円	平成 18 年 5 月 1 日廃棄

#### 【要改善事項】

返納手続及び現物調査についてルールの遵守を徹底すべきである。

#### オ. 不稼働・未利用・余剰物品

##### a. 不稼働物品等の把握について

各消防署・分署における不稼働物品等の有無をどのように把握しているかについて質問したところ、現物調査(重要物品は年 2 回実施、一般物品を含めたすべての物品は概ね 2 年に 1 回の実施)で把握することとなり、随時の把握や情報の収集はしていないという回答であった。

#### 【意見】

不稼働物品等の把握の遅れは返納処理の遅れに繋がり、また、有効利用の観点からも問題である。各消防署分署から不稼働物品等の情報収集をタイムリーに行い、随時把握するようにすべきである。

#### ④ 東部消防署

##### ア. 往査時現物確認結果

##### a. 物品一覧表記載数と現物数の不一致について

物品一覧表から任意に抽出した物品について現物確認手続を実施したところ、物品一覧表記載数と現物数が異なる物品があった。

(物品一覧表記載数と現物数が異なる物品の例)

物品名称	物品番号	取得価格	台帳登録点数	現物確認結果
空気呼吸器	49359~49363	(1点あたり) 556,500 円	合計 10 点	26 点
	79740~79744	0 円	合計 2,782,500 円	

上記台帳上は10点であるが、往査時に数量を確認したところ現物が26点存在した。

**【要改善事項】**

調査のうえ台帳を修正する等の適切な対応を図るべきである。台帳登録数と現物数の不一致は現物調査が適切に行われていれば現物調査時に発見されたはずであり、過去の現物調査が不十分であったことの証左と考える。適切に現物調査を実施すべきである。

また、市の説明によると、空気呼吸器等は車両と一緒に購入して車両一式として登録されている可能性があり、このために台帳登録数よりも現物数の方が多くなっている可能性がある。その場合、車両一式での登録を改め、物品は車両と分けて登録すべきである。

イ. 現物調査方法

a. 重要物品の現物調査漏れについて

平成23年1月に備品全品の現物調査を全庁で実施することになっていたが、東部消防署においては重要物品の調査が対象から漏れていた。会計課への報告にあたっては現物と照合・確認のうえ調査結果を提出する必要があったところ、東部消防署の重要物品については現物との照合・確認を行うことなく結果が提出された。東部消防署の説明によるとその後の3月に重要物品の調査を実施する予定であったため、1月の調査においては現物調査を実施しなかった。

**【要改善事項】**

市が定めたルールからの逸脱であり、現物との照合・確認を行い、事実に基づく報告を行う必要がある。

b. 物品一覧表への誤記載による現物調査漏れについて

東部消防署の一部の一般物品について、平成23年1月の現物調査において調査の対象外となっていた。物品一覧表への誤記載が現物調査漏れの事態を招いている。市によると、物品一覧表において消防局管内の物品については消防局各担当課が所管部署となるはずであり、各消防署分署が所管部署となることはないが、実際に物品一覧表を閲覧したところ各消防署分署が所管部署となっている物品が散見された。具体的には、東部消防署は物品一覧表において物品の所管部署とはなり得ないが、所管部署「東部消防署」として誤って登録されている物品があった。この結果、物品一覧表において所管部署が「東部消防署」となっている物品について、消防局各担当課からの指示も特段なかったために、東部消防署では平成23年1月の現物調査において調査の対象に含めていない。

一方、消防局各担当課は現物調査が網羅的に実施されたことを確認していなかった。

(所管部署「東部消防署」として誤って登録されている物品の例)

物品番号	物品名称	取得価格
24223	チェーンソー	133,797 円
24227	油圧ジャッキ	327,540 円
24306	温蔵庫付ガス滅菌機	700,400 円
52241	冷蔵庫	151,200 円
74387	化学防護服一式	316,050 円

#### 【要改善事項】

所管部署の適切な登録を行う必要があるとともに、消防局各担当課は現物調査が網羅的に実施されたことを確認する必要がある。

#### c. 現物確認方法について

東部消防署で行われている現物調査は、物品一覧表に配置場所が東部消防署である旨が記載されている物品の有無について、物品一覧表から物品への突合を行う方法である。

この方法は、物品一覧表に記載されている物品の実在性を確認する方法としては有効である。先述の通り消防局各課が所管する物品については、所管部署と物品配置場所とが異なるケースが存在し、物品一覧表の備考欄に配置場所が記載されている事例もあるが、配置場所の記載が徹底されていないために、現物調査の方法が物品一覧表から物品にあたるのみであると、例えば東部消防署に現物が存在していながら現物調査の対象にならない物品が生じる可能性がある。その結果「ア. 往査時現物確認結果 a 物品一覧表記載数と現物数の不一致について」で述べたような不一致が現物調査で発見できない可能性が生じる。物品が漏れなく物品一覧表に登録されていることを確かめるためには現物から物品一覧表への突合を行うことが必要である。

#### 【意見】

物品一覧表から現物と照合するのみでは物品一覧表の記載漏れを見逃すリスクがある。現物から物品一覧表と照合することも必要である。

#### ウ. 台帳記載・整備

##### a. 物品一覧表への誤記載について

前述「イ. 現物調査方法 b 物品一覧表への誤記載による現物調査漏れについて」を参照。

#### エ. 個別物品の番号管理

##### a. 物品番号シールの番号の重複、物品番号シール貼付漏れについて

署内を視察したところ、物品番号シールの番号が重複して複数の物品に貼付されているものがあつた。また、物品番号シールが貼付されていない物品もあつた。

(物品番号シール番号が重複している物品の例)

物品名称	物品番号	物品番号シールの重複状況
空気呼吸器	79740	異なる2点に同じ番号のシールが貼付されていた
	79741	異なる2点に同じ番号のシールが貼付されていた
	79743	異なる2点に同じ番号のシールが貼付されていた
	79744	異なる2点に同じ番号のシールが貼付されていた

(物品番号シールが貼付されていない物品の例)

物品名称	シール不貼付点数
空気呼吸器	14
充電器	1

**【要改善事項】**

物品番号シール番号が重複しては个体管理が困難となるため、シール作成にあたり重複番号の発番は避けなくてはならない。また、シール不貼付の状態も个体管理が困難となるため、適切に物品番号シールを貼付すべきである。なお、シール番号の重複やシールの不貼付は過去の現物調査が適切に実施されていれば当時の現物調査時に発見されたと考えられる。

オ. 取得・返納・廃棄・所管換手続

a. 廃棄手続が未了となっている物品について

平成23年1月の現物調査で過年度に廃棄済みの物品が多数判明している。市によると原因は返納手続漏れである。返納処理はその事実が生じた際に適時に実施すべきであるところ、それが実施されずに現物調査時の会計課への報告の際に集中して返納手続が行われている。

(過年度に既に廃棄済みだった物品の例)

物品番号	物品名称	取得価格	備考
20332	救命ボート	545,900 円	H21.12.1 廃棄
20334	酸素濃度測定器	175,100 円	H21.12.1 廃棄
20337	空気鋸	278,100 円	H21.12.1 廃棄
20341	エンジンカッター	247,200 円	H21.12.1 廃棄
20342	投光器	288,400 円	H21.12.1 廃棄

**【要改善事項】**

本来現物調査は統制手続の一つであるところ、返納手続の一部になってしまっており、不正に繋がるリスクも内包している。返納手続は適時に実施すべきである。

## ⑤ 西部消防署大室分署

### ア. 現物調査方法

#### a. 物品一覧表への誤記載による現物調査漏れについて

先述した東部消防署と同様に、大室分署の一部の一般物品について、物品一覧表における所管部署の誤登録により、平成 23 年 1 月の現物調査において調査の対象外となっていた。物品一覧表において消防局管内の物品については消防局各担当課が所管部署となるはずであり、各消防署分署が所管部署となることはないが、大室分署が所管部署となっている物品があった。具体的には、大室分署は物品一覧表において物品の所管部署とはなり得ないが、所管部署「西部消防署(大室分署)」として誤って登録されている物品があった。この結果、物品一覧表において所管部署が「西部消防署(大室分署)」となっている物品について、消防局各担当課からの指示も特段なかったために、大室分署では平成 23 年 1 月の現物調査において調査の対象に含めていない。一方、消防局各担当課は現物調査が網羅的に実施されたことを確認していなかった。

(所管部署「西部消防署(大室分署)」として誤って登録されている物品の例)

物品番号	物品名称	取得価格
20792	肘付椅子	13,390 円
21269	事務用机(片袖)	15,233 円
22976	レーザープリンタ	164,850 円
23219	喉頭鏡ファイバー	431,260 円
48689	温蔵庫付ガス滅菌機	700,400 円

#### 【要改善事項】

所管部署の適切な登録を行う必要があるとともに、消防局各担当課は現物調査が網羅的に実施されたことを確認する必要がある。

#### b. 現物確認方法について

大室分署で行われている現物調査は、物品一覧表に配置場所が大室分署である旨が記載されている物品の有無について、物品一覧表から現物への突合を行う方法であり、先述した東部消防署と同様である。物品が漏れなく物品一覧表に登録されていることを確かめるためには現物から台帳への突合を行うことが必要である。

#### 【意見】

物品一覧表から現物と照合するのみでは物品一覧表の記載漏れを見逃すリスクがある。現物から物品一覧表と照合することも必要である。

### イ. 台帳記載・整備

#### a. 物品一覧表に記載されていない物品について

署内を視察したところ物品一覧表に記載されていない物品が存在した。物品番号シ

ールも貼付されていなかった。市の説明によると、以前ポンプ車に積載されていたポンプで車両と一体で台帳登録されていたが、車両を更新した時にポンプを取り外して他の運用中のポンプの予備として使っていたものである。現在は機能が低下したため訓練用として利用している。

#### 【意見】

物品については予備のポンプも含めて台帳に記載しなければ管理が困難となるため台帳記載する必要があり、また、訓練用の物品であっても台帳登録をする必要があると考える。

#### ウ. 個別物品の番号管理

##### a. 物品番号シールが貼付されていない物品について

署内を視察したところ、物品番号シールが貼付されていない物品があった。

(物品番号シールが貼付されていない物品の例)

物品名称	シール不貼付点数
チェーンソー	2
ジャッキ	2
ポンプ	1

#### 【要改善事項】

シール不貼付の状態では個体管理が困難となるため、適切に物品番号シールを貼付すべきである。

#### ⑥ 西部消防署富勢分署

##### ア. 現物調査方法

##### a. 現物確認方法について

富勢分署で行われている現物調査は、物品一覧表に配置場所が富勢分署である旨が記載されている物品の有無について、物品一覧表から現物への突合を行う方法であり、先述した東部消防署及び大室分署と同様である。物品が漏れなく物品一覧表に登録されていることを確かめるためには物品から物品一覧表への突き合わせを行うことが必要である。

富勢分署における物品現物から任意に抽出して物品一覧表との突合を行ったところ、登録されていないものが3件あった(音響機器、冷蔵庫及び液晶テレビ)。





物品一覧表に未登録となっている音響機器

#### 【要改善事項】

物品一覧表から現物と照合するのみでは物品一覧表の記載漏れを見逃すリスクがある。現物から物品一覧表と照合することも必要である。

#### b. 現物調査結果の保存について

現物調査結果を閲覧しようとしたところ、富勢分署では当該調査結果について書類が行方不明となっており、閲覧することができなかった。

#### 【意見】

現物調査結果は市の保有する物品の調査結果を表わすものとして重要な書類である。調査結果が行方不明とならないよう、保管体制の徹底が必要である。

#### イ. 台帳記載・整備

##### a. 台帳に記載されていない物品について

富勢分署の開設の際に購入した物品(ロッカーやホワイトボード等)が物品一覧表に記載されていない。市担当者の説明によると、当分署建物の一部として、建物の取得価格の中に含まれている。

#### 【意見】

実際に使用している物品を台帳に記載しない場合、廃棄や所管換えがあっても当該事実を物品一覧表に反映させることができない等、結果として管理が困難となる。また、建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれたものであったとしても、工事の内訳書において物品相当額の金額が記載されているのが通常である。したがって、当該物品を台帳に記載することは難しいことではない。当該物品についても漏れなく台帳に記載することが望まれる。

#### ⑦ 北部クリーンセンター

##### ア. 往査時現物確認結果

##### a. 現物が確認できなかった物品について

物品一覧表から予め抽出した物品のうち、現物が確認できなかったものは以下のと

おりである。

- ・ 物品番号 28318「塵芥ピット回り安全設備一式」(一般物品、取得価格 820,000 円)
- ・ 物品番号 28419「机(1 人用)160 台」(一般物品、取得価格 2,800,000 円)の一部。市が確認しているものは 97 台にとどまっている。確認できない机について、廃棄されている可能性があるという説明を受けた。

上記いずれの物品も過去の現物調査結果においては実在するものとして扱われている。

#### 【要改善事項】

過去の現物調査が不十分であったために、実態と異なる報告が会計課になされてきたと考えられる。他の物品も含めて台帳と現物の照合を行い、不一致の物品については、必要な対応を図るべきである。

#### b. 不稼働物品について

後述の「オ. 不稼働・未利用・余剰物品」を参照。

#### イ. 現物調査方法

##### a. 過去における現物調査未実施について

重要物品及び一般物品すべての物品を対象とした調査について平成 23 年 1 月に会計課から依頼文書が発出されたにもかかわらず(「各課保管の備品の確認について(依頼)」柏会第 85 号 平成 23 年 1 月 17 日)、一部の現物の調査にとどまっていた。従来から北部クリーンセンターでは現物調査については必ずしも実地調査を実施してこなかった。

#### 【要改善事項】

所管する全ての物品について現物調査を実施すべきである。

##### b. 委託先貸与物品の調査未実施について

市は北部クリーンセンター業務について委託先の民間企業と長期責任委託契約を締結して業務委託を行っており(平成 20 年度から平成 33 年度までの 14 年間)、市の物品を同社に無償貸与している。当該物品について市は現物の実地調査を実施しておらず、委託先への現物の実地調査の依頼も行っていない。

#### 【要改善事項】

貸与する全ての物品について、委託元である市は現物調査を実施するか、または委託先に現物調査を実施させて市がモニタリングすべきである。

## ウ. 台帳記載・整備

### a. 台帳に記載されていない物品について

北部クリーンセンターの建設工事の際に購入した物品が物品一覧表に記載されていない。市の説明によると建物の取得価格の中に含まれて建物として扱われている可能性がある。

(台帳に記載されていない物品の例)

- ・ロッカー 1台
- ・テレビ 1台

### 【意見】

実際に使用している物品を台帳に記載しない場合、廃棄や所管換えがあっても当該事実を物品一覧表に反映させることができない等、結果として管理が困難となる。また、建物整備の一部として工事請負の中に組み込まれたものであったとしても、工事の内訳書において物品相当額の金額が記載されているのが通常である。したがって、当該物品を台帳に記載することは難しいことではない。当該物品についても漏れなく台帳に記載することが望まれる。

## エ. 個別物品の番号管理

### a. 物品番号シールが貼付されていない物品について

現場を視察したところ、物品番号シールが貼付されていない物品が散見された。

(シールが貼付されていない物品の例)

- ・ライフゼム(医療用機械)
- ・両開き書庫
- ・ロッカー
- ・テレビ

また、網羅的に物品番号シールが貼付されていないために市所有の物品であるのか委託先の物品であるのかが外見上峻別できない物品があった。

(市所有か委託先所有か外見上峻別不能な物品の例)

- ・溶接機

その後に市から、当該溶接機については委託先所有の物品であるという説明を受けた。

### 【要改善事項】

物品番号シールを貼付しなければ個体管理が困難となり現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。物品番号シールを物品に貼付すべきである。

オ. 不稼働・未利用・余剰物品

a. 遊休物品について

下記の物品について、遊休となっている。なお当物品は往査による現物確認のために予め抽出した物品の一つである。

- ・物品番号 28545「最終処分場ブルドーザー(湿地用)」(重要物品、取得価格 16,181,300 円、取得日平成 2 年 8 月 30 日)

当ブルドーザーは当初最終処分場で使用されていたが、処分場の埋め立てに伴いブルドーザーに替わってパワーショベルが使用され始めた頃(今から 10 年以上前)から遊休となり、放置されている。市によると遊休化当初は使用できたが現在は使用可能か否か不明である。台帳上は遊休等の記載はなく、通常の物品と同様に記載されている。不用となった物品や使用に耐えない物品(供用不適品)については、財務規則第 276 条及び 277 条において不用の決定及び処分についての規定があるが、市は何らの手続も行っていない。



遊休となっているブルドーザー

【意見】

使用可能か否かを確認するとともに、今後使用予定があれば整備する必要がある。財務規則第 276 条の物品(供用不適品)に該当する場合には、所定の手続きを実施する必要がある。

また、当物品は高額な車両であり、遊休化当初に売却等を検討すべきであったと考える。現在使用している機材に今後同様の事象が発生した場合には、売却等の検討を適時に行うことが望まれる。

カ. 貸与手続

a. 貸与手続の未実施について

財務規則によれば、市は、物品の貸し付けにあたり、物品貸付申込書を借受人から市長に提出させ(第 278 条 1 項)、物品貸付決議書により決定のうえ物品貸付通知書を借受人に送付し(同条 2 項)、借受人から物品借用書を徴さなければならない(同条 3 項)。

これに関し、クリーンセンター業務委託先への物品貸与に必要な一連の手続が欠落している。

また、市は、契約書で定められた物品以外の物品(机等)をクリーンセンター業務委託先は無償貸与している。物品一覧表においては貸与物品とそれ以外の物品との区別がなく、貸与物品の台帳も作成されていないために現物調査が実施しにくい状況である。

#### 【要改善事項】

市は物品の借用及び管理責任を明確にするため、財務規則に従って、貸付に係る必要な手続を行う必要がある。

貸与の対象物品についても実態と契約内容が乖離している状況であり、必要な対応を図るべきである。また、貸与物品の台帳を整備することが望まれる。

#### キ. その他

##### a. 一般廃棄物の取扱いについて

北部クリーンセンターでは、市内各所から収集した一般廃棄物の再利用を図っている。北部クリーンセンターは平成 23 年度より市役所内各部署が再利用を希望する場合に当該部署から申請書を提出させ、検討のうえ許可書を発行して再利用を認めている。申請書には利用目的・利用場所等を記入させ、それらを遵守すること及び私的な利用をしないこと、並びに廃棄する時は北部クリーンセンター所長に報告することが記載されている。

南部クリーンセンターにおいては、北部クリーンセンターのような申請書・許可書の整備や台帳管理は行っていない。また、北部クリーンセンターでは「一般廃棄物再利用台帳」を作成して払い出し物品の管理を行っている。市によると、再利用物品について市の物品一覧表には記載されていない。

#### 【意見】

収集した一般廃棄物の取扱いについて市としての統一方針は存在しない。再利用の可否も含めて市としての方針を明確に定め、遵守する必要があると考える。

また、物品として利用することが認められるのであれば、物品一覧表に登録する必要があると考える。

#### ⑧ 南部クリーンセンター

##### ア. 往査時現物確認結果

##### a. 現物確認できなかった物品について

あらかじめ抽出した物品の内、「物品番号 34629 メモリーカード(電話の応答メッセージを録音するもの。取得価格 72,870 円)」については現物を確認することができな

かった。

南部クリーンセンターに質問したところ、当該物品は既に廃棄されていると思われるが、物品一覧表からの抹消を失念したとの回答を得た。

しかし、平成 23 年 1 月に重要物品及び一般物品を対象に実施した現物調査では、当メモリーカードがあるものとして報告されている。

また、当物品一覧表上の記録によると、平成 10 年 7 月 24 日に当メモリーカードの他、「物品番号 34630 デジタルアナウンスマシン(取得価格 168,000 円)」及び「物品番号 34631 プログラムタイマー4 回路(取得価格 60,690 円)」を取得したこととなっている。当メモリーカードの現物を確認できなかったため、これらの物品についても現物との突き合わせを実施しようとしたところ、いずれも当該物品番号シールが貼られた現物を特定することはできず、突き合わせはできなかった。

#### 【要改善事項】

市は平成 23 年 1 月に重要物品及び一般物品の現物調査を実施しており、南部クリーンセンターにおいても同様である。一般物品であるメモリーカードの抹消手続の漏れはこの時の現物調査において発見しうる事項であると考えられる。市は廃棄した物品については速やかに物品一覧表から抹消することが必要である。

また、廃棄したメモリーカードと同時に取得したデジタルアナウンスマシン及びプログラムタイマー4 回路については、入れ替える前の物品がそのまま記載されていると考えられる。市は物品一覧表上の記載を現物の状況に合わせて修正する必要がある。

#### b. 物品一覧表への記載及び物品番号シールの貼り付けがない物品について

物品現物から任意に抽出して物品一覧表との突き合わせを行ったところ、4 件(冷蔵庫及び食器棚各 2 件)については物品一覧表への記載がなく、物品番号シールの貼り付けもなかった。

未登録となっている 4 件についてその理由を質問したところ、購入時の登録漏れが考えられるが、詳細については不明との回答を得た。

#### 【要改善事項】

市は財務規則に従い、物品一覧表への計上が必要な物品に該当するかどうかを判断の上、適切な処理をすることが必要である。

#### イ. 現物調査方法

##### a. 委託先貸与物品の調査未実施について

市は南部クリーンセンターの運営管理を民間企業に委託している。市の物品のうち、当該企業がセンターの運営管理を行うのに必要な物品は当該企業に無償貸与されている。市は平成 17 年のセンターの供用開始に当たり、貸与した物品について台帳を作成している。これに関し、台帳を供用開始時に作成したままで登録内容の更新が行われ

ていない。また、現物の実地調査を実施しておらず、委託先への現物の実地調査を依頼することもしていない。

#### 【要改善事項】

委託元である市は貸与物品の台帳の内容を更新した上で所管する全ての物品について現物調査を実施するか、または委託先に現物調査を実施させて市がモニタリングすべきである。

#### ウ. 個別物品の番号管理

##### a. 物品一覧表への記載及び物品番号シールの貼り付けない物品について

前述の「ア. 往査時現物確認結果 b. 物品一覧表への記載及び物品番号シールの貼り付けない物品について」を参照。

#### エ. 貸与手続

##### a. 貸与手続の未実施について

財務規則によれば、市は、物品の貸し付けにあたり、物品貸付申込書を借受人から市長に提出させ(第 278 条 1 項)、物品貸付決議書により決定のうえ物品貸付通知書を借受人に送付し(同条 2 項)、借受人から物品借用書を徴さなければならない(同条 3 項)。

これに関し、クリーンセンター業務委託先への物品貸与に必要な上記一連の手続が欠落している。

#### 【要改善事項】

市は物品の借用及び管理責任を明確にするため、財務規則に従って、貸付に係る必要な手続を行う必要がある。

#### オ. その他

##### a. 一般廃棄物の取扱いについて

北部クリーンセンターでは、市内各所から収集した一般廃棄物の再利用を図っている。北部クリーンセンターは平成 23 年度より市役所内各部署が再利用を希望する場合に当該部署から申請書を提出させ、検討のうえ許可書を発行して再利用を認めている。申請書には利用目的・利用場所等を記入させ、それらを遵守すること及び私的な利用をしないこと、並びに廃棄する時は北部クリーンセンター所長に報告することが記載されている。

南部クリーンセンターにおいては、北部クリーンセンターのような申請書・許可書の整備や台帳管理は行っていない。また、北部クリーンセンターでは「一般廃棄物再利用台帳」を作成して払い出し物品の管理を行っている。市によると、再利用物品について市の物品一覧表には記載されていない。

**【意見】**

収集した一般廃棄物の取扱いについて市としての統一方針は存在しない。再利用の可否も含めて市としての方針を明確に定め、遵守する必要があると考える。

また、物品として利用することが認められるのであれば、物品一覧表に登録する必要があると考える。

⑨ 学校教育課

ア. 往査時現物確認結果

a. 物品一覧表記載数と現物数の不一致について

学校教育課の執務場所にある物品現物から任意に抽出して物品一覧表と突き合わせを行った。

実施した結果、1件(ロッカー)については物品一覧表に登録されていなかった。

**【要改善事項】**

物品一覧表に速やかに登録する必要がある。

イ. 現物調査方法

a. 現物調査について

市は財務規則に従い、毎年2回(3月末と9月末)重要物品の現物調査を実施している。この他、2年に1度の頻度で一般物品に対しても現物調査の対象とするべく、平成23年1月に重要物品及び一般物品の現物調査を実施している。

現状、市立小中学校に配置されている物品のうち教育委員会が予算措置して購入した物品については原則として市の物品一覧表に登録されており、一方、学校がその予算で購入した物品については市の物品一覧表には記載されず、各学校が手書き(表計算ソフトによるものを含む)で台帳を作成している。

現物調査では、物品一覧表に登録されている物品のうち、物品の所在が市立小中学校にあるものについては、学校教育課が依頼文書を出して各学校に照会している。

一方、小中学校の手書き台帳に登録されている物品については、必ずしも定期的・網羅的な現物調査は行われていないのが実情となっている。

これに対し、財務規則別表第1「財産管理区分」において、物品の財産管理者は所管の課長である旨が定められている。また、財務規則別表第5「2物品を取り扱う出納員」において、学校教育課にあつては学校教育課の物品の他、小中学校の物品の出納及び保管もその範囲に含まれるとされている。さらに、財務規則第282条において、財産管理者が重要物品の現物調査を行う旨が定められている。

**【要改善事項】**

学校教育課にあつては学校教育課の物品の他、小中学校の手書き台帳に登録されて



いる物品についても現物調査を行う必要がある。

しかし、市内の小中学校は全 61 校あり、現実において学校教育課だけで現物調査を行うことは現実的とは言えない。この場合、学校教育課は小中学校の物品について現物調査方法を詳細に定めて現物調査を各小中学校に委任するとともに、適時に小中学校の実施した現物調査に問題がないかモニタリングすることが重要であるとする。

#### ウ. 台帳記載・整備

##### a. 小中学校にある物品の手書き台帳への登録について

前述したように、各小中学校にある物品のうち、原則として学校教育課で予算措置したものは市の物品一覧表に登録されているが、小中学校で予算措置したものは各小中学校の手書き台帳に登録され、市の物品一覧表には登録されていない。

小中学校で予算措置したものが市の物品一覧表に登録されていないことについて会計課に質問したところ、各小中学校の手書き台帳に登録されている物品については、各小中学校が自らの運営及び教育目的上その独自性を優先的に確保するとともに、その理念に基づいた物品を揃え管理しているものと考えている旨の回答を得た。

しかし、「柏市会計管理者組織規則」別表の 6 において、会計管理者である会計課が財産の記録管理に関することが事務の一つとして定められている。また、財産の記録管理に関する事務について学校教育課あるいは小中学校に委任していることについての定めはなかった。

さらに、財務規則別表第 5「2 物品を取り扱う出納員」において、学校教育課にあっては学校教育課の物品の他、小中学校の物品の出納及び保管もその範囲に含まれるとされている。

#### 【要改善事項】

各小中学校の運営及び独自性から物品の購入を各小中学校に委ねることと、物品の出納及び物品一覧表への登録は別個の問題である。小中学校に配置されている物品の多くについては会計課が統一的に管理している市の物品管理システムに登録されていない。財務規則等の諸規則と実際の運用に齟齬がある。

会計課、学校教育課及び各小中学校の分掌を再検討した上で物品の台帳への記載を網羅的に行い、物品の管理を適切に行う必要がある。

##### b. 物品使用者と記帳管理者の職務分離について

現在、各小中学校においては、物品を使用する教職員(教科主任等)が手書き台帳の記帳管理を行っている。現物調査も物品を使用する教職員が実施することが多い。

#### 【意見】

物品の記帳管理者や現物調査員がその使用者と同一であると内部牽制効果が期待できないことから、台帳の記帳や現物調査はその物品を使用する教職員の職務から可能

な限り分離すべきである。例えば、2人1組で実施する、あるいは、物品使用者以外の者が実施する、といったように客観性を確保した調査方法への見直しを検討すべきである。

## エ. その他

### a. 物品の過不足に関する情報共有について

例えば児童数の増減により、小中学校の物品について、学校単位で過不足が生じることが考えられる。このような場合、一部の学校の間では余剰となっている学校から不足している学校への物品の移動や一時的な貸借が行われている。

しかし、物品の過不足に関する情報を市内小中学校内で共有する仕組みは構築されていないのが実情である。往査した風早北部小学校において共有化の仕組みについて質問したところ、事務職員の会合で仕組み作りの検討をしたことはあるが、現在の学校の物品一覧表が紙媒体となっていることから記載が面倒であること、また物品の運搬もあること等の理由から具体化には至らなかったとの回答を得た。

## 【意見】

物品の過不足が生じているにも拘らず、当該事実を学校間で共有できない場合、ある学校で余剰となっている物品が生かされず、他の学校で不足していることを理由に当該物品が購入されてしまう可能性がある。

平成23年3月31日現在、市内には市立小学校41校、市立中学校20校の計61校あることから、物品の過不足に関する情報を共有化することで支出の削減が期待できる。また、学校で使用する物品の仕様について、学校間での違いはあまりないと考えられる。市は物品の過不足に関する情報を共有化する仕組みを作り、物品の所管換等の活用方法を検討することが望まれる。

## ⑩ 柏第五小学校（学校教育課）

### ア. 往査時現物確認結果

#### a. 手書き台帳記載数と現物数の不一致について

手書き台帳の正確性を確認するために台帳と現物からそれぞれ任意に抽出して台帳記載数と現物数の突き合わせを行ったところ、跳び箱の数について、手書き台帳には9台しか記載されていないにもかかわらず実際には15台確認された。体育館内の倉庫の隅に置かれている跳び箱もあった。なお、後述するが、手書き台帳の管理番号は一部の物品についてしか発番されておらず、対応する物品番号シールが現物に貼付されていないため、手書き台帳と現物の突き合わせは数の一致・不一致を確かめるにとどめざるを得なかった。

## 【要改善事項】

後述する手書き台帳の様式を見直した後、保有している全ての物品を対象に現物調

査を実施する必要がある。台帳登録数と現物との間に相違があるものについては適切に対応する必要がある。

イ. 現物調査方法

a. 調査対象物品の網羅性の欠如について

柏第五小学校の説明によると原則として当年度購入物品についてのみ現物調査を行っている。

**【要改善事項】**

現物調査対象物品を当年度購入分に限定している理由に合理性はない。後述する手書き台帳の様式を改めた後、全ての備品について現物調査を実施すべきである。

b. 現物調査の証跡及び結果報告について

現物調査の証跡が残されておらず、現物調査結果に関する報告書も作成されていない。

**【意見】**

現物調査の過程及び結果について明らかにしておくべきである。

ウ. 台帳記載・整備

a. 手書き台帳の様式について

手書き台帳を閲覧したところ、購入履歴を記載する様式となっていた。このため、現時点の保有数について把握するためには購入履歴を遡らなければならない。また、このような様式の場合、廃棄した物品については適宜これを抹消する必要があるが、必ずしも抹消が完全に行われているわけではない。このため、保有数の把握は現実的に困難な状態となっている。

**【要改善事項】**

物品の保有数の把握及び個体管理ができるよう、手書き台帳の様式を見直す必要がある。なお、教育委員会は学校備品の統一管理を行うべく新システムを導入する予定であり、手書き台帳から新システムへの切り替えを行う場合の様式の検討にあたっては留意されたい。

b. 台帳記載

物品一覧表から予め抽出した物品のうち、第五小学校での確認対象となったものは以下のものである。

- ・ 物品番号 46201「校庭用鉄棒」取得価格 1,328,700 円、平成 6 年 6 月 30 日取得

現物確認の結果、当校の校庭において複数の鉄棒が存在することは確認できたが、その鉄棒が物品一覧表に記載されている鉄棒か否かを特定することはできなかった。物品番号を記載したシールが貼付されておらず、また、取得から年月が経過しているために取得日や取得価格等の記録が物品一覧表以外に存在しなかったためである。

これに関して、市の物品一覧表において鉄棒が記載されているのは当物品のみであり、他の市立小中学校等に配備されている鉄棒については物品一覧表に記載されていない。

市の説明によると、遊具については通常学校建設時の外構工事等の中に入れられ、物品としては登録されておらず、当該鉄棒については、学校建設時とは異なる時期に新たに購入されたため、物品一覧表に記載されている。

## 【意見】

管理対象物品が購入時点や購入方法によって物品一覧表に記載される場合とそうでない場合があるのは不合理である。物品の管理のために物品一覧表を整備することが財務規則で定められており、その物品が管理対象となるのであれば当然に台帳に記載しなければならない。購入時点や購入方法によって物品一覧表への記載から外れることがあってはならない。したがって、学校建設時に同時に取得した物品は外構工事等に含めるべきではなく、物品として物品一覧表に記載すべきである。

### エ. 個別物品の番号管理

#### a. 手書き台帳の不備及び物品番号シールの貼り付けについて

柏第五小学校が作成している手書き台帳には物品管理番号が記載されていないことが多く、またほとんどの物品に物品番号シールが貼付されていない。

## 【要改善事項】

台帳に物品管理番号を記載しなければ個体管理が困難となる。また、物品番号シールを貼付しなければ現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。台帳には管理番号を記載すべきであり、それに対応した物品番号シールを物品に貼付すべきである。

### オ. 情報セキュリティ

#### a. USB メモリの管理について

「柏市教育用ネットワークの利用に係る情報セキュリティ対策要領」(平成 20 年 7 月 31 日制定)に基づき情報セキュリティ対策を講ずるため学校単位でガイドライン定めることが求められていることを受けて、柏市立小中学校各校は情報セキュリティ対策のガイドラインを定めている。

柏第五小学校では、職員が USB メモリにデータを格納して学校外に持ち出すケースがある。情報セキュリティ対策のガイドラインによれば、持ち出しに当たって情報セキュリティ責任者(学校長)の許可を得る必要があるとともに記録簿等への記録が必要

であるところ、手続が行われずに持ち出しが行われている。

「柏五小教育用ネットワーク情報セキュリティ対策基準」(情報セキュリティ対策のガイドライン)には以下のように定められている。

#### 5 電子情報の管理方法

情報セキュリティ責任者及び情報管理者、教職員は、当該組織が保有する電子情報について、次に掲げる方法等により適切な管理を行うものとする。

##### (1) 電子的に記録されたデータの管理

###### ①及び②省略

③記録媒体を含む、情報資産は所属場所において管理するとともに、個人情報を含む情報の学校外への持ち出しは原則禁止する。

④教職員が、職務遂行の必要性により柏五小内の個人情報を含む情報を止むをえず柏五小外に持ち出す場合には、その旨を、情報セキュリティ責任者の許可を得るとともに、記録簿等にその記録を残さなければならない。そのとき、情報を格納した記憶媒体にはパスワードをかけることや情報(データ)の暗号化等を行い、情報漏洩への対策を施すこと。

#### 【要改善事項】

ガイドラインに従い、申請書や記録簿を整備し、使用する必要がある。

#### b. USB メモリのセキュリティ対策について

前述のとおり柏第五小学校では、USB メモリにデータを格納して学校外に持ち出すケースがある。しかし、USB メモリにパスワードをかけることやデータの暗号化等の対策は施していないのが実情である。

#### 【要改善事項】

ガイドラインに従い、USB メモリへのパスワードの設定等の情報漏洩対策を施すことが必要である。

#### ⑪ 柏第一小学校 (学校教育課)

##### ア. 往査時現物確認結果

###### a. 手書き台帳記載数と現物数の不一致について

手書き台帳の正確性を確認するために台帳と現物からそれぞれ任意に抽出して台帳記載数と現物数の突き合わせを行ったところ、跳び箱の数について、台帳には13台と記載されている一方で現物は12台しか確認できなかった。なお、手書き台帳には管理番号が記載されておらず、対応する物品番号シールが現物に貼付されていないため、手書き台帳と現物の突き合わせは数の一致・不一致を確かめるにとどめざるを得なかった。

**【要改善事項】**

後述する手書き台帳の様式を見直した後、保有している全ての物品を対象に現物調査を実施する必要がある。台帳登録数と現物との間に相違があるものについては適切に対応する必要がある。

イ. 現物調査方法

a. 調査対象物品の網羅性の欠如について

柏第一小学校の説明によると原則として当年度購入物品についてのみ現物調査を行っている。

**【要改善事項】**

現物調査対象物品を当年度購入分に限定している理由に合理性はない。後述する手書き台帳の様式を改めた後、全ての備品について現物調査を実施すべきである。

b. 現物調査の証跡及び結果報告について

現物調査の証跡が残されておらず、現物調査結果に関する報告書も作成されていない。

**【意見】**

現物調査の過程及び結果について明らかにしておくべきである。

ウ. 台帳記載・整備

a. 手書き台帳の様式について

手書き台帳を閲覧したところ、購入履歴を記載する様式となっていた。このため、現時点の保有数について把握するためには購入履歴を遡らなければならない。また、このような様式の場合、廃棄した物品については適宜これを抹消する必要があるが、必ずしも抹消が完全に行われていない。このため、保有数の把握は現実的に困難な状態となっている。

**【要改善事項】**

物品の保有数の把握及び個体管理ができるよう、手書き台帳の様式を見直す必要がある。

エ. 個別物品の番号管理

a. 手書き台帳の不備及び物品番号シールの貼り付けについて

柏第一小学校が作成している手書き台帳には物品管理番号が記載されておらず、またほとんどの物品に物品番号シールが貼付されていない。

**【要改善事項】**

台帳に物品管理番号を記載しなければ個体管理が困難となる。また、物品番号シールを貼付しなければ現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。台帳には管理番号を記載すべきであり、それに対応した物品番号シールを物品に貼付すべきである。

オ. 情報セキュリティ

a. USB メモリのセキュリティ対策について

柏第一小学校でも柏第五小学校と同様に情報セキュリティ対策のガイドラインを定めており、情報を格納した記憶媒体にはパスワードを設定することや情報(データ)の暗号化等を行い、情報漏洩への対策を施す必要が記載されている。柏第一小学校では、USB メモリにデータを格納して学校外に持ち出すケースがある。しかし、USB メモリにパスワードを設定することやデータの暗号化等の対策は施していないのが実情である。

**【要改善事項】**

ガイドラインに従い、USB メモリへのパスワードの設定等の情報漏洩対策を施すことが必要である。

⑫ 風早北部小学校 (学校教育課)

ア. 往査時現物確認結果

a. 手書き台帳記載数と現物数の不一致について

手書き台帳の正確性を確認するために台帳と現物からそれぞれ任意に抽出して台帳記載数と現物数の突き合わせを行ったところ、台帳登録数と現物数との間に以下の相違が見られた。なお、手書き台帳の管理番号は一部の物品についてしか発番されておらず、対応する物品番号シールが現物に貼付されていないため、手書き台帳と現物の突き合わせは数の一致・不一致を確かめるにとどめざるを得なかった。

- ・家庭科用ミシン 台帳 12 台、現物 31 台
- ・コルネット(楽器) 台帳 4 台、現物 13 台
- ・卓球台 台帳 2 台、現物 3 台

**【要改善事項】**

後述する手書き台帳の様式を見直した後、保有している全ての物品を対象に現物調査を実施する必要がある。台帳登録数と現物との間に相違があるものについては適切に対応する必要がある。

#### イ. 現物調査方法

##### a. 調査対象物品の網羅性の欠如について

風早北部小学校の説明によると原則として当年度購入物品についてのみ現物調査を行っている。

#### 【要改善事項】

現物調査対象物品を当年度購入分に限定している理由に合理性はない。後述する手書き台帳の様式を改めた後、全ての備品について現物調査を実施すべきである。

##### b. 現物調査の証跡及び結果報告について

現物調査の証跡が残されておらず、現物調査結果に関する報告書も作成されていない。

#### 【意見】

現物調査の過程及び結果について明らかにしておくべきである。

#### ウ. 台帳記載・整備

##### a. 手書き台帳の様式について

手書き台帳を閲覧したところ、購入履歴を記載する様式となっていた。このため、現時点の保有数について把握するためには購入履歴を遡らなければならない。また、このような様式の場合、廃棄した物品については適宜これを抹消する必要があるが、必ずしも抹消が完全に行われていない。このため、保有数の把握は現実的に困難な状態となっている。

#### 【要改善事項】

物品の保有数の把握及び個体管理ができるよう、手書き台帳の様式を見直す必要がある。

#### エ. 個別物品の番号管理

##### a. 手書き台帳の不備及び物品番号シールの貼り付けについて

風早北部小学校が作成している手書き台帳には物品管理番号が記載されていないことが多く、手書き台帳で管理している物品の全てについて、物品番号シールの貼り付けがなかった。

#### 【要改善事項】

台帳に物品管理番号を記載しなければ個体管理が困難となる。また、物品番号シールを貼付しなければ現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。台帳には管理番号を記載すべきであり、それに対応した物品番号シールを物品に貼付すべきである。



オ. 情報セキュリティ

a. PC パスワードの変更管理について

教職員に貸与している PC にはそれぞれ異なるパスワードが設定されている。PC を利用するためにはパスワードの入力が必要であるが、パスワードの有効期限が設定されていない。「柏市教育用ネットワーク情報セキュリティ対策基準」には次の記載がある。

5 電子情報の管理方法

(3) 各種パスワードの管理

①省略

②パスワードは想像しにくいものとし、定期的に変更するなどして不正使用を防ぐようにする。

パスワードの変更管理については実際には教職員に委ねられている。PC 等の学校の情報化を所管している市の教育研究所からは、パスワードの変更は各教職員レベルで可能との説明を受けたが、風早北部小学校の教職員においては、その認識を有していない。

【要改善事項】

教職員は個人情報を含めた重要な情報を取り扱っており、上記対策基準にもあるとおり、情報の漏えいを防ぐ点から、PC のセキュリティを高めることが求められている。現状は PC のパスワードの変更が行われていない。教育研究所はパスワードの変更が可能であることについて各小中学校に伝え、変更を促す取り組みが望まれる。また、パスワードは定期的に強制的に変更するような仕組みとすることが望ましい。

⑬ 柏第三中学校（学校教育課）

ア. 往査時現物確認結果

a. 手書き台帳記載数と現物数の不一致について

手書き台帳の正確性を確認するために台帳と現物からそれぞれ任意に抽出して台帳記載数と現物数の突き合わせを行ったところ、台帳記載数と現物数との間に以下の相違がみられた。なお、手書き台帳の管理番号は一部の物品についてしか発番されておらず、対応する物品番号シールが現物に貼付されていないため、手書き台帳と現物の突き合わせは数の一致・不一致を確かめるにとどめざるを得なかった。

- ・スライド映写機 手書き台帳 3 台、現物 1 台

（ただし確認できた 1 台も現在使用しておらず、学校によると今後の使用予定はなく、本来は廃棄手続が必要なものである。）

- ・輪転機 手書き台帳 2 台、現物 0 台

- ・拡大機 手書き台帳 2 台、現物 1 台
- ・紙折機 手書き台帳 2 台、現物 1 台  
(ただし現物 1 台は台帳記載の 2 台のいずれとも異なる規格のもので、台帳には記載されていないものであった。)
- ・コピー機 手書き台帳 3 台、現物 0 台

#### 【要改善事項】

後述する手書き台帳の様式を見直した後、保有している全ての物品を対象に現物調査を実施する必要がある。台帳登録数と現物との間に相違があるものについては適切に対応する必要がある。

#### イ. 現物調査方法

##### a. 現物調査の実施頻度について

柏第三中学校の説明によると現物調査の頻度は必ずしも毎年実施されておらず、不定期である。

#### 【意見】

前述の通り、今回の監査で台帳と現物が一致しない事例が発見されており、過去の現物調査手続に問題があると言わざるを得ない。現物調査を一定の頻度で定期的を実施しなければ不一致等の原因調査が困難となる。現物調査の頻度について一般物品については例えば 1 年に 1 回実施する形への見直しを検討されたい。

##### b. 現物調査の証跡及び結果報告について

現物調査の証跡が残されておらず、現物調査結果に関する報告書も作成されていない。

#### 【意見】

現物調査の過程及び結果について明らかにしておくべきである。

#### ウ. 台帳記載・整備

##### a. 手書き台帳の様式について

手書き台帳を閲覧したところ、購入履歴を記載する様式となっていた。このため、現時点の保有数について把握するためには購入履歴を遡らなければならない。また、このような様式の場合、廃棄した物品については適宜これを抹消する必要があるが、必ずしも抹消が完全に行われていない。このため、保有数の把握は現実的に困難な状態となっている。

**【要改善事項】**

物品の保有数の把握及び個体管理ができるよう、手書き台帳の様式を見直す必要がある。

エ. 個別物品の番号管理

a. 手書き台帳の不備及び物品番号シールの貼り付けについて

柏第三中学校が作成している手書き台帳には物品管理番号が記載されていないことが多く、またほとんどの物品に物品番号シールが貼付されていない。

物品一覧表から予め抽出した物品のうち、柏第三中学校での確認対象となったもの(物品番号 49260「監視カメラシステム」取得価格 798,000 円)も物品番号シールが貼り付けられていなかった。

**【要改善事項】**

台帳に物品管理番号を記載しなければ個体管理が困難となる。また、物品番号シールを貼付しなければ現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。台帳には管理番号を記載すべきであり、それに対応した物品番号シールを物品に貼付すべきである。

オ. 取得・返納・廃棄・所管換手続

a. 契約手続

下記のリース物品について業者との契約書の存在が確認できなかった。

- ・印刷機 2 台
- ・複写機 1 台

学校教育課の説明によると、契約締結権限のない学校が印刷機等のリース物品を有償で使用していた。契約書も作成されていなかった。

上記の事実について学校教育課は認識していなかった。

**【要改善事項】**

財務規則には契約担当者に関する定めがあり(第 2 条、第 3 条)、契約担当者ではない学校が契約の当事者となっていることは財務規則違反である。また、契約の締結に当たり財務規則において契約書の作成が求められているところ(第 143 条)、契約書が作成されていないことについても財務規則違反である。適切な手続を実施して契約書を作成する必要がある。

契約権限の理解や契約書の作成は契約手続の基本である。契約手続とその趣旨を職員に改めて認識させる必要がある。また、学校教育課は学校に対するモニタリングを強化する必要がある。

カ. 情報セキュリティ

a. PC パスワードの変更管理について

教職員に貸与している PC にはそれぞれ異なるパスワードが設定されており、PC を利用するためにはパスワードの入力が必要である。これに関し、パスワードの有効期限が設定されていない。パスワードの変更管理について実際には教職員に委ねられている。しかし、柏第三中学校においてはこのパスワードについて変更されていないのが実情である。なお、当該パスワードの変更は各教職員レベルで変更することが可能である。

【要改善事項】

教職員は個人情報を含めた機密情報を取り扱っており、情報の漏えいを防ぐ点から、PC のセキュリティを高めることが求められている。現状は PC のパスワードの変更が行われていない。教育研究所はパスワードの変更が可能であることについて各小中学校に伝え、変更を促す取り組みが望まれる。また、パスワードは定期的に強制的に変更するような仕組みとすることが望ましい。

b. 情報（データ）の持ち出しの管理について

教職員が USB メモリ等記録媒体に情報（データ）を格納して学校外に持ち出すことについて柏第三中学校に質問したところ、そのようなケースはなく、また、記録簿等も存在しないという回答を受けた。しかし、教職員に貸与されている PC には USB の差し込み口があり、使用可能な状態にあり、また、USB メモリによるデータの読み込みや書き出しがシステムの的に制御されていない。情報管理が教職員のモラルに委ねられている状態と言える。

【意見】

教職員は個人情報を含めた重要な情報を取り扱っており、高度な情報管理が求められる。例えば、使用できる USB メモリを制限したり、システムの的に接続を制御したりするなど、情報管理の強化が望まれる。

⑭ 土中学校（学校教育課）

ア. 往査時現物確認結果

a. 手書き台帳記載数と現物数の不一致等について

手書き台帳の正確性を確認するために台帳と現物からそれぞれ任意に抽出して台帳記載数と現物数の突き合わせを行ったところ、台帳上音楽室にあると記載されている椅子及び机について、台帳ではそれぞれ 50 と記載されていたが、実際にはそれぞれ 87、83 となっていた。

実際の数が台帳上の数を上回っているのは、他の教室の椅子及び机と混ざったためとの説明を受けた。

なお、手書き台帳の管理番号は一部の物品についてしか発番されておらず、対応する物品番号シールが現物に貼付されていないため、手書き台帳と現物の突き合わせは数の一致・不一致を確かめるにとどめざるを得なかった。

#### 【意見】

土中学校の生徒数は平成23年1月1日現在290名となっていることから、中学校全体の椅子及び机の数も相当の数となる。また、机及び椅子は上記のように教室間での移動がなされることも多いと考えられる。

このような特徴を有している椅子や机のような比較的廉価な物品に対し、個々に物品番号シールを張り付けた上で台帳に登録し、現物調査を実施することは物品管理に要する時間とコストを考えると必ずしも効果的な取り組みとは言えないと考える。

このような物品については、音楽室といった場所ごとに数を記載するのではなく、同一の形態ごとに学校全体での合計数を手書き台帳に記載すれば良いと考える。但し、現物調査の際には調査を容易にするため、教室ごとの数量データを別途作成しておき、これを基に現物調査を実施し、合計数が台帳と一致しているかを確認すれば良いと考える。

#### イ. 現物調査方法

##### a. 調査対象物品の網羅性の欠如について

土中学校の説明によると原則として当年度購入物品についてのみ現物調査を行っている。

#### 【要改善事項】

現物調査対象物品を当年度購入分に限定している理由に合理性はない。後述する手書き台帳の様式を改めた後、全ての備品について現物調査を実施すべきである。

##### b. 現物調査の証跡及び結果報告について

現物調査の証跡が残されておらず、現物調査結果に関する報告書も作成されていない。

#### 【意見】

現物調査の過程及び結果について明らかにしておくべきである。

#### ウ. 台帳記載・整備

##### a. 手書き台帳の様式について

手書き台帳を閲覧したところ、購入履歴を記載する様式となっていた。このため、現時点の保有数について把握するためには購入履歴を遡らなければならない。また、このような様式の場合、廃棄した物品については適宜これを抹消する必要があるが、

必ずしも抹消が完全に行われていない。このため、保有数の把握は現実的には困難な状態となっている。

**【要改善事項】**

物品の保有数の把握及び個体管理ができるよう、手書き台帳の様式を見直す必要がある。

b. 寄贈物品について

体育館に 30 年ほど前に寄贈された時計が設置されている。この時計については手書き台帳に記載されていない。

また、学校教育課によると、寄贈に際しては寄附者に申出書の提出を求めているとの回答を得た。但し、手書き台帳への登録は必ずしも徹底されていないとの回答を得た。

**【要改善事項】**

寄贈物品は市にとって対価の支払いはないものの、物品の一部を構成しており、市が購入した物品と同様の管理が必要である。そして台帳登録がなされなければ他の取得物品の登録漏れとの区別がつきにくい。したがって、台帳登録を行ったうえで管理すべきである。

エ. 個別物品の番号管理

a. 手書き台帳の不備及び物品番号シールの貼り付けについて

土中学校が作成している手書き台帳を閲覧したところ、台帳には物品管理番号を記載する欄があるが、一部の例外を除いて物品管理番号の記載がなかった。また、全ての物品について、物品番号シールの貼付がなかった。

物品一覧表から予め抽出した物品のうち、土中学校での確認対象となったもの(物品番号 51327「監視カメラシステム」取得価格 798,000 円)について、カメラには物品番号シールが貼り付けられていなかった。

**【要改善事項】**

台帳に物品管理番号を記載しなければ個体管理が困難となる。また、物品番号シールを貼付しなければ現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。台帳には管理番号を記載すべきであり、それに対応した物品番号シールを物品に貼付すべきである。

オ. 情報セキュリティ

a. PC パスワードの変更管理について

教職員に貸与している PC にはそれぞれ異なるパスワードが設定されており、PC を利用するためにはパスワードの入力が必要である。これに関し、パスワードの有効期

限が設定されていない。パスワードの変更管理について実際には教職員に委ねられている。しかし、土中学校においてはこのパスワードについて変更されていないのが実情である。なお、当該パスワードの変更は各教職員レベルで変更することが可能である。

**【要改善事項】**

教職員は個人情報を含めた機密情報を取り扱っており、情報の漏えいを防ぐ点から、PCのセキュリティを高めることが求められている。現状はPCのパスワードの変更が行われていない。教育研究所はパスワードの変更が可能であることについて各小中学校に伝え、変更を促す取り組みが望まれる。また、パスワードは定期的に強制的に変更するような仕組みとすることが望ましい。

b. USBメモリの利用について

土中学校でも他の市立小中学校と同様に情報セキュリティ対策のガイドラインを定めており、情報を格納した記憶媒体にはパスワードをかけることや情報(データ)の暗号化等を行い、情報漏洩への対策を施す必要が記載されている。土中学校では、USBメモリにデータを格納して学校外に持ち出すケースがある。しかし、USBメモリにパスワードを設定することやデータの暗号化等の対策は施していないのが実情である。

**【要改善事項】**

ガイドラインに従い、USBメモリへのパスワードの設定等の情報漏洩対策を施すことが必要である。

⑮ 学校保健課

ア. 現物調査方法

a. 物品の現物調査について

学校保健課の所管である市内小学校及び中学校の給食室の物品については、現物調査が実施されていない。また、小中学校に対して、物品の現物調査の依頼及び報告のいずれも求めているのが実情となっている。

**【要改善事項】**

学校保健課にあっては学校保健課の物品の他、小中学校の給食室の物品についても現物調査を行う必要がある。

しかし、市内の小中学校は全61校あり、学校保健課の職員のみが現物調査を行うことは現実的とは言えない。この場合、学校保健課は小中学校の給食室の物品について現物調査方法を詳細に定めて現物調査を各小中学校に委任するとともに、適時に小中学校の実施した現物調査に問題がないかモニタリングすることが重要であると考えられる。

#### イ. 個別物品の番号管理

##### a. 旧沼南町の物品番号シールが貼り付けられている物品について

学校保健課の執務場所を視察したところ、旧沼南町の物品番号シールのみが貼り付けられており、市の物品番号シールの貼り付けがなく、物品一覧表に記載されていない物品(学校保健課窓口のカウンター下の書架)があった。学校保健課に対し、当該物品が物品一覧表に記載されていない経緯を質問したが、不明との回答を得た。

#### 【意見】

旧沼南町は平成 17 年 3 月に旧柏市と合併している。市の説明によれば、旧沼南町の物品については、編入の際に当時の旧柏市の財務規則等に従って引き継ぎ、物品一覧表に記載した。

しかし、編入後物品番号シールの貼り付け及び台帳登録がないものについて、当時の市の財務規則に従った結果であるか否かについての編入作業当時の検証過程が明確でなく、また文書等の証跡も残されていない。

一般に組織の再編の際には混乱が生じやすく、登録誤り等が発生しやすい状況にある。旧沼南町との合併時の台帳登録の際には、後日検証可能となるよう記載を整理・保持しておくべきであったと考える。今後の組織再編の際には注意が必要である。

市は旧沼南町から引き継いだ物品のうち、市の物品番号シールがないものについて、台帳登録の必要性の適否について適切な対応をすることが望まれる。

#### ⑩ 西原小学校(学校保健課)

##### 西原小学校の給食室の物品について

##### ア. 往査時現物確認結果

##### a. 台帳と現物の不一致について

市によると給食備品については原則として学校給食管理システム(注)の学校給食備品台帳兼備品管理簿で管理している。任意に抽出して現物と管理簿を突き合わせたところ不一致があった。具体的には、配膳車について、管理簿 28 台に対し、現物は 26 台であった。

(注) 学校給食管理システムとは、献立作成や物品管理を目的として、給食が自校式の市立小中学校全校と学校保健課とに配備されているシステムである。但し、当該システムの物品管理は数量管理にとどまり、物品ごとに管理番号を付番する等の個体管理はできないため、物品管理目的としては十分とは言えないシステムである。

#### 【要改善事項】

不一致の原因を調査して適切な措置をすべきである。



## 【意見】

上記の通り学校給食管理システムにおける物品管理は数量管理にとどまり、物品ごとに管理番号を付番する等の個体管理はできないため、物品の個別管理には十分ではない。したがって、市の物品一覧表を用いた物品管理へと見直す必要があると考える。

### b. 不稼働物品について

後述の「オ. 不稼働・未利用・余剰物品」を参照。

## イ. 現物調査方法

### a. 調査対象物品の網羅性の欠如について

西原小学校における給食室の物品の現物の確認は、購入時のみであり、定期的な現物調査を実施していない。

市の物品一覧表に登録されている物品について、学校保健課では会計課から現物調査の依頼を受けている。しかし、学校保健課では西原小学校に現物調査の依頼を行わずに当該物品が台帳に正確に登録されているものとして報告している。

## 【要改善事項】

西原小学校が行っている手続は物品の納品時に注文した物品が納品されたかを確認する検収という手続であり、現物調査とは異なるものである。財務規則等に従い、全ての物品について現物調査を実施する必要がある。

## ウ. 台帳記載・整備

### a. 市の物品一覧表と学校給食備品台帳兼備品管理簿との関係について

西原小学校の給食室の物品は、市の物品一覧表と学校給食管理システムから出力される学校給食備品台帳兼備品管理簿に記載されており、給食室の物品の記録方法が統一されていない。また、学校保健課ではどちらの台帳に記載するかの取り決めを行っておらず、どちらかの台帳に記載されていることを確認していない。

学校給食管理システムの学校給食備品台帳兼備品管理簿を閲覧したところ、財務規則に従った手続を経れば物品一覧表に記載されるはずの物品(取得価格が3万円以上の物品)が数多くみられたが、それらはいずれも物品一覧表には登録されていない。

(物品一覧表に記載されていない物品の例)

物品名(規格)	取得価格
調理台(ドライ移動式)	127,050 円
野菜裁断機(FS33)	705,550 円
冷蔵庫(HR-90S-ML 4ドア)	540,750 円
牛乳用保冷库(1500NF-IS)	1,060,900 円
真空冷却機(CM-20B)	836,850 円

### 【要改善事項】

先述の通り、学校給食管理システムの物品管理の機能は数量管理にとどまるため、物品一覧表を主とした物品管理を行うべきであり、財務規則に従って物品の出納の記録を行う必要がある。

#### エ. 個別物品の番号管理

##### a. 物品番号シールの貼り付けについて

西原小学校の給食室で物品一覧表の登録状況を調査したところ、殆どの物品について物品番号シールの貼り付けがなかった。

### 【要改善事項】

台帳に物品管理番号を記載しなければ個体管理が困難となる。また、物品番号シールを貼付しなければ現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。台帳には管理番号を記載すべきであり、それに対応した物品番号シールを物品に貼付すべきである。

#### オ. 不稼働・未利用・余剰物品

##### a. 遊休状態となっている物品について

物品一覧表から予め抽出した物品のうち、西原小学校での確認対象となったもの(物品番号 46366「気泡式回転ドラムスプーン洗浄機」重要物品 取得価格 1,176,000 円、取得日平成 11 年 2 月 5 日)が遊休状態であった。

市によると気泡式回転ドラムスプーン洗浄機が配置されているのは当校のみである。使い勝手の問題で何年も全く使用されておらず、現在使用可能か否か不明であり、現在西原小学校には使用方法を理解している職員が不在である。この点について、学校保健課は認知していなかった。



気泡式回転ドラムスプーン洗浄機

### 【意見】

高額な当該物品について、購入後に使い勝手の問題が認識されたのは購入前に特に機能面での検討が不十分であった可能性がある。

また、未使用となった時点で西原小学校は学校保健課と相談した上で適時に会計課

に不用である旨の報告をすべきであった。その結果、会計課は早い段階で有効利用の可能性の検討ができたと考える。また、学校保健課が学校物品の確認(例えば給食物品の現物調査を学校保健課が行うなど)を実施していれば遊休物品の存在を把握できたと考える。学校保健課は今回の監査において当該物品を確認対象として抽出したことで初めて当該物品が遊休状態であることを認識している。

物品の有効利用及び報告体制・チェック機能の不備の点で問題であり、改善すべきである。

## 西原小学校の保健室の物品について

### ア. 往査時現物確認結果

#### a. 台帳と現物の不一致について

物品現物から任意に抽出して物品一覧表との突き合わせを行ったところ市の物品一覧表にも保健室の手書き台帳にも記載されていない物品があった(洗濯機、テーブル、キャビネット等)。

#### 【要改善事項】

簿外物品について台帳記載の要否の確認も含めて調査のうえ適切な措置をすべきである。

### イ. 台帳記載・整備

#### a. 手書き台帳の様式について

保健室に配置されている物品については、市の物品一覧表には記載されておらず、手書き台帳に記載されている。手書き台帳には物品番号を記載する欄がなく、台帳は物品の購入履歴を記したものにすぎない。

#### 【要改善事項】

台帳に物品管理番号を記載しなければ個体管理が困難となる。保健室物品についても台帳の様式を見直し、物品管理番号を発番して物品管理を行うべきである。

### ウ. 個別物品の番号管理

#### a. 物品番号シールの貼付について

保健室物品の全部について物品番号シールが貼付されていなかった。

#### 【要改善事項】

台帳に物品管理番号を記載しなければ個体管理が困難となる。また、物品番号シールを貼付しなければ現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。台帳には管理番号を記載すべきであり、それに対応した物品番号シールを物品に貼付すべきである。

エ. 不稼働・未利用・余剰物品

a. 未利用物品について

保健室物品の身長計3台のうち1台は、物理的機能的に使用可能であるが利用されていない。

【意見】

西原小学校では余剰物品であっても他の学校等で利用できる可能性があることから、西原小学校は学校保健課等に適時に報告すべきであった。余剰物品について他校等での有効利用の可能性を検討すべきである。

⑰ 中原小学校（学校保健課）

ア. 往査時現物確認結果

a. 台帳未記載の物品について

給食備品について任意に抽出して現物と学校給食管理システムの「学校給食備品台帳兼備品管理簿」を突き合わせたところ、2件(真空冷却機及び食器食缶消毒保管機)については当該管理簿に未記載であった。



「学校給食備品台帳兼備品管理簿」に未記載の真空冷却機



「学校給食備品台帳兼備品管理簿」に未記載の食器食缶消毒保管機

【要改善事項】

未登録の原因を調査して適切な措置をすべきである。

【意見】

学校給食管理システムにおける物品管理は数量管理に留まっており、物品ごとに管理番号を付番する等の個体管理は不可能のため、物品の個別管理には十分ではない。したがって、市の物品一覧表を用いた物品管理へと見直す必要があると考える。

イ. 現物調査方法

a. 現物調査の実施について

中原小学校における給食室の物品の現物確認は、購入時のみであり、定期的な現物調査を実施していない。

市の物品一覧表に登録されている物品について、学校保健課では会計課から現物調

査の依頼を受けている。しかし、学校保健課では中原小学校に現物調査の依頼を行わずに当該物品が台帳に正確に登録されている旨報告している。

#### 【要改善事項】

中原小学校が実施している手続は物品の納品時に注文した物品が納品されたかを確認する検収という手続であり、現物調査とは異なる手続である。市は財務規則等に従い、全ての物品について現物調査を実施する必要がある。

#### ウ. 台帳記載・整備

##### a. 市の物品一覧表と学校給食備品台帳兼備品管理簿との関係について

中原小学校の給食室の物品は、市の物品一覧表と学校給食管理システムから出力される学校給食備品台帳兼備品管理簿に記載されており、給食室の物品の記録方法が統一されていない。また、学校保健課ではどちらの台帳に記載するかの取り決めを行っておらず、どちらの台帳に記載されているかを確認していない。

例えば、物品番号 53455「焼物機」(取得価格 1,029,000 円)については市の物品一覧表と学校給食備品台帳兼備品管理簿の双方に記載されている。

一方、学校給食備品台帳兼備品管理簿には当該焼物機の他にもう 1 台焼物機が記載されているが、市の物品一覧表には記載されていない。さらに、中原小学校では焼物機は 1 台しかなく、この焼物機は既に廃棄された可能性が高いとの回答を得た。

#### 【要改善事項】

前述の通り、学校給食管理システムの物品管理の機能は数量管理にとどまるため、物品一覧表を用いた物品管理を行うべきであり、財務規則に従って物品の出納の記録を行う必要がある。

#### エ. 個別物品の番号管理

##### a. 物品番号シールの貼付について

中原小学校の給食室で物品一覧表の記載状況を調査したところ、全ての物品について物品番号シールの貼付がなかった。学校保健課の説明によると、シールに水分が付着して時間の経過とともに劣化・剥離するおそれがあり、剥離したシールが給食に混入することは衛生上の観点から問題があるので貼付はしていない。

しかし、中原小学校の給食室にある焼物機の下部には検査証等のシールが貼付されている。



焼物機の下部。検査証等のシールが貼付されている。

**【要改善事項】**

物品番号シールの貼付がないと、個体管理が困難となる。また、物品番号シールを貼付しなければ現物調査や廃棄手続に支障が生じるはずである。特に現物調査の際に現物と物品一覧表に記載されている物品との突き合わせが難しいという問題がある。貼付場所及び貼付方法を工夫することで、学校保健課の考えている問題点も解決できると考えられる。

市は財務規則第 283 条第 2 項に従い、物品番号シールの貼付を徹底する工夫が必要である。しかし、当該工夫を行っても貼付が難しいものについては現物調査の際に現物と物品一覧表との突き合わせを容易にするため、例えば物品の特徴を台帳に詳細に記載するといった工夫が望まれる。

⑱ 保健所 地域健康づくり課

ア. 往査時現物確認結果

a. 物品一覧表記載数と現物数の不一致について

現地で任意の物品を抽出して現物と物品一覧表とを突き合わせしたところ、以下の物品(機器)が物品一覧表に記載されていなかった。

(物品一覧表に記載されていない物品)

物品名称	点数	同種の物品の取得価格
ティンパノメトリー	1	464,736 円

**【要改善事項】**

台帳に記載されなければ管理が困難となるため財務規則に基づき網羅的に台帳に記載する必要がある。

イ. 台帳記載・整備

a. 物品一覧表に記載されていない物品について

上記「ア. 往査時現物確認結果 a 物品一覧表記載数と現物数の不一致について」で述べた物品以外にも物品一覧表に記載されていない物品が存在した。平成 20 年 4 月に千葉県から市に保健所業務が移管されており、移管の際、移管前に存在していた物品現物は引き継がれたが、台帳等の引き継ぎはなかった。これにより、移管時に市は台

帳等と現物との突き合わせを実施することができなかった。この結果、物品一覧表への登録漏れが発生している。

(物品一覧表に記載されていない物品)

物品名称	点数
軽量棚	7
キャビネット	39
ラック	4
ベッド	2

#### 【要改善事項】

平成20年4月の県からの保健所業務移管時に現物だけではなく台帳等も引き継いで、台帳等と現物の突き合わせを行うとともに移管時に物品一覧表に登録すべきであった。

また、仮に引継が不十分であったとしても物品について網羅的に台帳に記載する必要がある。

#### ウ. 不稼働・未利用・余剰物品

##### a. 未利用物品について

物品一覧表に記載されている物品のうち利用されていないものがあった。

(利用されていない物品)

物品番号	物品名称	取得価格	備考	未利用の状態となった理由	処分等の検討状況
76550~76552	デジタルベビースケール	(1点あたり) 32,550円	合計 97,650円 (合計3点)	故障	修理予定

市によると、上記物品が未利用となった時期は不明である。また、今後修理予定であるという説明を受けたが、少なくとも平成23年度においては予算措置がなく、修理時期は未定である。

#### 【意見】

市として必要性を認めて購入した物品であり、長期間故障状態としておくべきではなく、修理等の手をすべきである。なお、購入時に必要性が高くなかったにも関わらず購入してしまったのであれば購入時の検討が不十分であったことになり、今後このような物品購入を改める必要があると考える。

#### エ. 情報セキュリティ

##### a. PCのパスワード変更について

地域健康づくり課には検診や歯科保健事業など保健所業務の管理のために使用するPCが配備されているが(リース物品5台)、当該PCは情報政策課が管理している情報PCではなく、地域健康づくり課独自で調達したものである。当該PCには市民の住所や個人名等の個人情報格納されている。情報政策課が管理している情報PCについ

では、一定のセキュリティ対策が講じられているが、地域健康づくり課が独自に調達して使用している PC については、セキュリティが不十分である。PC 内の情報にアクセスするためにはパスワードが必要となっているが、パスワードを定期的に変更するルールは存在せず、当初設定したパスワードを使用している状況であった。

**【意見】**

地域健康づくり課の PC に限らず担当課が独自に調達・使用している PC について、個人情報管理のため、情報政策課が管理する情報 PC とセキュリティレベルを合わせる必要があり、情報政策課がその所管部署になるなど所管部署の検討も含めて市として統一的なセキュリティを構築すべきである。

⑱ 保健所 衛生検査課

ア. 台帳記載・整備

a. 物品一覧表に記載されていない物品について

保健所業務が平成 20 年 4 月に千葉県から移管され、平成 22 年 4 月に現在のウェルネス柏内に移転した。しかしながら県から移譲された物品のうち衛生検査課所管のものが物品一覧表に登録されたのは平成 23 年 1 月の現物調査後であった。つまり、平成 20 年 4 月から平成 23 年 1 月の現物調査後まで簿外となっていた。市によると、平成 20 年 4 月の移管時ではなく平成 22 年 4 月のウェルネス柏への移転後に登録する予定となっていた。

平成 20 年 8 月に全庁的に一般物品も含めた全備品の現物調査が行われたが、当時の物品一覧表に登録されていないため、現物調査対象に含まれていない可能性が高い。

(県から移譲された物品で物品一覧表への記載が遅れたものの例)

種類	物品番号	物品名称	取得価格(台帳計上金額)
重要	83134	液体クロマトグラフ	0 円
重要	83136	原子吸光計 冷却装置付	0 円
一般	83089	殺菌灯付クリーンベンチ卓上型	0 円
一般	83090	遠心分離器(冷却)	0 円
一般	83091	電子天秤	0 円

**【要改善事項】**

平成 20 年 4 月の県からの保健所業務移管時に現物だけではなく台帳等も引き継いで、台帳等と現物の突き合わせを行うとともに移管時に物品一覧表に登録すべきであった。

平成 22 年 4 月のウェルネス柏への移転後に登録を予定していたことに関しても理由に合理性がない。適時に網羅的に物品一覧表に記載する必要があった。

イ. 不稼働・未利用・余剰物品

a. 未利用物品について

次の物品について未利用の状況である。



	物品番号	物品名	取得価格(円)	未利用の理由
A	79195	ケルダール窒素分解装置(注)1.	96,600	平成22年2月に将来の検査の構想の基に購入したが、現在この装置を使った検査を実施する見込みがたっていない。
B	79416	多検体パラレルマルチペーパー(注)2.	797,160	平成22年3月に検査の効率化を求めて購入したが装置の不具合のために実際は期待したほどの効率が得られなかったため、現在はこの装置を使わずに他の装置で検査を行っている。

- (注)1. 重金属分析を行うための前処理装置  
2. 食品化学分析を行うための前処理装置



ケルダール窒素分解装置



多検体パラレルマルチペーパー

なお、市から、多検体パラレルマルチペーパーについては、平成23年度(当監査の往査後)においてメーカーによる再調整が実施され、不具合が解消されており、平成24年度から実施する新規検査項目での使用を検討中である旨の回答を得た。

### 【意見】

現在未利用になっているのは、A、Bのいずれの物品についても購入前の検討が不十分であったことに起因すると考えられる。Aについては検査の緊急性や重要性を踏まえて装置の必要性を購入前に検討すべきであったと考える。また、使用見込がたない場合には他の自治体の保健所等への譲渡も検討すべきである。一方、Bについては、仕様書の検討及び検収時のチェックを十分に実施すべきであったと考える。

### ⑳ 沼南支所総務課

#### ア. 往査時現物確認結果

##### a. 未利用かつ未登録の物品について

物品現物から任意に抽出して物品一覧表との突き合わせを行ったところ、物品一覧表に登録されていないキャビネットが発見された。当該キャビネットの状態を見たところ、明らかに使用できないと認められるほどの損傷等の箇所は確認されなかった。

市に未使用となっている理由について質問したところ、当該キャビネットは所管部署が不明であることから、使用されていないとの回答を得た。

### 【要改善事項】

使用できる状態にあるにも拘らず使用されていない物品がある場合、市は当該物品

について他の部署等で活用できないかを検討することが必要である。また、使用の有無に関係なく、市が所有している物品については漏れなく物品一覧表に記載する必要がある。

なお、市は当監査の往査後であるが、他の部署等で活用できないか検討し、使用を希望する課が見つかったことから、平成 24 年 1 月に物品の移動等の手続を完了した。

#### イ. その他

##### a. コインキット付コピー機の契約形態について

平成 21 年度まで、沼南支所総務課にあるコインキット付コピー機 1 台の契約形態は行政課が他の部署のものと一括してリース契約で調達していた。平成 22 年度からは沼南支所総務課での単独リース契約となっている。

情報政策課に契約形態の変更の趣旨について質問したところ、ネットワークに繋がっている情報機器については情報政策課で一括調達しているが、そうでないものについては、各課で調達するという方針に基づいているとの回答を得た。

#### 【意見】

一括調達することにより、契約金額を低廉に抑えるという規模の経済性を享受することができる。特別な仕様といった各課特有の事情がない限り、一括調達が可能な物品については、情報政策課がこれを行うといった取り組みが重要であると考えます。

現在、ネットワークに繋がっていない PC や複写機等がどれくらいあるのかについて、情報政策課では把握していない。まずは当該機器のボリュームを把握し、一括調達によるコスト削減効果について検討することが望まれる。

#### ② 廃棄物政策課

##### ア. 往査時現物確認結果

##### a. 備品と消耗品との区別について

物品現物から任意に抽出して物品一覧表との突き合わせを行ったところ、食器棚については台帳に登録されていなかった。廃棄物政策課に登録されていない理由について質問したところ、不明である旨の回答が得られた。

#### 【意見】

財務規則第 266 条において、購入価格が 3 万円未満のものについては物品ではなく消耗品となることが定められている。当該食器棚の購入価格は不明であることから、物品一覧表への登録が必要な物品であるのか、登録が不要な消耗品であるのかについて判別不能となっている。一見、物品と消耗品との区別が難しいものについては、例えばそれが消耗品であれば、現物に消耗品であることを示すシール等を貼り付け、物品一覧表の登録対象外であることを明示する等の方策を検討することが望まれる。

イ. 取得・返納・廃棄・所管換手続

a. 物品の返納手続について

市は平成 23 年 1 月に重要物品及び一般物品を対象に現物調査を実施している。廃棄物政策課に保管されている現物調査時に照合を行った物品一覧表を閲覧したところ、台帳には記載されているが、現物がない物品があった(机 5 卓、椅子 1 脚)。

返納手続の漏れが判明した理由は、返納手続を物品の移動を行った際に適時に実施すべきであるところ、実施しなかったためである。

【要改善事項】

物品の返納手続が適時に行われない場合、当該物品を必要とする他の部署への連絡も適時に行われないため、物品の有効利用の観点から問題となる。返納手続は適時に行うことが必要である。

ウ. その他

a. 市全体での一括調達の検討について

市にはリサイクルプラザリボン館という施設があり、ごみの減量やリサイクルの推進といった啓発活動を行っている。リサイクルプラザリボン館の PC 及び複写機については、廃棄物政策課が独自にリース契約を締結して調達している。

【意見】

一括調達することにより、契約金額を低廉に抑えるという規模の経済性を享受することができる。特別な仕様といった各課特有の事情がない限り、一括調達できる物品については、情報政策課がこれを行うといった取り組みが重要であると考えます。

情報政策課が各課で個別調達している機器のボリュームを把握し、一括調達によるコスト削減効果について検討することが望まれる。

② 農政課（あけぼの山農業公園）

ア. 現物調査方法

a. 現物調査の実施の徹底について

市は重要物品について毎年 2 回現物調査を実施することとしている。この他、一般物品については概ね 2 年に 1 回の頻度で現物調査を実施することとしており、平成 22 年度においては 23 年 1 月に重要物品、一般物品合わせて現物調査を実施している。現物調査に際しては会計課が依頼文書を各部署に発出している。

しかし、あけぼの山農業公園においては上記のいずれにおいても現物調査を実施せずに現物調査結果の報告書を会計課に提出してきているのが実情である。

【要改善事項】

財務規則等に従い、現物調査の実施を徹底するべきである。

## イ. 台帳記載・整備

### a. 寄贈物品の物品一覧表への記載について

あけぼの山農業公園には市民等からの寄贈物品として、花時計、冷蔵庫等がある。あけぼの山農業公園では、寄贈を受ける前に当該物品が必要な物品であるかを検討した後、寄贈物品を受納することとしている。

市は財務規則 266 条の 2 において、物品による寄附の受納手続を定めている。しかし、あけぼの山農業公園では当該受納手続は実施されていない。また、当該物品について、物品一覧表に記載されていない。

#### 【要改善事項】

財務規則に従い、物品による寄附の受納手続を実施する必要がある。

また、寄贈物品は市にとって対価の支払いはないものの、物品の一部を構成しており、市が購入した物品と同様の管理が必要である。そして台帳登録がなされなければ他の取得物品の登録漏れとの区別がつきにくい。したがって、台帳登録を行ったうえで管理すべきである。

## ウ. 取得・返納・廃棄・所管換手続

### a. 廃棄未了の物品について

農業公園本館 2 階の会議室にアナログ放送受信用のテレビが置かれている。市では平成 23 年 7 月 24 日をもってアナログ放送が終了していることから、そのままでは当該テレビを使用することはできない状態となっている。

担当者の説明によると、廃棄に必要な費用が予算措置され次第実施するとの回答であった。

#### 【要改善事項】

不用と判断した物品については速やかに廃棄等の処分をするべきである。

## エ. 不稼働・未利用・余剰物品

### a. 使用されていない物品について

資料館 2 階の倉庫には、市の地形模型が保管されている。しかし、当該模型は旧沼南町と合併する前に作成された古い模型であることから、現在は展示等の用に供されていない。また、物品一覧表に登録されていることについての確認ができなかった。

#### 【意見】

市は使用されていない物品について、速やかに使用見込について検討の上、今後の方針を決定することが望まれる。また、使用の有無に関係なく、市が所有している物品については漏れなく物品一覧表に記載する必要がある。

## ② 消費生活センター

### ア. 往査時現物確認結果

#### a. 物品一覧表記載数と現物の不一致について

物品現物から任意に抽出して物品一覧表との突き合わせを行ったところ、食器棚及び冷蔵庫については物品一覧表に記載されていなかった。

物品一覧表に記載されていない理由を質問したところ、次の回答を得た。

- ・いずれの物品も購入当時の職員がお金を出し合って購入したものであるため、台帳に登録していない。
- ・購入当時の職員に所有権があることを証する資料等はない。

### 【意見】

購入当時の事情を知っている職員も年月を経るに連れて異動等により減少し、いずれは事情を知っている職員は皆無となる。これらは職員の所有物というより、実質的には職場、すなわち消費生活センターへの寄附と考えられるところから、市の物品として管理することが望ましいと考える。

これらの物品については、まず財務規則の規定に照らして、物品に該当するかどうかを判定すべきである。その結果、物品に該当すると判定された場合には、財務規則第 266 条の 2 に規定されている「物品による寄附の受納」についての手続に従い市の物品として取り扱うよう検討することが望まれる。

### イ. 現物調査方法

#### a. 分銅等の現物調査について

消費生活センターでは、業務の一つとしてスーパー等の計量器の定期検査、立ち入り検査及び指導等を行っており、計量器の精度を測るため、分銅及びはかりを所有している。市の物品一覧表には他の物品と合わせて「計量関係備品一式」と登録されている。

分銅及びはかりは年一度、6 月頃に「校正」(自主検査としてその精度を測定すること)を実施しており、校正の時に合わせてこれらの現物調査を実施している。

市は財務規則第 282 条において、9 月と 3 月の年 2 回、重要物品の現物調査を実施することを定めている。しかし、消費生活センターでは、平成 22 年 9 月の現物調査において、台帳と現物との照合を実施せずにこれらの物品があるものとして重要物品の現物調査結果を会計課に提出しているのが実情である。

### 【意見】

年一度の校正の時に現物調査を実施しているが、市の手続である現物調査のときに台帳と現物との照合を実施せずに報告することは現物調査の意義を低下させるものである。重要物品の現物調査の際に合せて校正を実施するといった工夫の検討が望まれ

る。

ウ. 台帳記載・整備

a. 物品一覧表への登録方法について

「イ. 現物調査方法 a 分銅等の現物調査について」で述べたとおり、計量器の精度を測るための物品が物品一覧表上では「計量関係備品一式」として記載されている。当該一式の内容は、1 mgから 20 kgまでの分銅 140 個、音叉振動式はかり 3 台等、延べ 45 種類におよび多岐に渡っている。

消費生活センターでは計量関係備品の内訳書を作成しており、校正の時に合わせて実施している現物調査の際は当該明細書を用いて行っている。

【意見】

消費生活センターでは計量関係備品の内訳書を作成しており、実質的な物品の種類及び数量について把握可能な状態にある。しかし、市の物品在高を示す物品一覧表において計量関係備品の内訳書と同レベルでの登録を行うことが望ましい。

④ 柏駅前行政サービスセンター

ア. 台帳記載・整備

a. 取得価格の誤記載について

次の重要物品の取得価格が物品一覧表上 0 円として記載されていた。なお、当物品に関する監査の実施を通知した後に市は実際の取得価格に修正している。会計課の誤登録が原因である。

物品番号	名称	実際の取得価格	取得日
82491	システムレジスター	1,443,750 円	平成 22 年 8 月 27 日

【要改善事項】

会計課は誤記載が発生しないように登録後に内容のチェックを行うべきである。

イ. 個別物品の番号管理

a. 物品番号シールが貼り付けされていない物品について

センター内を視察したところ、物品番号シールが貼付されていない物品があった。市の説明によると、これらは無償で譲り受けたため物品一覧表に記載されておらず、物品番号シールも貼付されていない。

(物品番号シールが貼付されていない物品の例)

物品名称	シール不貼付点数
食器棚	1
テーブル	1

## 【意見】

物品として個体管理が必要なものについてシールの貼付がなければ管理が困難となる。したがって、物品として管理を行う必要がある場合には物品番号シールを貼付して管理することが望まれる。

### ウ. 取得・返納・廃棄・所管換手続

#### a. 廃棄手続が未了となっている物品について

平成 23 年 1 月の現物調査の結果で過年度に廃棄済みの物品が判明している。市によると原因は返納手続漏れである。

平成 22 年 3 月にロビー用椅子を買い替えたが、古い椅子の返納処理が行われないうまま当センターにおいて古い椅子は廃棄処分された。また、返納処理が行われたのは平成 23 年 2 月であるが、廃棄を確かに実施したことの確証が存在しない。財務規則によると処分の決定を受けた物品を相手方に送付した時は受領書を徴する必要がある(第 277 条第 2 項)。当該規定に従い、廃棄処分にあたり例えば廃棄物引取業者の受領書を入手・保存する必要がある。

## 【要改善事項】

現物の処分前に所定の返納処理が実施されないことや廃棄処分の確証の不存在は不正の温床となるおそれがある。財務規則に従って返納処理を適時に実施すべきであり、廃棄処分の確証を入手・保存する必要がある。

## ②⑤ その他

### ア. 車両の付保の管理

#### a. 付保管理簿と物品一覧表の照合について

公用車(購入した車両、リース契約による車両、原動機付自転車)の任意保険については原則として資産管理課(平成 23 年度より管財課から名称を変更)が一括して契約手続を行っている。なお、自賠責保険については所管部署が契約手続を行っている。

資産管理課は車両の購入時又はリース契約時に所管部署から車検証の写しとその他の必要書類を提出させて付保手続を行っている。保険の更新時においても車検証を提出させて更新手続を行っている。資産管理課は表計算ソフトにより公用車両台帳(付保管理簿)を作成して自動車保険の加入状況や期日管理等を行っている。所管部署からの報告・連絡に基づいて管理簿のメンテナンスを行っており、平成 23 年 3 月末現在 520 台分が掲載されている。当管理簿に関し、物品一覧表との照合を実施していない。そのため、保険の失念の有無が確認できていない。

なお、公用車台数について付保の管理簿と物品一覧表との関係は以下のとおりである。

付保管理簿		物品一覧表	
原付・リース車両以外の車両	484 台	513 台	重要物品(車両)
原付	31 台	31 台	一般物品(原付)
リース車両	5 台	—	(注)
合計	520 台	544 台	合計

(注) 市ではリース物品については物品一覧表への登録を行っていない。

原付・リース車両以外の車両について、付保管理簿に記載されているのが 484 台であるのに対して、物品一覧表の重要物品として記載されている車両が 513 台という状況であり、29 台の差が生じている。市の説明によると公用車のうち業務委託先に預けている車両については付保管理簿に記載されていないが、不一致の理由がそのみかとは不明である。

### 【意見】

資産管理課と会計課が連携した上で表計算ソフトによる管理簿と物品一覧表の照合を行い、保険の失念や重複の有無について確認すべきである。

#### b. 保険の契約について

市は車両の任意保険について社団法人全国市有物件災害共済会と保険契約を締結している。また、搭乗者傷害保険については、別途民間保険会社と保険契約を締結している。平成 22 年度決算における任意保険の保険料は以下のとおりである。

支払先	平成 22 年度
(社)全国市有物件災害共済会	10,981 千円
民間保険会社	1,721 千円
合計	12,702 千円

市によると、(社)全国市有物件災害共済会との契約には搭乗者傷害保険が含まれないため、昭和 57 年から民間保険会社と搭乗者傷害保険について契約している。当時は 4 者による共同保険であったが、その後保険会社の経営統合により、現在は 2 者による共同保険となっており、2 者が幹事会社を交代で務めているが、その 2 者も同一の持株会社の傘下にある。

また、保険契約について市内の代理店を介して行っているが当該代理店は幹事保険会社の系列代理店である。市は保険会社及び代理店の選定について他者との比較を行っていない。

### 【意見】

搭乗者傷害保険の契約が実質的に 1 者との随意契約となっており、保険料が競争原理に基づく合理的なものか否か不明である。市にとってより有利な契約が締結できる可能性があることから保険内容も含めて他者との比較を行うべきである。

また、代理店の選定に関しても 1 者との随意契約をしてきており、保険会社の系列代理店との契約を行う場合にも客観性を確保する必要がある。



#### イ. ソフトウェアのライセンス管理について

情報政策課が所管する情報 PC については、追加のソフトウェアのインストールをシステム上制御しており、業務上必要なソフトウェアのインストールについて申請書を提出させてインストールを認める方針としている。一方で、担当課が独自に調達した PC へのソフトウェアのインストール状況については情報政策課が把握していない。市としてソフトウェアのライセンス管理が十分とは言えない状況である。

#### 【意見】

ソフトウェアの不正コピー等による損害賠償請求のリスクを避けるため、ソフトウェアのライセンス管理を市として強化していく必要があると考える。例えば情報政策課が担当課独自調達の PC も含めたソフトウェアのインストール状況を把握して、全庁的なライセンス管理を実施する必要があると考える。

#### ウ. 情報 PC の予備機の管理について

情報政策課は各課配備の情報 PC について、毎年 4 月の定期人事異動時に「情報パソコン情報管理者登録票」により配備課ごとに使用者を報告させるとともに、随時に庁内ネットワークシステムで稼働状況を管理することで実在性の調査を行っている。一方で、臨時に使用するために確保している情報 PC の予備機についてはキャビネットや倉庫に保管されているが、それらの実在性の調査は実施されていない。

#### 【意見】

情報 PC の予備機は使用者が特定されていないために所在不明になるリスクが高い。予備機についても実在性の調査を実施すべきである。

#### エ. リース物品の管理について

廃棄物政策課の執務場所の隅に LAN 機器が設置されている。当該機器には備品番号シールの貼付がなかった。情報政策課の説明によると、当該機器はリースにより調達したものであるため、備品番号シールの貼付はない。また、リース物品の台帳が整備されていない。

#### 【意見】

リースにより調達した物品であっても、紛失等の事態を招かないようにするため、リース台帳を整備するとともに現物に備品番号シールを貼付し、定期的に現物調査を実施するべきである。

なお、情報政策課では平成 23 年度からではあるが、リースにより調達した物品のうち、従来からシールを貼付している PC を除く物品についても備品番号シールの貼付を進めている。

#### 4. 物品に係る総括意見

##### 【意見】

地方公共団体では、一般的に計画が決定され、その予算措置がなされると、その後の予算執行が重要となり、維持管理には重点が置かれたい傾向がある。

また、物品はその性質上、多岐にわたり、一品ごとでは金額的な重要性がそれほど高くないものが多く、公有財産に比してその傾向は顕著になりうると思われる。

市では物品に関して、財務規則等において各種管理手法を定めているが、監査の結果、以下の点が判明している。

- 現物調査について、重要物品は年2回、一般物品は規定がないものの、慣行的に2年おきに実施することになっており、監査において各部署へアンケート調査を実施した結果でも、現物調査を実施している旨の回答を得ている。しかし、各部署へ赴き、サンプル抽出にて現物確認を実施した結果、実際には現物調査の実施が不十分であったり、物品一覧表と現物との不一致等が多数検出された。
- 机やイスは使用者との関係から、適切に管理されている一方、そのほかの物品に関しては、物品一覧表における出納がタイムリーではなく、現物調査時にまとめて、受払の記録・不用の決定や廃棄の処分等の手続きを実施しているケースが見受けられた。
- 公有財産台帳の記載方法につき物品が建物等と一式で計上されている、あるいは計上されていると思われるケースが見受けられたが、これより、当該一式に含まれる物品が、一見、物品一覧表において簿外の様相を呈し、現物調査の阻害要因となっている。
- 学校の物品については、従来残高等を管理する電算システムが存在しなかったことにより手書きで管理されていたため、網羅的に物品を補足することができておらず、また、現物調査の方法も統一的でない。さらに、物品一覧表が購入履歴を表す様式となっており、残高内容を端的に示すことができず、物品一覧表として使い勝手の良くない状況となっている。現在、教育委員会としては物品管理に関するシステム化を進めているところである。
- 市に編入される以前の旧沼南町時代における学校の物品一覧表は、倉庫に保管されており、管理の対象から外れている学校があった。
- 監査の過程で、現在使用されていない物品が見受けられたが、必ずしもその原因や現在の状況について所管部署として十分なフォローがなされているとは思えないものがあった。

今回の物品に係る監査結果における総体的な判断として、各所管部署の物品の維持管理については、現物調査のような手続きの実施がなされているものの、実質的には必ずしも丹念な検証がある訳ではなく、重点が置かれていない傾向があった。これは、ひとえに物品管理の重要性に対する意識の欠落によるものと考えられる。

その原因としては地方公共団体における単年度主義による予算執行重視の事業遂行の結果であり、やむを得ないとの考え方もあるかもしれない。

しかし、たとえ物品といえども税金等を財源に購入するものであり、一品ずつは高額でなくとも、項目が多岐にわたり、また、全体としての金額的重要性が高くなることを勘案するとき、予算執行のみでなく、その後の維持管理も重要であることに何ら変わりはない。

物品の実在性はもとより、たとえば、購入物品の導入の効果が購入前と購入後に検証されるのでなければ、必ずしも必然的でない物品の購入を認めるおそれが出てくる。さらには、管理があまりに杜撰であると、流用などの不正の温床にもなりかねない。

以上のような点を考慮すると、全庁的に物品管理に関する意識を高めることが最も重要であり、そのような組織風土を構築することが肝心かと思われる。

意識の向上に関しては、啓蒙活動が必須であり、また、それを後押しする仕組みの構築が不可欠である。

たとえば、学校までの管理を含めた全庁的な一元管理の体制を整備し、現在の現物調査の実施方法等についての不備を改善するとともに、その周知活動を徹底し、また、モニタリングを積極的、効果的に実施する必要がある。

組織体制の整備としては、一元管理のための部署を特定したり、あるいは現物調査に限って言えば、年に数度のことでもあるため、プロジェクトや委員会等の臨時的組織の設置でこれに対処することが考えられる。

また、周知活動としては、物品管理マニュアル等を物品の網羅性が確保できるよう整備し、説明会を実施することでより一層の周知を図ることが望まれる。

モニタリングに関しては、すべての物品について同じレベルで実施することは現実的に困難な場合もあるため、サンプル抽出や循環的な方法により選定するなど、実施方法を工夫することで効率的かつ効果的に実施することが必要と考える。

モニタリングに関しては特に重要性が高く、統制活動を厳しく的確に実施しなければ意識の変革に結びつけることができない。

なお、現在、財産に関する調書では、物品の区分及び種目ごとの件数のみが記載されているが、物品という財産である以上、件数のみならず金額情報も重要と考える。このような資産に関する計数的な残高という考え方は、現在行われている公会計改革においても十分に意識されているところであり、物品管理に関してもより一層の高い意識を持って管理に当たることが望まれる。

### Ⅲ. 基金

#### 1. 基金の概要及び実施した監査手続

##### (1) 概要

###### ① 基金残高

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる(地方自治法第241条第1項)。

基金は、単年度予算主義の補完的機能を有しており、基金を活用することで、複数年度にわたる柔軟な予算執行が可能になる。

市の基金には積立基金と運用基金の2種類がある。積立基金は使途が基金の設置目的に従ったものであるならば取り崩すことが可能な基金であり、運用基金は取り崩しが原則としてできない基金である。

市の平成22年度末における基金残高は全部で17種類、残高は18,259,455千円となっている。「柏市土地開発基金」及び「柏市育英基金」が運用基金である他は全て積立基金である。

(単位：千円)

	基金名	残高
1	柏市土地開発基金	4,965,027
2	柏市財政調整基金	4,866,313
3	柏市職員退職手当基金	2,716,559
4	柏市介護保険事業財政調整基金	2,207,267
5	柏市都市整備基金	1,133,445
6	柏市福祉医療基金	584,759
7	柏市文化振興基金	515,559
8	柏市スポーツ振興基金	512,985
9	柏市国際交流振興基金	432,783
10	柏市庁舎建設基金	209,864
11	柏市地球温暖化対策基金	49,589
12	柏市住民生活に光をそそぐ基金	17,000
13	柏市介護従事者処遇改善臨時特例基金	15,461
14	柏市育英基金	11,504
15	柏市清掃施設整備基金	9,806
16	柏市国民健康保険財政調整基金	7,590
17	柏市市債管理基金	3,944
	合計	18,259,455

(市資料より)

金額的重要性を考慮し、上記1から10までの基金を監査対象とした。

## ② 基金の運用方法

基金は条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならない(地方自治法第 241 条第 2 項)ことが求められる。

市は公金の適正な管理運用を図るために「柏市公金管理運用基準」を定めている(同基準 1)。公金とは、市のすべての会計(一般会計、特別会計、公営企業会計)に係る歳計現金、歳入歳出外現金、基金等をいう(同基準 2)。

公金の管理運用は、安全性を最優先として最も確実かつ有利な方法で図るものとされており(同基準 3 (1))、基金については目的及び繰替え運用に対応できるよう確実かつ効率的な運用を図るものとしている(同基準 3 (2))。

具体的な運用方法については、同基準の 4 において、金融機関への預貯金の他、元本の償還及び利払いが確実な国債、政府保証債及び地方債による運用を図ること、ペイオフ対応の観点から、金融機関の分散化を図るとともに全額保護となる決済用預金での運用も活用することが定められている。

## ③ 基金の運用実績

平成 22 年度の運用実績は次のとおりである。

(単位：千円)

運用商品	期首残高	運用額		積立額	取崩額	期末残高 (注)1.	利息
		設定額	解約額				
大口定期預金	2,011,264	32,287,313	32,279,633	—	—	2,018,944	36,555
スーパー定期	7,571	13,740	21,311	—	—	—	21
小計	2,018,835	32,301,053	32,300,944	—	—	2,018,944	36,576
普通預金	11,899,266	—	109	2,960,379	3,079,966	11,779,570	—(注)2.
合計	13,918,101	32,301,053	32,301,053	2,960,379	3,079,966	13,798,514	36,576

(市資料より)

(注) 1. 期末残高 13,798,514 千円と「①基金残高」における 18,259,455 千円との差額 4,460,941 千円は、土地開発基金における預金以外の項目(土地等)によるものである。

2. 市は歳計現金、歳入歳出外現金並びに大口定期預金及びスーパー定期以外で運用している基金を同一の普通預金口座にて運用しており、基金に係る普通預金利息を区別することはできないため、記載していない。

## (2) 実施した監査手続

平成 22 年度末における基金残高は 18,259,455 千円であり、その内訳は預金 13,798,514 千円、土地 353,236 千円、貸付金 4,034,005 千円、預託金 73,700 千円である。当該基金残高に対し、次の手続を実施した。

	手続の概要	手続の結果
預金	市作成の預金等保管状況月計表と市が入手した金融機関発行の残高証明書を突合し、残高が一致していることを確かめる。	残高の一致を確認した。

	手続の概要	手続の結果
土地	<p>旧沼南町が購入した土地について、次の手続を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市作成の土地内訳書上の金額と旧沼南町の決算書類上の金額を突合し、金額が一致していることを確かめる。</li> <li>・当該内訳書から任意に抽出した6件について、内訳書上の金額と売買契約書上の契約金額を突合し、金額が一致していることを確かめる。</li> </ul> <p>市が購入した土地については、市の作成した内訳書上の金額と売買契約書上の契約金額を突合し、金額が一致していることを確かめる。</p>	<p>左記手続のうち、任意に抽出した6件に対する手続は実施することができなかった。詳細は「2. 柏市土地開発基金（2）監査の結果及び意見 ①土地残高の突合結果について」を参照。</p> <p>その他の手続については、金額の一致を確認した。</p>
貸付金	<p>市作成の貸付金内訳書上の金額と借用証書・契約書上の金額を突合し、金額が一致していることを確かめる。</p>	<p>平成21年度及び22年度に実行された貸付の一部についての突合手続しか実施することができなかった。詳細は「2. 柏市土地開発基金（2）監査の結果及び意見 ③貸付金残高の突合結果について」を参照。</p>
預託金	<p>預託金のうち、平成23年度に市に返還されたものについては、市作成の預託金内訳書上の金額と金融機関発行の領収済通知書上の金額を突合し、金額が一致していることを確かめる。</p> <p>市に返還されていないものについては、当該内訳書上の金額と千葉県地方土地開発公社作成の借用証書に記載されている借入金額を突合し、金額が一致していることを確かめる。</p>	<p>金額の一致を確認した。</p>

この他、監査の対象とした10項目の基金について、「平成22年度 歳計外・基金整理簿」より、基金ごとに収入及び支出から任意に2、3件を抽出し、領収済通知書等の証憑との突き合わせを実施した。突き合わせの結果、抽出した取引の全てについて証憑が作成されており、起票日及び金額についても一致していることを確認した。

## 2. 柏市土地開発基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市土地開発基金条例(昭和44年10月1日 条例第38号)

#### ② 基金設置の目的

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、柏市土地開発基金条例(以下「条例」という)に基づき、昭和44年度に当基金が設置された。

③ 基金の活用方法

当基金は「運用基金」である。

基金に属する現金はこれを柏市土地開発公社及び財団法人柏市都市振興公社に貸し付けることができる(条例第3条の2第1項)ほか、千葉県地方土地開発公社に預託することができる(同第2項)。

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとしている(条例第6条)。

④ 基金の活用状況

平成22年度末の基金残高は4,965,027千円であり、平成20年度からの残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成20年度	21年度	22年度
預金	1,544,947	516,412	504,086
土地	353,236	353,236	353,236
貸付金	2,974,780	4,012,071	4,034,005
預託金	91,500	83,100	73,700
合計	4,964,463	4,964,819	4,965,027

(市資料より)

また、平成22年度の基金残高について、土地、貸付金及び預託金の内訳は次のとおりである。

ア. 土地

市は市の事業の円滑な執行を図るため、次のとおり基金から土地を取得している。

(単位：千円)

	取得年月日	所在地	現況	取得価額
1	昭和63年1月11日～ 平成17年2月23日	柏市高柳新田字 <del>ハ</del> 切外128-20 他29箇所	道路用地等	114,547
2	平成7年6月20日	柏市根戸字花戸原306	北柏駅北口土地区 画整理事業用地	71,629
3	平成8年3月18日	柏市根戸字花戸原251、263-1	北柏駅北口土地区 画整理事業用地	103,898
4	平成21年2月2日	柏都市計画事業柏インター第二地区 土地区画整理組合6街区12号	柏インター地区保 留地進入路用地	63,162
合計				353,236

(市資料より作成)

イ. 貸付金

全て柏市土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)に対するものである。

(単位：千円)

事業名		貸付額
1	市道 50323 号線新設事業用地	198,227
2	(仮称)根戸花戸原線用地	256,974
3	北柏駅北口土地区画整理事業用地	385,604
4	柏都市計画道路 3・4・6 号線豊四季宿連寺線用地	134,064
5	北部整備に係る公共・公用施設用地	3,001,918
6	柏都市計画道路 3・4・13 号線南柏光ヶ丘整備事業用地	57,218
合計		4,034,005

(市資料より)

ウ. 預託金

全て千葉県地方土地開発公社に対するものである。

(単位：千円)

事業名		預託金額
1	平成 12 年度高柳駅前駐輪場用地取得事業	3,100
2	平成 12 年度町道等用地取得事業	7,900
3	平成 12 年度町営高柳団地道路用地取得事業	1,400
4	平成 12 年度町道 0126 号線外 1 用地取得事業	2,500
5	平成 13 年度町道 0218 号線用地取得事業	8,600
6	平成 15 年度都市計画道路街路 3・4・5 号線用地取得事業	8,600
7	平成 16 年度風早中学校用地取得事業	20,300
8	平成 16 年度社会福祉施設用地取得事業	5,600
9	平成 16 年度都市計画街路 3・4・5 号線	10,800
10	平成 16 年度高柳東口整備	4,900
合計		73,700

(市資料より)

(2) 監査の結果及び意見

① 土地残高の突合結果について

旧沼南町が取得した土地のうち、市の作成した土地所在地別内訳書から任意の 6 件について売買契約書と突合し、内訳書に記載されている契約金額と売買契約書上の契約金額とが一致していることを確認する手続を実施した。

しかし、6 件全てについて売買契約書の原本が保管されておらず、手続を実施することができなかった。これらの内、5 件については売買契約書のコピーが保管されていたが、次の土地については売買契約書のコピーも保管されていなかった。

(単位：千円)

取得年月日	所在地	現況	取得価額
昭和 63 年 1 月 11 日	柏市高柳新田字 ㄨ 切外 128-20	道路用地	892

(市資料より)



### 【要改善事項】

土地の取得事実を証するものとして、売買契約書は重要なものである。市は売買契約書の保管場所を明確にし、必要に応じて随時これを照会できるようにしておくことが必要である。

#### ② 土地の取得及び買い戻しについて

平成 22 年度末における土地の内訳は、「④基金の活用状況 ア. 土地」に記載のとおりであり、1 の道路用地については、旧沼南町(平成 17 年 3 月 28 日で市と合併)が取得した土地であり、既に道路は完成して公用又は公共の用に供されている。しかし、買い戻しに当たっては予算措置が必要であるところ、財政事情が厳しいために予算措置がなされずに買い戻し未了となっている。

2 及び 3 の土地については、北柏駅北口土地区画整理事業の事業期間(平成 13 年 3 月 16 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)が、平成 22 年 3 月 30 日に平成 32 年 3 月 31 日までに延長されている。

4 の土地については、平成 23 年度中に民間企業への売却が予定されている。

### 【意見】

基金は事業の円滑な執行に資するため、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地を機動的に取得するための手段として用いられるべきものであるところから、土地については本来短期間で買い戻すべきものであると考える。

特に 1 の道路用地については既に道路としての用に供されていることから、市はこれを早期に買い戻すべきである。土地開発基金は運用基金であることから、条例の改正が前提になるが、当該基金部分を取り崩し、これを財源として買い戻す方法により予算措置を必要とせず買い戻すことが可能であると考ええる。なお、土地の取得に伴う支出は既に完了しており、買い戻しに当たって実際には資金が流出することはない。

また、市の条例及び要綱等には基金で取得した土地について買い戻しについての期限は特に定められていない。しかし、基金の目的を鑑みると、買い戻しについての原則的な期限を定め、これを行うことが望ましい。

#### ③ 貸付金残高の突合結果について

市作成の貸付金内訳書と借用証書及び約定書上の金額を突合し、金額が一致していることを確かめる手続を実施した。市の貸付金内訳書は「(1)概要 ④基金の活用状況 イ. 貸付金」に記載の通り、事業単位で作成されており貸付金の数は 6 本となっている。

しかし、実際の貸付金の契約本数はこれよりもはるかに多い。市は契約単位での内訳書を作成しておらず、事業ごとの貸付金額の推移表を年度単位で作成することに留まっている。また、借用証書及び約定書は年度ごとに仕切られてファイルに綴じられていた

が、貸付中のものと回収済のものとが明確に区別、整理されているわけではない。したがって、現在貸付中の契約本数を把握することが困難な状態となっている。

このため、平成 21 年度及び 22 年度に実行された貸付の一部についての突合手続きを実施することができなかった。なお、当該基金の所管部署である財政課に質問したところ、平成 22 年度末時点の貸付金残高のうち、貸付時期が最も古いものは平成 7 年頃であるとの回答を得た。

#### 【要改善事項】

事業ごとの貸付金の推移表を作成することは貸付金の管理上必須である。さらに、貸付の実行は契約に基づくものであることから、借用証書及び約定書単位で貸付金を管理し、貸付中のものと回収済みのものとを分けることも不可欠な事項である。契約単位での内訳書を作成することが必要である。

### 3. 財政調整基金

#### (1) 概要

##### ① 根拠条例

柏市財政調整基金条例(昭和 39 年 4 月 1 日 条例第 1 号)

##### ② 基金設置の目的

災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てることを目的として、柏市財政調整基金条例(以下「条例」という)に基づき、昭和 39 年度に当基金が設置された。

##### ③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

毎年度基金として積み立てる額は、予算の定めるところによるとされていることから(条例第 2 条)、内訳は全て一般会計からの繰入金である。

基金の繰り入れ(取り崩し)は市税を始めとする収入や予算の執行状況等を見極めた上で判断することとなっており、基金の繰り入れ(取り崩し)については年度末(出納整理期間)に決定している。

##### ④ 基金の活用状況

市は平成 22 年度に「柏市第四次総合計画 後期基本計画」(対象期間は平成 23 年度から 27 年度まで)を作成し、「第 5 部 自立都市実現を目指して」において、健全な財政運営を今後の取り組みの一つに挙げている。当該取り組みに対する目標水準の一つとして「財政基盤強化度」(一般財源の標準的な大きさに対して、財政調整基金の割合がどれくらい

あるかを示す指標)が示されており、平成 27 年度末の目標値を 10%としている。

平成 21 年度の市の標準財政規模は 696 億円となっており、当該金額の 10%は約 70 億円となることから、市は 70 億円を財政調整基金残高の目標値に据えている。

平成 22 年度末の基金残高は 4,866,313 千円となっており、目標値である 70 億円の約 7 割となっている。

平成元年度から 22 年度までの基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	繰入高	取崩高	期末残高
平成元年度	124,837	—	2,352,995
2 年度	167,059	—	2,520,054
3 年度	177,840	—	2,697,894
4 年度	136,940	—	2,834,834
5 年度	73,701	—	2,908,535
6 年度	550,376	—	3,458,911
7 年度	20,754	—	3,479,665
8 年度	15,280	—	3,494,945
9 年度	15,126	—	3,510,071
10 年度	552,649	—	4,062,720
11 年度	5,194	—	4,067,914
12 年度	7,388	—	4,075,302
13 年度	1,229	—	4,076,531
14 年度	322	400,000	3,676,853
15 年度	372	—	3,677,225
16 年度	414	—	3,677,639
17 年度	277	500,000	3,177,916
18 年度	506,138	—	3,684,054
19 年度	11,993	—	3,696,047
20 年度	11,423	—	3,707,470
21 年度	154,892	—	3,862,362
22 年度	1,003,951	—	4,866,313

(市資料より)

## (2) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

## 4. 柏市職員退職手当基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市職員退職手当基金条例(平成 11 年 3 月 30 日 条例第 22 号)

② 基金設置の目的

職員の年齢別人数構成から、将来の定年退職に伴う年度別退職手当支出額において多額の偏りが生じることが予測されたため、柏市職員退職手当基金条例に基づき、平成 10 年度に当基金が設置された。

③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

職員人件費の削減額の一部を元金として積み立てるほか、旧沼南町との合併(平成 17 年 3 月)に伴い旧沼南町が加入していた退職手当組合からの清算金(1,440,269 千円)を元金として積み立ててきている。

一方、退職手当支出額が多額となる年度においては当基金を取り崩し一般会計に繰り出して退職手当支出に対応している。

④ 基金の活用状況

平成 10 年度から 22 年度までの基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	増加		減少	期末残高
	市繰入	利子	取崩高	
平成 10 年度	100,000	—	—	100,000
11 年度	310,880	142	—	411,022
12 年度	300,000	847	—	711,869
13 年度	—	196	—	712,065
14 年度	600,000	309	—	1,312,374
15 年度	300,000	395	—	1,612,769
16 年度	—	55	—	1,612,824
17 年度	400,000	154	—	2,012,978
18 年度	1,670,269	6,878	—	3,690,125
19 年度	—	16,391	—	3,706,516
20 年度	—	9,651	300,000	3,416,167
21 年度	—	19,575	745,000	2,690,742
22 年度	—	25,817	—	2,716,559
累計	3,681,149	80,410	1,045,000	2,716,559

(市資料より)

市によると、平成 29 年度までの大量退職期間において、単年度の退職手当額のうち 28～29 億円を超える部分について基金を充当する予定である。

市の説明では、平成 22 年度末の当基金残高(約 27 億円)は、平成 29 年度までの大量退職期間の退職手当額の不足額と見合っており、今後積み立てや退職手当債等を起債せずとも当基金の取り崩しにより対応可能である。

(単位：千円)

	退職手当額 ①	基金取崩額 ②	①－②	基金残高
平成 22 年度決算	2,798,952	—	2,798,952	2,716,559
平成 23 年度推計	2,651,490	—	2,651,490	2,716,559
平成 24 年度推計	2,898,574	49,000	2,849,574	2,667,559
平成 25 年度推計	2,719,818	—	2,719,818	2,667,559
平成 26 年度推計	3,390,200	540,000	2,850,200	2,127,559
平成 27 年度推計	3,832,200	982,000	2,850,200	1,145,559
平成 28 年度推計	3,174,574	325,000	2,849,574	820,559
平成 29 年度推計	3,159,446	309,000	2,850,446	511,559
平成 30 年度推計	2,251,000	—	2,251,000	511,559

(市資料より)

## (2) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項は見受けられなかった。

## 5. 柏市介護保険事業財政調整基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市介護保険事業財政調整基金条例(平成 12 年 3 月 24 日 条例第 10 号)

#### ② 基金設置の目的

介護保険事業(3 ヶ年計画期間)に係る財政の安定化を図るため、柏市介護保険事業財政調整基金条例に基づき、平成 11 年度に当基金が設置された。

#### ③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

介護給付費が見込みを下回る場合には保険料の余剰金を基金に積み立て、反対に、介護給付費が見込みを上回る場合には基金から必要額を取り崩すこととしている。計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料の抑制を図るため事業計画を策定して基金の取り崩しを行うこととしている。

#### ④ 基金の活用状況

介護保険料は、3 年ごとの事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3 年間を通じて財政の均衡を保つように設定されており、計画期間を通じた同一の保険料となるため、初年度の黒字額(余剰金)を基金として積み立て、次年度以降に備えることができるよう財政調整基金を設定している。

平成 11 年度から 22 年度までの基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	増加		減少	期末残高
	市繰入	利子	取崩高	
平成 11 年度	—	—	—	—
12 年度	—	—	—	—
13 年度	116,166	—	—	116,166
14 年度	666,081	117	—	782,363
15 年度	236,408	80	—	1,018,851
16 年度	150,210	176	—	1,169,237
17 年度	15,379	104	70,000	1,114,720
18 年度	4,772	1,660	135,000	986,152
19 年度	339,248	4,262	—	1,329,662
20 年度	358,681	5,866	—	1,694,209
21 年度	398,773	2,103	—	2,095,084
22 年度	109,895	2,288	—	2,207,267
累計	2,395,614	16,654	205,000	2,207,267

(市資料より)

現在は第 4 期介護保険事業計画(平成 21 年度～23 年度)期間中にあり、市によると、平成 23 年度取崩予定額は 370,106 千円である。平成 24 年度以降については、第 5 期事業計画(平成 24 年度～26 年度)にて策定する予定である。

65 歳以上の第 4 期事業計画の一人当たり介護保険料基準額は月 3,700 円であったが、今後の介護基盤の整備、介護職員の処遇改善や介護給付費の増大により保険料の急激な上昇を見込んでおり、その抑制を図るために第 5 期事業計画においては基金の取り崩しを予定している。

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見】

平成 22 年度までは介護給付費が見込みを下回って推移してきたことから保険料の余剰金を積み立てる場合が多く、基金残高が増加してきている。

市は、3 年毎の介護保険事業計画策定時にあわせた基金活用のシミュレーションは実施しているが、中長期的な積立額や取崩額に関するシミュレーションは実施していない。

市の厳しい財政事情に鑑みると、将来にわたる給付(保険給付費)と負担(保険料)のシミュレーションを実施したうえで、各事業計画期間における基金の残高の水準(基金の必要額)についての検討を実施する意義があると考えられる。

## 6. 柏市都市整備基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市都市整備基金条例(平成 11 年 3 月 30 日 条例第 26 号)

#### ② 基金設置の目的

良好な都市環境の整備を図り、均衡と発展性のある機能的なまちづくりを推進するために、柏市都市整備基金条例に基づき、平成 10 年度に当基金が設置された。

当時特定目的基金であった米軍柏通信所跡地利用対策基金(米軍柏通信所跡地利用対策基金条例 昭和 54 年柏市条例第 8 号)、柏市常磐新線対策基金(柏市常磐新線対策基金条例 昭和 62 年柏市条例第 3 号)及び柏市駅周辺整備基金(柏市駅周辺整備基金条例 昭和 63 年柏市条例第 4 号)を廃止して、当基金が設置された。

#### ③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

市民及び事業者等からの寄附金等を基金に積み立てる一方、道路・公園等の都市施設の整備、土地区画整理事業等の市街地開発事業に要する経費に充当するために基金の取り崩しを行うこととしている。

#### ④ 基金の活用状況

平成 10 年度から 22 年度までの基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	増加			減少	期末残高
	市繰入	寄附金	利子	取崩高	
平成 10 年度	4,000,000	—	—	—	4,000,000
11 年度	10	—	5,024	—	4,005,034
12 年度	—	—	7,352	600,000	3,412,386
13 年度	—	—	1,166	—	3,413,552
14 年度	—	—	197	1,990,000	1,423,749
15 年度	700,000	—	216	850,000	1,273,965
16 年度	914,000	—	28	—	2,187,993
17 年度	—	—	161	500,000	1,688,154
18 年度	200,000	—	3,670	—	1,891,824
19 年度	—	—	7,275	—	1,899,099
20 年度	—	9,659	6,841	—	1,915,599
21 年度	—	1,000	2,395	—	1,918,994
22 年度	—	12,546	1,905	800,000	1,133,445
累計額	5,814,010	23,205	36,230	4,740,000	1,133,445

(市資料より)

基金の処分については事実上財政課の都市整備に関わる予算編成上の財源不足分に充当されている。

平成 23 年度は以下の事業に充てるために基金を取り崩して一般会計に繰り出される予定である。なお、用途は財政課が決定している。

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ・ 柏市みどりの基金事業補助金     | 4,500 千円   |
| ・ 柏北部中央地区区画整理事業負担金  | 35,500 千円  |
| ・ こんぶくろ池公園整備事業土地購入費 | 200,000 千円 |

平成 24 年度以降の取り崩しについては未定である。

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見】

基金を管理する都市計画課では、予算編成にあたり、財政課からの指示のあった数値にて予算書類を作成し、形式的に決裁を行うにすぎず、内容の検討・検証は行っていない。また、繰替運用にあたっては、都市計画課は財政課の指示内容に基づいて伝票起票して決裁を形式的に行うにすぎず、内容の検討・検証は行っていない。

平成 22 年度における取崩額 800,000 千円の用途も都市計画課では把握していない状況であり、都市計画課で決裁を行う実質的な意味が存在しない。管理部署の一元化を図る必要があるのではないかと考える。

当基金は都市整備のための基金であるが、積み立てや取り崩しの方針等がなく、また、その裏付けとなる中長期的な事業計画もないため、基金の趣旨の具体性が欠けていると史料する。

基金の処分については、財政課の予算編成上の財源不足分に充当されており、財政調整基金に近い性格である。財政調整基金のように用途の制限がない方がより有効な利用が図れるため、財政調整基金との統合も含めた見直しを検討すべきではないかと考える。

## 7. 柏市福祉医療基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市福祉医療基金条例(平成 11 年 3 月 30 日 条例第 25 号)

#### ② 基金設置の目的

社会福祉事業及び地域医療の推進を図るため、柏市福祉医療基金条例に基づき、平成 10 年度に当基金が設置された。なお、保健、福祉、医療施策を総合的に推進することを目的として、当時の柏市社会福祉事業基金(柏市社会福祉事業基金条例 昭和 49 年柏市条例第 23 号)及び柏市地域医療整備基金(柏市地域医療整備基金条例 昭和 57 年柏市条例第 16 号)を一本化する形で当基金が設置された。



### ③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

一般会計の収支状況を考慮して福祉医療部門事業の財政調整的な役割を担うべく基金の積み立て及び取り崩しを行うこととしている。

### ④ 基金の活用状況

平成 10 年度から 22 年度までの基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	増加			減少	期末残高
	市繰入	寄附金	利子	取崩高	
平成 10 年度	1,664,000	—	—	—	1,664,000
11 年度	—	15,595	2,373	—	1,681,968
12 年度	—	4,491	3,356	—	1,689,814
13 年度	—	4,202	612	—	1,694,629
14 年度	—	3,460	107	600,000	1,098,196
15 年度	—	11,687	117	300,000	801,000
16 年度	200,000	2,275	89	—	1,012,364
17 年度	—	1,802	74	100,000	914,240
18 年度	—	1,621	1,510	—	917,371
19 年度	—	3,250	3,509	—	924,130
20 年度	—	2,453	2,694	—	929,277
21 年度	—	1,488	1,169	—	931,934
22 年度	—	826	907	348,909	584,759
累計額	1,864,000	53,151	16,517	1,348,909	584,759

(市資料より)

平成 22 年度末の基金残高は 584,759 千円であり、市の一般財源からの繰入金、寄附金及び基金の運用利子とから構成されている。

これまで、市立病院の改修や総合保健医療福祉施設(ウェルネス柏)の建設・備品購入等の支出に充てるために取り崩しが行われた。

市によると、今後の具体的な使用計画(取り崩し予定)はない。

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見】

当基金は平成 22 年度に総合保健医療福祉施設(ウェルネス柏)の建設工事等に充当され、基金の大きな目的の事業が終了しており、平成 23 年度以降の具体的な使用計画はない。柏市福祉医療基金条例では、基金の設置目的については、社会福祉事業と地域医療の推進を図るためとなっているが、その用途に関しては具体性に欠けると思料する。

社会福祉事業及び地域医療の推進という理念自体に疑問の余地はない。そのために一般会計・特別会計とは別に基金を設置することは重要である。しかし、当基金の現状は、結

果的には、福祉・医療事業の財源調整としての活用に留まっている。基金の設置目的からしてより強い具体性が求められると史料する。また、仮に具体的な施策との紐付けが容易でないならば財政調整基金のように用途の制限がない方がより有効な利用が図れるため、財政調整基金との統合も含めた見直しを検討すべきではないかと考える。

上述のとおり、総合保健医療福祉施設整備のために取り崩しているが、施設内の保健所は中核市として実施する業務であり、今後は一般会計で措置する考え方もあるのではないかと考える。

## 8. 柏市文化振興基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市文化振興基金条例(昭和 61 年 12 月 22 日 条例第 28 号)

#### ② 基金設置の目的

市民の自主的な文化活動を支援し、市内文化活動を活性化するため、柏市文化振興基金条例に基づき、昭和 61 年度に当基金が設置された。基金には、市からの出資金と、市民から受納した寄附金を積み立て、その利子を運用して文化の振興に役立てることが期待されている。

#### ③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

寄附金の受納は一般会計歳入に計上したのちこの基金に編入(繰入)を行う(条例第 2 条)。基金から生じる利息収入(運用益金)は、一般会計歳入に計上したのち事業の経費の財源に充て、または、この基金に編入(繰入)を行う(条例第 4 条)。

「柏市文化振興基金活用事業基準」によると、運用益金を活用して自主事業、助成事業、奨励事業、顕彰事業を実施することとされている。

#### ④ 基金の活用状況

平成 22 年度末の基金残高は 515,559 千円であり、市の一般会計からの繰入金 400,000 千円と寄附金 31,759 千円ならびに平成 8 年度までに生じた基金の運用利子 83,800 千円とから構成されている。平成 8 年度の一部の運用利子及び平成 9 年度以降の運用利子は一般会計に計上して歳出に充当している。

昭和 61 年度から平成 22 年度までの、基金増加内訳及び基金残高並びに事業経費額(一般会計歳出額)は次のとおりである。

(単位:千円)

年度	市繰入	寄附金	利子(ア) (注)	基金残高	事業経費額 (一般会計歳 出額)(イ)	(ア)-(イ)
昭和 61 年度	50,000	1,828	—	51,828	—	—
62 年度	—	2,289	2,100	56,217	—	—
63 年度	50,000	1,840	2,976	111,032	—	—
平成元年度	100,000	6,745	5,939	223,717	—	—
2 年度	—	740	17,011	241,467	—	—
3 年度	—	2,314	16,916	260,697	—	—
4 年度	—	2,343	13,187	276,227	—	—
5 年度	—	1,653	9,842	287,722	—	—
6 年度	—	1,034	6,597	295,353	—	—
7 年度	100,000	310	6,962	402,625	—	—
8 年度	100,000	1,770	2,271 (3,099)	506,666	828	2,271
9 年度	—	430	— (3,268)	507,096	10,160	△6,892
10 年度	—	1,201	— (3,195)	508,297	6,035	△2,840
11 年度	—	790	— (874)	509,087	11,321	△10,447
12 年度	—	5,500	— (1,140)	514,587	1,031	109
13 年度	—	130	— (215)	514,717	400	△185
14 年度	—	200	— (63)	514,917	400	△337
15 年度	—	—	— (29)	514,917	1,527	△1,498
16 年度	—	—	— (502)	514,917	579	△77
17 年度	—	98	— (554)	515,015	642	△88
18 年度	—	84	— (872)	515,099	400	472
19 年度	—	184	— (2,075)	515,283	743	1,333
20 年度	—	67	— (529)	515,350	683	△154
21 年度	—	96	— (1,108)	515,446	1,168	△60
22 年度	—	113	— (525)	515,559	700	△220
累計額	400,000	31,759	83,800	515,559	—	—

(市資料より)

(注) 平成 8 年度より、利子は一般会計に計上して歳出に充当している。このため、同年度以降の利子については全てカッコで記載し、基金残高には加算していない。

また、基金設置から平成 22 年度までの基金の活用件数及び活用額は次のとおりである。

なお、基金の活用は平成8年度から行われている。

(単位：千円)

	活用額 (活用件数)			
	自主事業	奨励事業	助成事業	合計
平成8年度	428 (1)	400 (6)	— (0)	828 (7)
9年度	8,476 (1)	255 (3)	1,430 (8)	10,165 (12)
10年度	4,935 (1)	30 (2)	800 (4)	6,035 (7)
11年度	9,870 (1)	400 (2)	1,051 (6)	11,321 (9)
12年度	— (0)	— (0)	1,031 (7)	1,031 (7)
13年度	— (0)	— (0)	400 (2)	400 (2)
14年度	— (0)	— (0)	400 (2)	400 (2)
15年度	— (0)	— (0)	1,527 (8)	1,527 (8)
16年度	— (0)	— (0)	579 (5)	579 (5)
17年度	— (0)	— (0)	642 (4)	642 (4)
18年度	— (0)	— (0)	400 (2)	400 (2)
19年度	— (0)	— (0)	743 (4)	743 (4)
20年度	— (0)	— (0)	683 (4)	683 (4)
21年度	— (0)	— (0)	1,168 (7)	1,168 (7)
22年度	— (0)	— (0)	700 (5)	700 (5)

上述の通り、当基金はその運用益金を活用して自主事業、助成事業、奨励事業、顕彰事業を実施することとされている。

しかし、奨励事業は平成12年度以降該当団体からの申請がなく、また顕彰事業は実施実績がない。自主事業については、平成12年度から平成22年度までは「柏市芸術文化自主事業基金」(平成22年度末廃止)を活用して実施され、当基金における自主事業の実施は平成12年度以降実績がない。現在は助成事業のみの実施となっている。

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見】

現在は助成事業のみの実施となっており、その助成事業に関しても平成20年度が4件、平成21年度が7件、平成22年度が5件と助成件数は決して多くはなく、また、対象者に

ついて安定的な活動を実施している団体(活動期間 5 年、10 年、15 年、20 年)に限定している関係で、助成対象者の門戸が狭い。現状では基金としての存在意義が必ずしも十分とは言えない。基金の PR 方法に工夫を施して市民に基金の意義を広く理解してもらい、寄附金の増加を図るとともに、助成対象者の門戸も広げるべきではないかと考える。この結果、応募者が増加して一定の助成枠を超過するような状況が発生した場合には、たとえば審査会の審査に基づく選定等による方法を採用してもいいのではないかと考える。

現状は活用件数及び活用額が少ないため、事業の経費は運用益金とほぼ同じ水準にとどまっている。運用益金の水準に活用額をとどめているのが実態である。運用益金を事業に充てるといふ基金設立当初の理念のもと基金の取り崩しは基金設置後現在に至るまで行われていないが、活用件数及び活用額を拡大した場合には、運用益金だけでは不足し、一般会計歳出の持ち出し幅が拡大する。その場合には、寄附によって積み立てられた部分(平成 22 年度末 31,759 千円)について取り崩すことが基金の趣旨及び寄附者の意図に沿うことになるのではないかと考える。

運用利回りについては、後述する「柏市スポーツ振興基金」で記載の通り、基金設置当時と今日とを比較すると大幅に低下しており、基金の資金が有効利用とならず固定化している状態にある。今日の低金利では市が目標として掲げている芸術文化の更なる活性化のための財源を賄うことは困難となる可能性もあることから、他の基金とのバランスを考慮して、基金を廃止して市繰入金(平成 22 年度末 400,000 千円)を一般会計に戻し入れることも検討に値すると考える。

## 9. 柏市スポーツ振興基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市スポーツ振興基金条例(昭和 59 年 12 月 27 日 条例第 34 号)

#### ② 基金設置の目的

市民のスポーツの振興を図ることを目的として、柏市スポーツ振興基金条例(以下「条例」という)に基づき、昭和 59 年度に当基金が設置された。

#### ③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

スポーツ振興のための寄附金は、基金として積み立てるものとされている(条例第 2 条第 1 項)。基金から生じる利息収入(運用益金)は、一般会計歳入予算に計上して、スポーツ振興事業の経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとされている(条例第 4 条)。

④ 基金の活用状況

平成 22 年度末の基金残高は 512,985 千円であり、その内訳は市の一般会計からの繰入金 400,000 千円、寄附金 34,739 千円及び基金の運用利子 78,246 千円である。但し、基金の運用利子を基金に編入したのは平成 5 年度までであり、翌 6 年度以降は一般会計歳入歳出予算に計上してスポーツ振興事業の経費(歳出)の財源に充てている。歳出の主なものは、全国大会等出場奨励金及びスポーツ顕彰楯の購入である。

昭和 59 年度から平成 22 年度までの基金残高、基金運用益(利子)及び歳出は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	市繰入	寄附金	利子(ア) (注)1.	基金残高	歳出(イ) (注)2.	(ア)-(イ)
昭和 59 年度	20,000	2,107	—	22,107		
60 年度	30,000	5,290	1,560	58,957		
61 年度	—	1,652	2,883	63,492		
62 年度	—	2,351	2,828	68,671		
63 年度	50,000	5,155	3,539	127,365		
平成元年度	100,000	2,387	6,813	236,565		
2 年度	—	230	18,503	255,298		
3 年度	—	3,220	18,379	276,897		
4 年度	—	134	13,369	290,400		
5 年度	—	634	10,372	301,406		
6 年度	—	107	(7,256)	301,513		
7 年度	100,000	664	(6,017)	402,177		
8 年度	100,000	770	(2,591)	502,947		
9 年度	—	180	(3,243)	503,127		
10 年度	—	429	(3,497)	503,556		
11 年度	—	1,173	(1,138)	504,729		
12 年度	—	5,225	(997)	509,954		
13 年度	—	200	(268)	510,154	10,542	△10,274
14 年度	—	136	(63)	510,290	9,704	△9,641
15 年度	—	260	(45)	510,550	7,736	△7,691
16 年度	—	614	(501)	511,164	7,468	△6,967
17 年度	—	151	(545)	511,315	7,590	△7,045
18 年度	—	384	(546)	511,699	5,446	△4,900
19 年度	—	220	(1,787)	511,919	5,173	△3,386
20 年度	—	423	(1,597)	512,342	6,056	△4,459
21 年度	—	360	(1,103)	512,702	5,699	△4,596
22 年度	—	283	(495)	512,985	6,378	△5,883
累計額	400,000	34,739	78,246	512,985	—	—

(市資料より)

- (注) 1. 平成 6 年度より、利子は一般歳出へ充当している。このため、同年度以降の利子については全てカッコで記載し、基金残高には加算していない。
2. 平成 12 年度以前の歳出については、文書保存期限の超過に伴いデータがない。このため歳出額及び利子と歳出額の差額については記載していない。

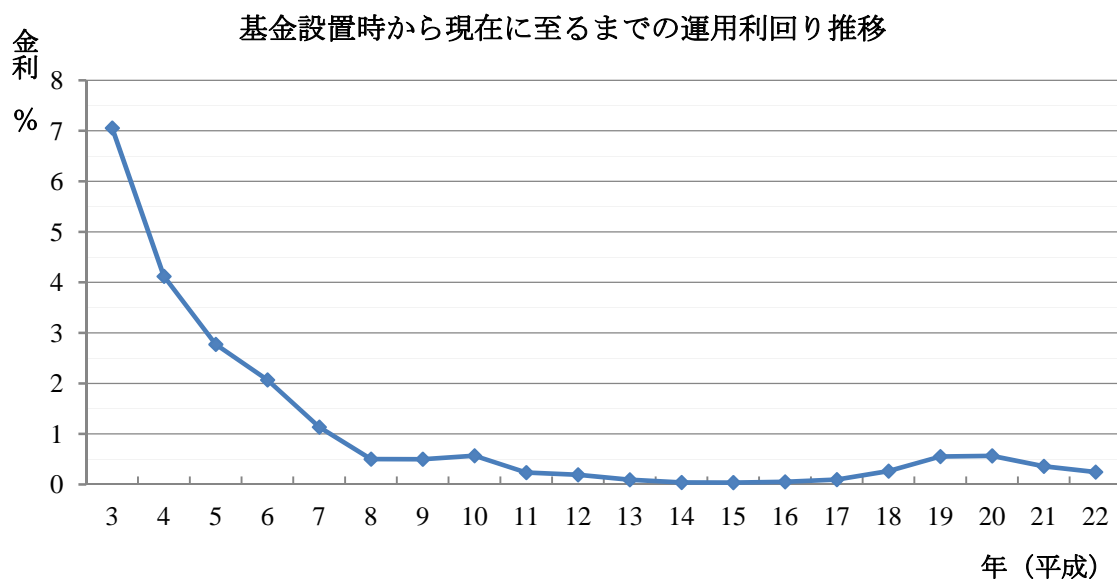
上記のとおり、平成13年度から22年度までの全ての年度において、歳出額が利子を大きく上回る状態となっている。これは市が当該基金を預金で運用しているが、預金利率が低いことから、歳出額を賄えないことになっているためである。

平成3年から22年までの過去20年間の定期預金の新規受入平均金利(預入金額1,000千円以上、預入期間3カ月以上6カ月未満)は次のとおりとなっており、利率が大きく減少している。

年	利率(%)
平成3年	7.055
4年	4.119
5年	2.772
6年	2.069
7年	1.135
8年	0.501
9年	0.500
10年	0.568
11年	0.234
12年	0.192

年	利率(%)
平成13年	0.092
14年	0.040
15年	0.037
16年	0.052
17年	0.096
18年	0.264
19年	0.553
20年	0.566
21年	0.360
22年	0.245

(日本銀行資料より)



## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見】

利率の低下から、基金の運用利子をもって全国大会等出場奨励金及びスポーツ顕彰に係る歳出財源のすべてを賄うことはできない状態となっており、その殆どを一般会計の歳出に依存している。ある程度の金利が稼げた時代のスキームは崩壊し、当該基金残高に相当する資金が固定化してしまっている状況にある。したがって、基金の活用方法の見直しを図ることが必要である。歳出額が利子を上回る場合には、当該部分を基金の取り崩しによ

って充当することも基金の趣旨に沿った活用方法であると考え。

または今日の低金利では財源を賄えないのは明らかであり、安定した財源の確保も見通せないことから、他の基金とのバランスを考慮し、市繰入金(平成 22 年度末残高 4 億円)を一般会計に戻し入れることも検討に値すると考える。但し、寄附等によって基金として積み立てられた部分については当該寄附の行われた趣旨に則り、一般会計に戻し入れるのではなく、当該歳出のために取り崩すことが望まれる。

## 10. 柏市国際交流振興基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市国際交流振興基金条例(昭和 58 年 12 月 14 日 条例第 22 号)

#### ② 基金設置の目的

昭和 48 年の米国トーランス市との姉妹都市提携、同 58 年の中国承德市との友好都市締結に伴い、今後の国際交流の振興に寄与するため、柏市国際交流振興基金条例に基づき、昭和 58 年度に当基金が設置された。その後、市は新たにグアム及びオーストラリアキャンデン町と友好都市提携を行い、国際交流を図っている。

#### ③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

基金の運用から生じる利息収入(運用益金)は、一般会計歳入に計上したのち国際交流事業の費用に充てられる(条例第 4 条)。基金は国際交流事業の実施に充てる場合にはその全部又は一部を処分することができることとされているが(条例第 5 条)、これまで取り崩しは行われていない。

#### ④ 基金の活用状況

平成 22 年度末の基金残高は 432,783 千円であり、市の一般財源からの繰入金 379,100 千円と寄附金 53,683 千円とから構成されている。

運用益金は一般会計歳入に計上された後、柏市国際交流協会への補助金に充てられている(注)。基金設置当時の目論見と異なり、近年の利率の低下から運用益金が減少しており、柏市国際交流協会への補助金支出額はそれを上回っている状況である。

(注) 柏市国際交流協会は平成 4 年度に設立された任意団体であり、平成 3 年度以前は、柏市・トーランス市姉妹都市委員会、柏市・承德市友好都市交流委員会への補助金に充てられた。

昭和 58 年度から平成 22 年度までの基金増加内訳及び基金残高並びに事業経費額(一般



会計歳出額)は次のとおりである。なお、昭和 58 年度から平成元年度の事業経費額(一般会計歳出額)については市に資料がないため記載していない。

(単位：千円)

年度	市繰入	寄附金	基金残高	利子(ア)	事業経費額 (一般会計歳 出額)(イ)	(ア)-(イ)
昭和 58 年度	29,000	1,493	30,493	—		
59 年度	30,000	8,958	69,452	2,137		
60 年度	20,000	7,019	96,470	4,864		
61 年度	—	3,744	100,214	6,499		
62 年度	—	7,070	107,284	4,538		
63 年度	100	7,895	115,280	4,887		
平成元年度	100,000	100	215,380	6,070		
2 年度	—	700	216,080	16,552	7,000	9,552
3 年度	200,000	1,200	417,280	15,556	10,300	5,256
4 年度	—	5,400	422,680	20,302	22,000	△1,698
5 年度	—	400	423,080	14,417	14,000	417
6 年度	—	204	423,283	9,689	9,000	689
7 年度	—	200	423,483	9,932	8,100	1,832
8 年度	—	200	423,683	3,405	10,100	△6,695
9 年度	—	200	423,883	2,245	11,100	△8,855
10 年度	—	200	424,083	2,063	9,800	△7,737
11 年度	—	200	424,283	723	6,000	△5,277
12 年度	—	5,200	429,483	709	6,000	△5,291
13 年度	—	200	429,683	207	5,000	△4,793
14 年度	—	200	429,883	53	6,300	△6,247
15 年度	—	1,000	430,883	74	6,300	△6,226
16 年度	—	700	431,583	38	7,000	△6,962
17 年度	—	200	431,783	36	8,150	△8,114
18 年度	—	200	431,983	499	7,800	△7,301
19 年度	—	200	432,183	1,738	7,800	△6,062
20 年度	—	200	432,383	1,361	7,020	△5,659
21 年度	—	200	432,583	718	7,020	△6,302
22 年度	—	200	432,783	420	7,020	△6,600
累計額	379,100	53,683	432,783	129,732	—	—

(市資料より)

基金設定時から平成 22 年度までの事業経費額の内訳は次のとおりである。なお、昭和 58 年度から平成元年度については市に資料がないため記載していない。

(単位：千円)

年度	運営費補助金	周年事業補助金	合計
平成 2 年度	7,000	—	7,000
3 年度	10,300	—	10,300
4 年度	9,000	13,000	22,000

年度	運営費補助金	周年事業補助金	合計
5年度	9,000	5,000	14,000
6年度	9,000	—	9,000
7年度	8,100	—	8,100
8年度	8,100	2,000	10,100
9年度	8,100	3,000	11,100
10年度	7,300	2,500	9,800
11年度	6,000	—	6,000
12年度	6,000	—	6,000
13年度	5,000	—	5,000
14年度	5,500	800	6,300
15年度	5,500	800	6,300
16年度	7,000	—	7,000
17年度	8,150	—	8,150
18年度	7,800	—	7,800
19年度	7,800	—	7,800
20年度	7,020	—	7,020
21年度	7,020	—	7,020
22年度	7,020	—	7,020

(市資料より)

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見】

基金の運用益金で国際交流事業の経費の財源のすべてを賄うことはできず、そのほとんどが一般会計歳出の持ち出しによっている。ある程度の金利が稼げた時代のスキームは崩壊し、資金が固定化しており、基金として積み立てておく意義が薄れている。したがって、基金の活用方法の見直しを図ることが必要と考える。

運用益金を事業に充てるという基金設立当初の理念のもと基金の取り崩しは基金設置後現在に至るまで行われていないが、寄附によって積み立てられた部分(平成22年度末53,683千円)について事業に充てて取り崩すことも基金の趣旨及び寄附者の意図に沿うことになるのではないかと考える。

また、今日の低金利下では運用益の増加を見込むことは困難であり、安定した財源の確保も見通せないことから、他の基金とのバランスを考慮して、基金を廃止して市繰入金(平成22年度末379,100千円)を一般会計に戻し入れることも検討に値すると考える。

## 1.1. 柏市庁舎建設基金

### (1) 概要

#### ① 根拠条例

柏市庁舎建設基金条例(平成5年3月30日 条例第7号)

② 基金設置の目的

第1庁舎(昭和40年築)の老朽化と第2庁舎(現本庁舎、昭和57年築)の狭隘化に伴う庁舎の増築・大規模改修等に備えて、柏市庁舎建設基金条例に基づき、平成4年度に当基金が設置された。

③ 基金の活用方法

当基金は「積立基金」である。

当基金設置に先立つ平成3年に、新庁舎の規模、場所、建設単価等に基づき、新庁舎の建設事業費が見積られた(「本庁舎調査研究会報告書」(平成3年12月))。

同報告書によると、建設事業費は約88億円で、起債額約22億円を除いた約66億円を基金積立額としており、平成4年から平成13年までの10年間で積み立てる計画であった。

④ 基金の活用状況

平成22年度末現在、当基金の積立額は約2億円程度にすぎず、基金設置当初の平成4年度と平成20年度にそれぞれ1億円ずつ繰り入れられたのみとなっている。なお、取り崩し実績はない。

平成4年度から22年度までの基金残高の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	増加		減少	期末残高
	市繰入	利子	取崩高	
平成4年度	100,000	—	—	100,000
5年度	—	3,375	—	103,375
6年度	—	1,920	—	105,295
7年度	—	998	—	106,293
8年度	—	456	—	106,750
9年度	—	464	—	107,214
10年度	—	522	—	107,736
11年度	—	229	—	107,965
12年度	—	175	—	108,140
13年度	—	36	—	108,176
14年度	—	43	—	108,220
15年度	—	33	—	108,252
16年度	—	10	—	108,262
17年度	—	11	—	108,273
18年度	—	139	—	108,412
19年度	—	398	—	108,810
20年度	100,000	383	—	209,193
21年度	—	390	—	209,583
22年度	—	280	—	209,864
累計額	200,000	9,864	—	209,864

(市資料より)

## (2) 監査の結果及び意見

### 【意見】

建築物の老朽化は自然の摂理として避けられず、現本庁舎は竣工後 30 年近く経過しており残存耐用年数は 20 年程度となっている。新庁舎の建設には市の財産として建設するにしても賃借するにしても相当の額の支出が予想される。新庁舎建設の際には起債によることも考えられるが、市民の負担の世代間の公平を図るためには起債と基金の積み立てとのバランスを図ることが望ましい。市もできるだけ自己資金の確保を行いたいと考えている。しかし、実際には基金設置後現在に至るまで計画的な積み立てができていない状況である。

財源の確保は難しいと予想されるが規則的・計画的にある程度強制的に積み立てを行う必要があるのではないかと考える。

また、本庁舎の建設事業費の見積りは基金設置前に行われているが、その後長期間が経過し、経済環境や見積りの前提等も大幅に変化していると思われるため、建設事業費の計算を再度行う必要があると考える。そして、計算結果により基金の規模や積立計画も再検討する必要があると考える。

## 1 2. 基金に係る総括意見

### 【意見】

基金は特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる。つまり、金銭等そのものを比較的短期的に回転させ、資金の充当あるいは元本運用による果実により目的となる事業を遂行し、さらに将来必要となる資金を積み立てるものである。

しかしながら、時代変遷による経済環境の変化や社会的ニーズの変化により、以下のように基金設置当初の目的と現状とに乖離が生じているものがある。

- ① 基金の内容が実質的に固定化していたり、長期の貸付金の形態となっていることから、必ずしも機動的な使用ができていない基金

例えば、土地開発基金は、その資金で不動産の機動的な取得を図り、また、事業の予算化に伴い、当該資金の回収を図る、というサイクルを繰り返すことで基金としての機能を発揮するものと考えられる。しかし、現状では事業化が長期に渡ったり、その進捗が遅れている土地はもちろんのこと、すでに事業が完了している土地でも一般会計の予算化の遅れから、資金の回収が遅延しているケースがある。このような長期の貸付金が基金の相当割合を占めており、即座に使用可能な資金の額が著しく減少してきている。

② 基金の設置目的に照らし、基金残高自体が不足している基金

例えば、庁舎建設基金については、現在の積立額は2億円程度であり、当初の積立想定額からは大幅な乖離が生じている。庁舎に限らず有形固定資産は時の経過により必ず劣化が生じ、将来の建設(あるいは賃借もありうると思われるが)が必ず必要となるものである。また、金額的な負担の大きさから、計画的な積み立てが必要であり、起債により資金調達を図ることを想定しても世代間負担の公平化を図る意味では同様と考える。現時点ではそのような計画的な積み立ては実施されておらず、想定される資金に対して相当の不足が生じている。

③ 運用タイプの基金

運用タイプの基金は、設置後の高金利の時代においては、金利収入という運用果実をもとに事業を遂行していくことが可能であったが、バブル経済崩壊後の低金利時代となってからは、運用果実による事業運用はもはや困難となっている。現在では、一般会計からの負担なくして事業遂行はできない状態である。例えば、国際交流振興基金は、基金の運用果実のみではその事業遂行が困難であり、その大半につき一般会計の負担において事業を遂行している。スポーツ振興基金及び文化振興基金も同様と考える。一般会計で賄っている以上、もはや元金が有効利用されているとは考えられず、ある意味では、資金がその役割を担えず長期的に固定化されていると考えられる。

④ 財政調整基金に類似した使用となっている基金

例えば、都市整備基金は都市整備目的の基金であり、その使途も都市整備に関わる支出に限定されているが、平成22年度に基金を取崩し使用された金額は、当初より予定された特定の事業・目的に対するものというわけではなく、むしろ財政調整基金と同様、財源不足を補う目的で使用されているものと考えられる。また、福祉医療基金についても社会福祉事業及び地域医療の推進を図るためという趣旨ではあるが、結果として少なからず都市整備基金と似た扱いとなっている。

このように、一方では不足する基金があり、他方では必ずしも効率的でない、固定化された基金がある。また、財政調整基金と一体で考えられる余地のある基金がある。長期に固定化され実質的には不動産そのものであるため、表面的な基金残高と実際に利用可能な資金残高との間に乖離が生じ、一般会計と基金の振替を実施できれば実態的に適合すると思われる基金もある。

以上から、個別の基金そのものについて、当初設置時の制度目的と現在及び将来を見据えた制度目的とを検討するとともに、現在の低金利時代における運用果実での事業遂行が困難と思われる状況を踏まえ、全体的な観点から各基金の適正な残高バランスにつき、再度検討する必要があるのではないかと考える。

この場合、基金の取り崩しや統合、振替等の実施が条例により困難であるならば、必要に応じ条例改正も視野に入れた基金のあり方を検討する必要があるのではないかと考える。

ちなみに、平成 23 年 3 月「柏市行政経営方針」の歳出抑制に向けた取組みでは、公共施設の有効活用と老朽化対策のため、基金を活用して、改修や改築の財源を確保するとされており、今後必要な基金の設置をめぐり市の施策とも合致するのではないかとと思われる。

以 上